

刑 政

刑務協會發行

第參拾五卷 第壹拾號

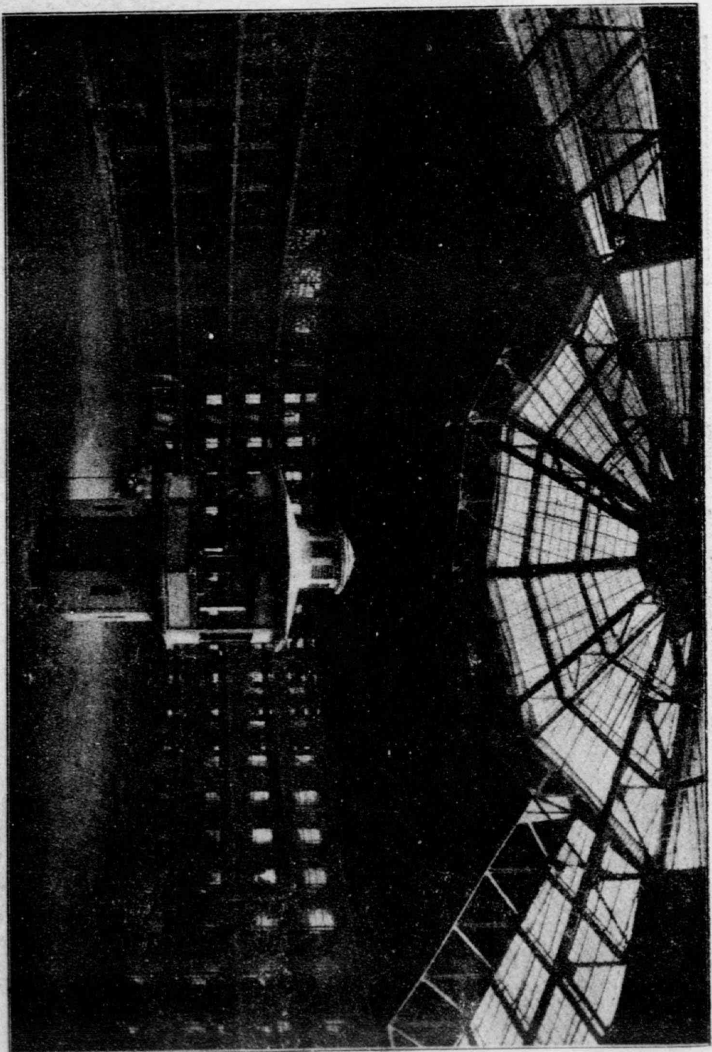
刑務協會役員

主	常	同	同	同	同	同	同	理	理	副	會	副	總
事	務							事	事	會	會	裁	裁
	理									長	長	長	長
	事												

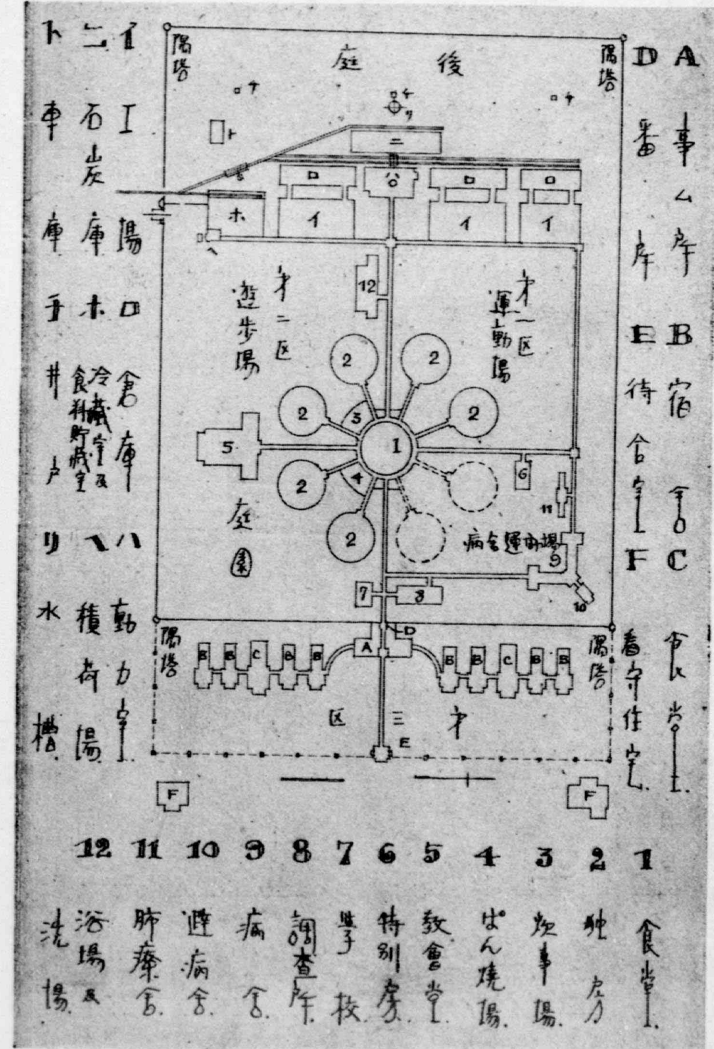
休職典獄補	前東京地方 裁判所判事	巢鴨刑務所長	豐多摩刑務所長	市ヶ谷刑務所長	小菅刑務所長	同	司法書記官	司法省保護課長	司法省行刑局長	司法省行刑局長	司法省保護課長	司法省行刑局長	司法次官	司法大臣
-------	----------------	--------	---------	---------	--------	---	-------	---------	---------	---------	---------	---------	------	------

伊	北	大	寺	野	有	辻	松	宮	山	宮	山	山	岡
藤	島	月	崎	口	馬		井	城	岡	城	岡	岡	野
忠	良	義			四	敬		長	萬	長	萬	萬	敬
次	平	勝	謹		郎		和	五	之	五	之	三	次
郎	吉	二	治	造	助	助	義	郎	助	郎	助	郎	郎

(六十九頁參照)



イリノイズ州立刑務所配置圖



行刑法規改正ノ趣旨

刑ハ犯人ニ對スル制裁ニシテ、之ヲ科スルニ依リ、良民ニ復歸セシムルコトヲ目的トス。故ニ刑ノ執行ヲ爲スニ當リテハ、一面ニ於テ嚴正ヲ旨トシ、刑罰ノ威嚴ヲ保持スルト同時ニ、他面ニ於テハ犯人ヲ善導シテ改過遷善ノ途ヲ講セサルヘカラス。此ヲ以テ從來ノ應報的刑罰思想ヨリ醸成セラレタル牢獄氣分ハ之ヲ一掃スルコトヲ要ス。仍テ官制ノ改正ヲ爲スニ當リ、監獄ノ名稱ヲ改メテ刑務所ト爲シ、其ノ長ヲ刑務所長トシ、監獄醫ヲ保健技師、保健技手ト改稱シタリ。殊ニ少年法ノ制定ニ因リ少年ニ對スル行刑ハ専ラ薰育主義タルヲ要スルカ故、從來分監タリシ少年監ヲ獨立セシメテ少年刑務所ト爲シ、所長以下職員ノ服制ニ付一般ト異ナルコトヲ得セシメタリ。右ノ觀念ヨリシテ刑務官吏ハ單ニ罪人ノ看守ヲ爲スニ止マラスシテ、積極的ニ之ヲ指導誘掖スルノ任務ヲ有スルモノナリ。今回刑務職員ノ官等俸給令中改正ヲ施シテ其ノ待遇ヲ向上セシメ、必要ニ應ジ刑務所ニ所長ノ外高等官ヲ任用スルコトヲ得セシメタル理由茲ニ存ス。又功勞記章ノ制ヲ設ケテ刑務官吏ノ功勞ヲ表彰シ以テ一般ヲ督勵ス。而シテ在來傭人タリシ授業手ヲ判任待遇ノ作業技手ト爲シ、因テ職業訓練ニ堪能ナル人材ヲ招致セントス。抑モ職業訓練ノ事タル社會的生存ニ缺クヘカラサル經濟能力ヲ附與スルモノニシテ、保健若ハ精神ノ化育ト共ニ行刑上重要ナル部面ニ屬シ、且亦作業ノ經理上ニモ多大ノ關係ヲ有スルモ

ノナリ。固ヨリ刑罰執行ノ條件タル作業ヲ以テ國庫ノ歳入増加ヲ目的ト爲スヘカラサルコト論ナキ所ナレトモ、現今ノ如ク政務カ一般經濟ト密接ナル聯繫ヲ保ツ時代ニ在リテハ行刑ノ本旨ニ悖戾セサル限リ成ルヘク有利ニ作業ノ經營ヲ爲サ、ルヘカラサルモノトス。作業章程ヲ改正シテ煩瑣ノ手續ヲ省キ事務ノ敏ト正確トヲ期シ、省令ヲ改正シテ作業賞與金ヲ定額ト爲シ、作業ノ種類如何ニ拘ラス本人ノ能力ニ對比シ適度ノ金額ヲ給與スヘキモノト爲シタルカ如キ、皆是レ前述ノ趣旨ヲ參酌シタル所ノモノナリ。要スルニ行刑ハ自由ヲ拘束シ緊張シタル強制勞動ヲ科スルヲ以テ實質ト爲シ、之ニ依リテ勤勉ノ氣風ト職業ノ訓練トヲ與ヘ同時ニ再ヒ良民ニ伍セシムル爲、身體精神ニ必要ナル保護ヲ加フルニ在リテ、這般ノ行刑法規ノ改正ハ偏ニ此ノ精神ニ出タルモノナリ。

山岡力助

改題之辭

刑は制裁であると同時に保護であると云ふ觀念は、學者に依て夙に唱導せられたのであるが、之が行刑の上に實現せざる限りは舊時に於ける牢獄の弊習は尙其跡を絶つことが出来ない。従て監獄改良の問題も徹底的に刷新する時期がないのである。

然るに當局は是等の點に就て銳意實質形式の兩方面から其制度の改革に努め遂に近く此觀念の下に法規が改正せられ、行刑の改善が體現され、行刑事業の基礎の確立を見るに至つたのは洵に刑事作業の爲め慶賀に堪へざる次第である。加之吾人が常に主張せる作業問題、教育、保健、少年囚の教育、刑務職員の待遇、其功勞表彰、乃至釋放後の保護に關する制度等總て實質的に解決を見るに至つたのは感謝の外はない。

更に形式の方面に於ては牢獄氣分の徵象たる監獄なる文字、此牢乎として抜き難かつた大文字が總ての機關から一掃された、恰も妬雲去りて明月皓々たるの思がある、即ち刑務所の廳名保健技師の職名は勿論、作業技手の細に至るまで、悉く其名稱が改められた。本會に於ても敝上の趣旨に基き、監獄の二字を拭ひ去て「刑務協會」なる名稱に改め斯業の改善遂行に就き一層の努力を致すこととした。

而して一方に於ては我協會雜誌を改題して新に「刑政」なる名稱を冠することとした、云ふまでもなく今後に於ける本誌の使命は、行刑の充實を計るの目的を以て、廣く刑事事業界の有ゆる方面に亘り研究、調査、報道、施設に努め、時に問題の提供者となり、時に其實行者となり、刑事作業の改良發達を計り以て斯界に貢獻するの信條の下に進むので、其範圍は刑事學の總てを網羅して頗る廣汎なる裡に、大方の援助に依り健實なる主張を爲さんとするのである。只徒に遠成を避け願負せず、徐ろに其主張に向つて進行せんことを宣し、茲に改題に附て一言を述べた次第である。

刑 政

第三十五卷第拾壹號目次

イリノイズ州立刑務所中央看守所……………(口繪)

行刑法規改正の趣旨……………(一)

改題の辭……………(三)

受刑者保護の新思想……………檢 正 木 亮……………(五)

假出獄制度に就いて……………司法省參事官 清水 行 恕……………(一七)

應報威嚇から教育善導へ……………豊多摩刑務所長 寺 崎 勝 治……………(二四)

監獄教育論……………輔成會囑託辯護士 大 澤 真 吉……………(三四)

矯正院教育に於ける自治制……………本會囑託藤 井 五 郎……………(四一)

米國行刑事情……………辻 生……………(四九)

米國に於ける囚人感化用活動寫眞の内容……………勝 岡 廊 善……………(六〇)

時事だより……………甲 突 生……………(六三)

予は看守諸君と語る……………小菅刑務所長 有 馬 四 郎 助……………(六四)

監獄官吏と囚人との感情問題を讀みて……………東 方 政 雄……………(六六)

イリノイズ進級制度……………野 尻 生……………(六九)

雜 感……………門 外 漢……………(七二)

巢鴨より……………北 斗 生……………(八〇)

監獄統計……………(八二)

キリ又キ……………(八三)

叙任—彙報—訓令通牒質疑回答—會報

受刑者保護の新思潮

正木 亮

-(6)-

(1)

歐洲大戰後の各國の刑事思潮が急激な變調を來したことは吾々の既に熟知するところである。「ピルクマイヤー」がミュンヘン大學總長に就任したとき瑞西刑法草案の光輝ある事業を評して同草案が刑罰と保安處分の概念を混雜ならしむる虞れがあるものだと非難したのは既に十六年の昔となつたのである。而も歐洲戦争後の歐洲の刑事思潮は最早刑罰と保安處分の混同を眼中に置かない程度に迄進んで來たのである。彼が其演説中に豫想した「新に作らるべき獨逸刑法もまた此の經路を進まねばならぬ」如く千九百十九年の新草案は第八十八條乃至第五五條の十八ヶ條の規定中に改善及保安處分(Massregeln der Besserung und Sicherung)を規定し、千九百二十二年の奧太利刑法草案(Oesterreichischer Gegenentwurf zu dem Allgemeinen Teil des Ersten Buches des Deutschen Strafgesetzbuch vom Jahre 1919.)には第七十六條より第九十八條迄實に二十三ヶ條の中に之を規定するに至つたのである。

從來は奧太利が法律を以つて僅に未成年者の矯正院 (Besserungsanstalten für Jugendliche) と放浪者、乞丐及淫賣婦の爲めの強制勞務場 (Zwangsarbeitsanstalten) のみを以つて充分なる保安設備として居たに拘はらず、右新草案が保安處分を刑法規定の中に包含せしめ、更に飲食店への出入禁止 (Wirtshausverbot) や酒癖者矯正院 (Trinkerheilanstalt) や危険なる常習犯罪人の監護 (Verwahrung gefährlicher Gewohnheitsverbrecher) 等を含むに至つたことは、刑罰の完成を期待するがためには、現在の行刑の期間のみでは足りないから、新入監防止と再入監防止を完全に爲さねばならぬといふ刑事思潮が興隆して來た結果であること論を俟たないところである。

勿論私は此の思潮が戦後に急に目醒めたものであるとは謂はない。何となれば英國が一八五四年感化院法を公布し、一八六六年感化院統一條例 (Reformatory school Consolidating and Amending Act) を出して以來此の思潮が漸次擴張されて來たことは何人も知る通りである。又既に伊太利が感化院及矯正院 (Istituto di educazione e di correzione) への收容を刑法々典に規定して居ることも着明な事實である、さり乍ら吾々は戦前に於ける此等の思潮は餘りに局限せられて居たことを思はねばならぬ。同時に此の局限せられて居た保安處分の擴張を必要とする思想は竟に爆發して戦後の諸國の草案に現はれて刑事思潮に一大波瀾を起したことを考へなければならぬ。

ピルクマイヤーや最近刑罰根本問題を着したゲルランドの如き應報刑論者は如斯刑罰と保安處分を刑法の法典の中に納め、而も獨逸草案第五五條及奧太利草案第九十八條の規定する如く、保安處分の執行に關し之を刑罰執行法 (Strafvollzugsgesetz) に委ねるに至つては、應報 (Vergeltung) を本質とする刑罰と然らざる保安處分とを混同するの甚だしきを痛罵するであらう。然し乍ら、刑罰の執行が漸次犯罪の鎮壓を目的とする方法を選び乍ら移り行くことは歴史の示すところである。而して其執行方法が時代思潮の流れに逆行すべきでないことは新しい應報刑論者も共に認めて居るところである。之によつて之を見れば、報應を離れて改善を目的とするヒュ머니リアンの多い今日の時代思潮として保安處分が刑罰の中に喰ひ込むことは自然の數であると謂はねばならぬかも知れない。さるにても戦後の刑事思

-(7)-

潮が刑罰より保安處分に傾き來つたことは一大變調と謂はねばならぬ。

恰も此の變調に漏れず刑罰執行方法自體にも一の變調を來たしたのである。即ち從來殆ど顧みられなかつた受刑者の保護事業がそれである。一定の期間丈け拘禁すれば萬事足れりとして居た執行方法は、刑罰の目的を害ふが故に刑罰の完成の上には必ずや一面受刑者の保護事業を發展せしめねばならぬとの新思潮が起つたのである。

(11)

私は今直ちに刑罰と保安處分とは其目的を同一にするが故に兩者の間に差異ありと認むるを得ずとする目的刑論者に加擔し賛同するものではない。然し乍ら兩者が密接に結び付いて來たことは否定するを得ないのである。古典學派の學徒は此の現象を以て保安處分の刑罰化といふであらうし、社會學派の學徒達は刑罰の保安處分化換言すれば刑罰の社會化と謂ふであらう。

其何れを主張するにしても兩者が互に密着して來たことは、現代の如く一定期間の刑罰の年限を定めて刑罰を行ふことが累犯防止の上に於て犯罪の未然の鎮壓の上に於て效力の薄弱なることを明かに語つて居るのである。他面から見れば「目は目を以つて酬ひらる」べや *Jus talionis* 即應報的正義のみが刑罰の目的でないことを示したのである。

如斯感化院や常習犯罪人保護所の如き保安設備が犯罪を時前及時後に於て防止するとの見地が明かになつて來て、其事實が興隆する以上刑罰の執行方法も亦之に應ずるが爲めに相當の變化を來さねばならぬことは自然の數理である。

現行の刑罰制度が刑罰の痛苦を知らしむる一の目的を有することは勿論ながら、他面に將來の犯行の爲め

に改善を計らねばならぬことを一の目的として有することも當然である。然らざれば保安處分による如何なる努力をも竟に水泡に歸さなければならぬ。此の理由によつて興つた刑罰執行上の新思潮が即ち受刑者の保護である。

此れ迄にも受刑者の保護事業は勿論行はれて居つた。即ち教誨教育が夫れであつた。然も其種の保護事業が如何なる程度に效を奏したかに就て吾々が確證を掴み得ぬのは一つの恨みである。只瀆神罪人に對して僧侶が慘酷であつた十七世紀以來今日の如き教誨教育の型を作るに至つた迄の長い間の歴史が受刑者にとつて最上の保護事業であつたことは私には悲しい保護事業の確證に過ぎないのである。而して受刑者を善に就かしむるに必要な保護事業が、口頭演述に限られざることは何人も認めねばならぬ真理である。殊に諸科學の發達は吾々にその中の何れをも保護の用に供すべく獻立をして呉れて居るのである。而も其何れをも選擇しようとしなかつた從來の保護事業は沈滞して居たと謂ふより外に理由を見出すに困難である。

我が行刑の當局が本年に入つて全國に亘り統一して雜誌「人」の供給を始めたこと、活動寫眞を以つて教養の資材としたことは上述の如き沈滞し來つた受刑者の保護事業の革新として如何に大きな試みであるかを思はねばならぬ。若しも社會が今尙「目は目を以て酬むらる」*Jus talionis*の時代であるならば、少くとも受刑者達に歡喜を以て迎へらるゝ雜誌や、活動寫眞を入れた今回の試みは社會に對する反逆であるであらう。而も此の試みは僅かにヒュマニタリアンのみの賞讃に止らなかつた事實を思ふとき、吾々は更に「善への保護事業」の發展を主張しなければならぬ。而して此の主張は今や各國の刑事思潮として大きな流れを爲して居るのである。此の流れに逆行しない迄も此の流れに流れず舊套を墨守することは竟に執行の目的を達成することを得ずして止まなければならぬのである。

右述べた如く我が當局は竟に受刑者保護の新思潮を容れて刑罰の社會化を行つたのであるが、此の受刑者保護の新思潮の實現は獨り我國のみならず世界的に大きな問題となつた。

曩きに保守國として有名な英國がカーヂフ監獄の一在監者に對し刑罰の執行中之を歸宅せしめて其妻の死に會はしめた事實は善への保護手段としての一の新しい試みであつた。アメリカが在監人に芝居見物をせしめたことも善への保護手段としての一の新しい試みであつた。普露西亞國が拘禁中の受刑者の改悛の情ある者に四日の期間を定めて休暇(Shraflaub)を與ふべきこと及效外散步を許すべきことを新刑罰執行法案に規定したことも善への保護手段としての新思潮の實現であつた。

如斯受刑者保護の新思潮が各國に興隆し來つた以上私は之を論じつゝ、急激な進歩を來した我行刑當局に更に此の思潮の忍容の多からんことを望まねばならぬのである。

然らば新しく興つた受刑者保護とは何であるか。

私が此に答へ得るものは實に一再に止まらないのである、さり乍ら私は茲に其代表的保護事業を摘出して之を紹介しようと思ふ。

吾々が一九二二年に公にせられた普露西亞司法刑務所規則草案(Dienst- und Vollzugsordnung für die Gefangenenanstalten der Justizverwaltung in Preussen)を入念に讀むならば其規定の殆ど全部に通じて受刑者保護の思想の織込まれて居ることを感ずるのであらう、そして殊に第三章第二十九條乃至第二十九條ノ二に規定せる刑務所顧問會(Strafanstaltsbehörden)第四章第五節第六十九條ノ二第十一項の刑罰執行中に於ける出監休暇(Straturlaub)第九章第五節第四百一一條の外出(Ausgänge)の三點が近時の新思潮の代表規定を爲して居

ることは何人も感知し得るのである。

刑法は自由刑に當るものを一定の期間監獄に於て執行を受くべきことに命じて居る、而して其期間假令短時日たりとも之に休暇(Straturlaub)を與へ得ることを豫定しては居ないのである。此點は刑法が極めて短い刑罰期間を定めて居ることによつても明かである、而も刑法を前提として働かねばならぬ執行法規に於て如斯超越の規定を制定する點に就ては相當に議論が起らねばならぬこと勿論である。而して監獄(刑法上の字句に拘底す)を應報の具とする Jus talionis 一派の學者は刑法の規定に違背するものであると非難するであらう。然しゲルランドの如く刑罰の本質が應報であると斷定して居る學者も反面に其執行方法が社會現象に伴つて移動することを認めて居るのであるから、既に今日の刑法が規定する刑期は其間に惡行の反動としての價値が充分に表はさるるならば、敢て終始一貫して拘禁を續くる必要を見出さないのである此の點は目的刑論者の他に應報刑論者も認めて居るのである。

而して前述の如き休暇(Straturlaub)や外出(Ausgänge)が起る前提として刑期が必ずしも其の間を全部拘禁に使用されなければならぬものでないことは假出獄(vorläufige Entlassung)の制度が一般に行はれて居ることにより明かである。即刑期を有効に區分し之に休暇其他の間隙を置くことか刑法の刑期制定の立法上の眞意を害するものでないことを明に示したと見ることが出来るのである。況んや保安處分が刑罰の領域に喰ひ込んで來た今日に於てをやである。

又他に説を爲す者ありて曰はん、如斯刑罰執行中に拘はらず之に休暇を與ふるとき、其の歸宅中の日數は之を刑罰執行の期間の一部と見ることが出来ないものである。然し乍ら吾々は刑罰の本體が一面受刑者の心理的強制(Psychischer Zwang)であるとのフオイエルバッハの説を斟酌するとき休暇中の受刑者が再び實

刑を受けざるべからざる心的恐怖と現在受刑中であるとの悲感とは何れも彼が心理的強制即ち刑罰を受けつゝあることを妨ぐるものでないことを思はねばならぬ、例へば伊太利に於ける拘留刑 (arresto) 一ヶ月を超えざるべき、其刑を受くべき者が累犯者に非ざるか又は少年者なるべき之に換ゆるに閉門 (Hausarrest) を以てして居るが、而も其受刑者が刑罰執行を受けつゝあることは之を否定することが出来ないものである何となれば彼等は即ち心理的強制を受けつゝあるからである。只監獄刑の一部分をさいて閉門刑に委ぬるの異觀の點は之を否定することは出来ない、雖、私が屢々述べた如く、既に今日の思潮が刑罰の領域を保安處分に割讓することを認めて居る以上、吾々は此の期間を以て執行の目的を達成する爲めの監獄の延長と認むるも毫も支障を來さないであらう。

(四)

次に刑務所顧問會の設立に對しても亦相當の議論が生ずるであらう。

刑罰の執行が密行であるべきことは行刑學者の殆ど一致して居るところである。然るに拘はらず刑務官に非ざる者を加せしめて刑罰の執行に參與せしめんか爲めの顧問會を設立せんとする現今の傾向か、此の密行主義を打破するが如きは學理に乖反する非難を受くべき様に思考せらるるのである。

さき乍ら刑罰執行の密行主義の反面に至公至正を以て執行の本則とせることは忘れてならぬ原則である。此の二方面あるが故に昔の執行には戒護上に痛め吟味が行はれ、受刑者が役人より偏愛せらるるの不詳事が行はれて居たのである。而して其二者の中何れか主にして何れか従であるかを論ずるならば、密行主義を主として公正の原則を従とすることは昔のことであり、公正の原則を主として密行主義を従としなければならぬことは今日の原則である。密行主義の起原が監規尊重にあるならば受刑者の改善に重きを置くに至つた今日

の密行主義には寛大な融通性を與へなくてはならぬ。

モンテスキューが刑罰の殘忍なる執行が善良なる國民性を害すると説いて以來、死刑の公開執行が密行主義に變化し來りつつあることは人間の博愛心の向上であつて、何時かは死刑廢止の道程とならねばならぬ之と正反對に自由刑執行の密行が寛大に移ることも人間の博愛心の向上である。進路は正反對であるけれども基點は同じき博愛心である。即ち同じ受刑者を同じき執行に従はしめ善へ向はしむることは執行上の理想でなければならぬ即ち受刑者に對する平等愛は執行の基本とならねばならない。

さき乍ら吾々の心が絕對に公正であり得ない如く、執行官が絕對に公正であり得ないことも勿論である。さらば此の缺陷を補ふ爲めに何等かの方法を求めなければ執行の公正原則は萬全であり得ないのである。此理由と密行主義の原則を比例するとき、吾々は竟に公正原則に服従せざるを得ないのである。而して其公正を完結に近からしめんか爲めに生じたものが即ち刑務所顧問會 (Strafstaatsbeiräte) である。吾々は此の制度が興隆するに至つた其原因も亦休暇や外出を定めた前述の原因と同じく「善への執行」を目的とする近代の受刑者保護の新思潮に置かねばならぬ。平等愛を基礎として流れ來つた此等の新思潮は、竟に密行主義を害するとの非難を免るのではあるまいか。

(五)

然らば刑罰執行中の休暇 (Strafurlaub) 外出 (Ausgänge) 刑務所顧問會 (Strafstaatsbeiräte) とは何であるか、私は左に簡單に説明しようと思ふ。

刑務所顧問會とは刑務官及刑務官以外の者が刑罰執行に參與し、刑務官が其執行を爲すに當り、其公正を守ることに注意し受刑者が人的及物的に不當なる處置を受けざる様受刑者を保護し、且受刑者を居室に訪問

して之が改善を計るを以て目的とするものであるから、一面受刑者に對して刑罰の公平を知らしめ他面之を善に誘導すべき執行の手段として無くてはならぬものである。而して刑の執行方法が近時の如く累進制 (Progressivsystem) に移動し來つた時に當つては、最も必要な制度と謂はねばならぬ。斯る故に英國及匈牙利に於ては既に行はれて居たのであつた。即ち英國に於けるブリズン、コムミチー及匈牙利に於けるアフジヒツ、コムミツシオンが夫れである。而して刑罰の執行方法が不定期刑制度の階梯とも認め得べき累進制の氣運に向つたとき、此の顧問會の設立を要望する思潮の生じ來つたことは寧ろ偶然に非ざることを思はねばならぬ。

而して普露西亞草案によつて顧問會組織及成立其職務を見るに、同國の顧問會は刑罰執行の監督に關與するものであつて、百人以下の收容力ある刑務所に對しては、三名夫れ以上の刑務所に於ては、五名の委員を以つて組織し臨時増員を許して居る。顧問となり得るものは其職業名譽職上又は其他の動作によつて刑罰執行及在監者の取扱に對し幾分諒解あることを條件とし得べき人民の各階級の男女に任命することにして居る (D. u. V. f. d. Gefangenanstalten der Justizverwaltung in Preussen §§ 29, 29a.) 之に對し前述の密行主義の點を考慮し、其秘密を守るの義務を負はしめ、受刑者の處遇に關する人的及物的の監督を爲さしめて居る。 (§ 29b.)

此の制度が普國刑務所規則に生れ來つたことは同規則が受刑者保護を一方方針として制定されたことに對し洵に徹底したものであるといはなければならぬ、何となれば、此等顧問達は自己が關與した受刑者達の拘禁中のみならず其釋放後に於ても力強い援助者でなければならぬからである。今や此の制度の設立は世界的思潮となり來つて居る、而して我當局が前述の如き受刑者保護の偉大なる功績を擧げ得た以上更に百尺竿頭一步を進めて茲に至ることは想像に難くないことを信するのである。

最後に受刑者保護事業中の異彩とも謂ふべき執行中の休暇及外出に就て述べよう。私達が「アメリカでは監獄でベース、ボールをやらして居る」とか「芝居見物をさせて居る」と聞くとき、何人も其突飛に驚嘆すであらう。豈圖らんや、此は近時に於ける受刑者保護の新思潮であつたのである。換言すれば刑罰執行の社會化であつた。此れと同様の傾向に基いて普露西亞新草案は其第六十九條第十一項に於て「四日以下の期間を以て監外に出づることを得る休暇を與ふ、休暇は刑期三分の二に服し、殘刑一年未滿なるとき始めて之を許す」と規定し、同第四百一一條に於ては「所長は逃走の虞なき在監者か其自由時間中刑務所々在の郊外を散歩することを許可し得此の許可は原則として一週少くも一回之を與ふべし」と規定して居る。此の趣旨を付度するならば間隙なき不斷の拘禁は執行の完全なる目的を達し得るものではないとの新しい主張の表現であると思得るであらう。善への執行方法であると認められ、而も刑罰の本質を害することがないならば、吾々は之を試むることが最善の方法であらねばならぬと思ふ。

曩に明治七年一月……………我當局が「懲役人の父母危篤なる時は其因を父母所在の地に押送して面會することを許す」との達示を出して居る。又石川島人足寄場にては釋放一月前より「他出」と稱して外出を許して居る、而して之は上述の *Stricharbeit* の前提であり且親子の愛を利用して善へ行かしむる受刑者保護の立派な方法であつた。不幸にも我が現行監獄法規は此の特色ありし達示及前例の趣旨を採用することなくして了つたのである。而して其制法事業の不注意はやがては諸外國の思潮の中に喰ひ込まねばならぬ原因を爲したのであつた。

私は以上述べた受刑者保護の新思潮がどの程度迄に制法事業の基礎となるかを豫断し得ないものである。又どの程度迄其實效をもたらすものかを豫見し得ないものである。さり乍ら今後の刑罰執行は愛に基く執行を一つの要素として進まねばならぬことは既に事實となつて来たのである。親子の愛、夫婦の愛、友達としての愛、その何れも犯罪人を善に向かしめる執行の用具でないものはないのである。

只私が如斯愛に基く執行を主張するめに刑務所の存在の本旨を忘れてはならぬ、刑務所の執行方法として採る最上の手段が愛に基く執行でなければならぬと謂ふのである。

刑罰の威力は飽く迄存しなければならぬ、さり乍ら其威力の眞の効果を表はすものは愛でなければならぬ。換言すれば刑罰の威力は父の叱責であつて刑罰の愛の執行は母の慈愛でなければならぬ。かくて刑罰の本質は萬全であり其執行は光輝ある社會制度の擁護者となるであらう。(大正二、二、二二日)

假出獄制度に就いて (承前)

司法省參事官 清水 行 恕

假出獄に依り釋放せられた者は釋放の日より刑期の満了に至るまで特別の警察監視に服さねばならぬ、其の警察監視は假出獄者が出獄によつて與へられた恩恵を濫用することを防止するために繼續的に行はるゝものである。然しながら假出獄者が監視を受けるために其の生活を迫害せられ或は公衆の侮蔑を受くるやうな方法を以て警察監視をなすことは之を避けねばならぬ。これ共同命令第十一條の規定する所である假出獄者に對する警察監視につき共同命令が右の如く假出獄者に對し不利益なる結果を來すやうな方法を以て警察監視をなすことを禁ずる主旨の規定をなして居ることは頗る用意周到のこと、云ふべきである。假出獄者に對する警察監視が餘りに嚴重に過ぎるが爲めに、却て假出獄の趣意を没却するに至るやうなことは必ずしも其の例に乏しくない。例へば假出獄者が商人とか工場主とかに雇はれて眞面目に業務に従事して居るに拘らず制服着用の警察官が主人の營業所又は工場に趣き他の店員又は職工の面前に於て其假出獄者の行動を調査するが如きことあるならば、之れによつて其者の犯罪者なりしことが曝露せられ、折角改心して居た假出獄者をして自暴自棄に陥らしめ、之がために其假出獄者が再び犯罪者となるやうなことは決して絶無なことではない。假出獄者に對し何等かの監督を講ずべきことは謂ふをまたない。然しながら理想から云へば警察官をして此監視の任に當たらしむることは望まじきことではない。例令へ右の共同命令第十一條の如き規定があ

つたとしても、警察官をして監視をなさしむることは兎角弊害を醸成し易い、勿論假出獄者は全然刑罰の羈絆を脱却したものでないけれども、成るべく之を遇するに完全なる自由人と同様な態度を以てし、假出獄を與へられたことによつて表彰せられた改悛の事實を尊重し、益々其の人間味を向上發展せしむることが必要である。而して之が爲めには其自尊心を傷げざることに留意し、且つ自尊心を利用することが有益且つ必要である。然るに警察の監視制度なるものはどうしても遺憾な點があるから、假出獄者に對する監視制度は大に考慮を費さねばならぬ。彼の保護團體をして監視をなさしむると云ふことも参考に資すべき案であると思ふ。現に Richard Görlich の如きは其著假出獄論に於て假出獄者の監視は保護團體又は信用ある個人に委すべしであると主張して居る (Richard Görlich, Vorläufige Entlassung s. 116.)

△ 監視は釋放地又は滞在地の警察官署に於て上級警察官署の監督の下に之を行ふのである。警察官署は監視をなすに當つては共同命令第十一條に規定してある原則を遵守すべきは勿論であるが、其の外尙其警察官署の意見によつて適當なる取扱ひをなすことが出来るのである。殊に監視をなす警察官署は獨逸刑法が刑期滿了後監視を受ける者に對して規定したる同刑法第三十九條第一號及び第三號の規定に基く制限の外尙其以外の制限をも假出獄者に對して假りに加へることが出来る。(共同命令第十二條)

△ 假出獄者は住居の移轉に關して特別の制限を受ける即ち警察官署の許可を得ずして四十八時間以上釋放地又は滞在以外に居ることは出来ない。又他の地に滞在する場合に於ては其の土地の警察官署の許可なくしては四十八時間以上其の土地に滞在することは出来ない。而して右の許可を受けるには假出獄者自身警察官署に出頭し、且つ假出獄證書を呈示して之れを請求しなければならぬ。此許可の申請を受けたる警察官署は假出獄者が法規違犯の行爲をなすの恐れあり、若くは不規則なる生活に居るものと認めらるべき理由あるときは其許可を與へないのである。假出獄者が滞在地を變更し新滞在地に向け出發したるときは従前の滞在地の警察官署は新滞在地の警察官署に對し其旨を通報しなくてはならない。假出獄者が新滞在地に到着したるときは新滞在地の警察官署は従前の滞在地の警察官署に其旨を通報しなければならぬ。(共同命令第十三條)

△ 最後に假出獄の取消に關することを述べて見たい。假出獄は假出獄者が犯罪行爲をなしたる場合の外尙

(一) 假出獄者が住居の制限に違犯したる場合 (二) 勞働を厭ひ若くは飲酒に耽り其他不秩序なる生活をなしたる場合 (三) 悪評ある人物と交際をし若くは悪評ある人物と住居を共にしたる場合生計を營むに足るの収入なき場合等に取消さるゝのである。

(一) 釋放地若くは滞在地の許可を得ずして其の地を退去し四十八時間以上に及ぶとき、若くは他の地に趣くとの許可を得たる場合に於て其の許可の條件に違犯したる場合に於ては警察官署は嚴重に假出獄者の搜索をなすべく又假出獄の取消の爲めに共同命令第十五條による手續をしなければならぬ。(共同命令第十四條) (二) 假出獄者が勞働を厭ひ若くは、飲酒に耽り其他不秩序なる生活をなしたる場合に於ては、警察官署は先づ警告を發する。若し此警告にも拘らず行動を改めざるときは警察官署は獨逸刑法第二十四條に従ひ、共同命令第五條又は第八條の司法官廳に假出獄の取消の申立をなさねばならぬ。其の申立を受けたる司法官廳は司法大臣に其の旨を報告しなければならぬ。(共同命令第十五條)

(三) 假出獄者が悪評ある人物と交際し若くは悪評ある人物と住居を共にしたる場合に於ても又右と同様の手

績をなすべきである。

(四) 生計を営むに足る収入なき場合に於ても又同様である。

以上の場合に於て警察官署は公共の安寧を維持するために急迫なる必要ありと認めたるときは、獨逸刑法第二十五條第二項に従ひ假出獄者を假に逮捕し、速に當該司法官廳に報告し、且つ假出獄の取消に關する最終の決定あるまで假出獄者を留置しなければならない。(獨逸刑法第二十條共同命令第十五條)

假出獄者が犯罪行爲をなしたるときは、假出獄を取消するべきことは獨逸刑法第二十四條が行狀不良なるときは何時にても假出獄を取消すことを得と規定しあるに徴し明瞭である。従つて假出獄者が犯罪行爲をなしたりとの嫌疑を生じたるときは假出獄取消の便宜上司法官廳より司法大臣に之を報告せしむることを必要とする。茲に於てか一八七一年十二月二十三日の一般命令は此報告に關する準則を定めて居る。即ち假出獄に對し其の刑期満了前に假出獄期間内の犯罪行爲につき、刑事の訴追ありたる場合には檢事は所轄檢事長若くは之に代る官廳に之を報告し、特に犯罪行爲の爲めに假出獄者を逮捕したるときは必ず此報告をなさなければならぬ。而して此報告を受けた檢事長は其の報告に自己の意見を付して直ちに之を司法大臣に提出することになつて居る。

假出獄を取消されたる出獄者は曩に釋放せられたる監獄に遞送せられる。釋放せられたる監獄が遠隔の地にある場合には最寄にある同種の監獄の監督司法官廳の許可を得て其の監獄内に收容することが出来る。而して執行を受くべき殘刑期間の計算に就ては獨逸刑法第二十四條第二項及第二十五條第三項の規定を顧慮しなければならぬ。(共同命令第十六條)

共同命令第十四條による搜索をなすにつき要したる費用、共同命令第十五條の規定により假出獄者を假り

に逮捕するに要したる費用、假出獄取消の場合に於て受刑者を監獄に送還するに要したる費用は刑罰執行の費用となし、監獄金庫より支拂はるゝものとなつて居る。而して其の費用は受刑者の財産より之を取戻すことが出来るのである。一八七二年三月二十五日の内務大臣の通牒によれば、右に掲げたる費用は其の受刑者が假出獄前既に取得したる作業賞與金及再入監後取得したる作業賞與金より支出することが出来る。(共同命令第十七條假出獄取消に關係ある費用を假出獄者に負擔せしむるといふ此制度は假出獄取消の原因たる事實の發生を抑止する上に於て相當の効果があると考へる。

第三 佛蘭西に於ける假出獄制度

佛蘭西に於ても亦他の文明諸國の如く假出獄制度が認められて居る。然し其假出獄に關する規定は我國や獨逸の様に刑法中に定められては居らない。佛蘭西の假出獄に關する規定は千八百八十五年八月十四日の累犯防止に關する法律 *Loi sur les moyens de prévenir la récidive (libération conditionnelle, patronage, réhabilitation)* に依つて初めて設けられたのである。尤も其以前にも二三の法律や省令といふ様なもので假出獄の精神を承認した事實はあるが、佛蘭西に假出獄の制度の確立せられたのは右の法律の出來た千八百八十五年であつて、我國に於て假出獄制度を認めた舊刑法の發布せられ千八百八十年より後ること五年である。

右の如く佛蘭西に假出獄制度の確立せられたのは千八百八十五年であるけれども、其萌芽は既に千八百十年に出來た佛蘭西刑法中に存在して居るのである。而して後年佛蘭西が假出獄制度を完成するに至つたのは

大に英米制度の研究に負ふところが多かつたこと勿論であるが、其の萌芽の時代に於ては佛蘭西は何等他國の制度を模倣し又は之を參考とすることなく、單に佛蘭西刑法に於ける少年犯罪者の處遇よりして監獄の生活と自由の境涯との中間の過渡的階段として假の自由を認めることを考へ出したのであつて、此意味に於て佛蘭西は英吉利と共に假出獄の思想の先覺者である。然るに彼の Garraud の如きは其の著 *Traité du droit Penal Français* に於て佛蘭西のみが假出獄の發案者であると説いて居るのは誤である。

千八百十年の佛蘭西刑法第六十六條及び第六十七條は實に佛蘭西に假出獄制度の生れる根元である。此の規定は十六歳未満の犯罪少年の刑罰責任に關するものであつて、裁判官は辨別能力の有無を標準として刑罰責任の有無を決定し、辨別能力ありと認むるときは有罪とし之を認め難きときは無罪と爲すのである。而して有罪の場合には一定の條件の下に犯罪少年を懲治監に拘禁するは勿論、無罪の場合に於ても其の兩親に引取らしめ難きときは一定の年限を定めて犯罪少年を懲治監に送致することになつて居る。均しく懲治監に拘禁するのではあるけれども、有罪者を收容するのは刑の執行の爲めであつて、無罪者を收容するのは感化匡正の爲めであることは毫末も疑を挿む餘地が無いけれども、實際の運用に於ては此區別を意識して劃然たる別異を取扱をなすことなく、稍其の目的をも無視したる處遇をなして居たのである。然るに千八百三十二年十二月三日に内務大臣 D'Argout 氏に依つて發せられた命令に於て有罪者と無罪者との處遇に一變化を來したのである。

千八百三十二年十二月三日の命令に依れば、辨別能力なくして犯罪行為をなしたる少年にして懲治監に收

容せられたる者が行狀善良なるときは、何時にても取消すべき條件を以て假に之を釋放し農業家又は工業家に徒弟として就業せしめることになつた。此の如く徒弟とならしむる爲めに假に釋放 (Placer au Patronage) することは佛蘭西刑法第六十六條に依り無罪を言渡された者に對してのみ行はるるものなるが故に、此制度は決して刑罰執行の方法に關するものではない。感化匡正の一個の手段として認められたものといふべきである。辨別能力を缺くにより無罪の言渡を受けたる少年が、懲治監に拘禁せらるゝ期間は裁判官の定むる所である。其短期に付ては法律上制限なきも實際の慣行に依れば大抵一年である。其長期に付ては刑法は滿二十歳に至る迄に制限して居る。従つて徒弟として農業家又は工業家の所に使はれるのも滿二十歳迄である。假釋放は裁判所の定めた拘禁期間後に於て其の取消をなし得ざること固より云ふを待たぬところである。

其の後一八五〇年八月五日少年囚の教育及保護に關する法律 *Loi sur l'éducation et le patronage des jeunes délinquans* 發布せられ、假釋放の範圍が擴張せられた。其の第九條には、少年犯罪者は刑罰の執行の爲めに懲治監に收容せられたると將又感化匡正の爲めに收容せられたるを問はず、一定の條件の下に試みに徒弟として釋放せらるることを得るといふ趣旨を規定して居る。(Les jeunes délinquans des colonies pénitentiaires peuvent obtenir, à titre d'épreuve, et sous des conditions déterminées par le règlement d'administration publique d'être placés provisoirement hors de la colonie.) 此の規定に依つて辨別能力ありと認められ、有罪の宣告を受けの刑執行の爲めに懲治監に收容せられた犯罪少年に付いても亦徒弟として假に釋放する制度が創設せられたのである。少年犯罪者を假に釋放して徒弟となし一定の職業を與へるといふことは實に佛蘭西の刑界制度に於ける一大特色であつて、刑事政策上大に考量の餘地あることと考へられる。

應報威嚇から教育善導へ

(刑罰の改造)

豊多摩刑務所長 寺崎 勝治

(一)

國法の禁を犯し、非曲を企てるもの其の數甚だ多い。而して各犯罪何れも特色あるものにして、縦令一事件と雖も同一事件はないのである。罪名は同一でも、刑名は同一でも同一の事件なるものはあり得ないのである。彼の竊盜事件の如きは其の數甚だ多くして、彼は類似した事件はあるけれども、或は主觀的事情に於て異なり、或は客觀的事情に於て同一でない。従て同一事件として評價することは出來ないのである。即ち罪名同一でも、刑名同一でも特別の事象を有し特別の色彩を持つて居るからして、其

の意思、其の動機、其の結果に就いて各別の批判をしなければならぬ。而して其の當然の結果として懲役刑を科せざるを得ざるものもあらう、謹慎を命じただけで十分なものもあらう。罰金刑を科しただけで可なるものもあらう。追放即ち處拂をしただけで十分なものもあらう。自宅へ禁錮しただけで十分なものもあらう。然るに現代の刑法は身分の如何を問はず、動機の如何を論せず、多くの場合、懲役刑を科せざるを得ざるを以て、眞の個別主義を貫徹すること能はざるのみならず、劃一主義均一科刑となつて、疾病に應じて藥物を與へると云ふ趣意に反するのである。

(二)

抑も近代の犯罪政策は犯罪の個別主義を要求して居りながら科する處の刑其のものは、差別が餘りに少い、従つて執行其のものも或る程度迄劃一である。即ち懲役と云ふ處方を與へ、而かもそれが大多數を占めて居る——監獄へ入れる、自由を拘束すると云ふ處方に外ならぬ。吾人の自由を拘束し、吾人を監禁することは國法に於て禁制する行爲にして即ち惡である。罪である、不法行爲である。然るに國家は刑罰として吾人の自由を拘禁し、人身を監禁するのは國家が制裁として——刑罰として科するが故に、妥當性を有するにあらずして、科刑に依つて得むとする結果、善良なる目的を肯定することに依つて理解が出來るのである。國家が惡に對して惡を報い、不法行爲に對して同様の行爲を以て酬ゆるのであるから、惡から生ずる所の惡結果を出來るだけ除去しなければならぬ。然らば如何にすれば其の惡結果を除去することが出來るだらうか。

想ふに現代の自由刑を改造することが惡果除去の一方法であらう。自由刑の執行方法を改造することも亦其の一つの方策であらう。而して歐洲の立法を參酌するの必要あること勿論である。けれども、我邦の古代法を考へなければならぬ點もある。即ち刑律改選の詔、明治五年十一月監獄則の緒言、新律綱領、改定律令を考察して見たいと思ふ。

明治二年九月「刑律改選の詔」

我大洲ノ國體ヲ創立スル遠古ハ措テ不諭、神武以降二千年、寛恕ノ政ヲ以テ下ヲ率キ忠厚ノ俗以テ上ヲ奉ス、大寶ニ及シテ唐令ニ折衷スト雖モ、眞律ヲ施スニ至テハ、常ニ常律ヨリ寛ニス、其間政ノ汚隆、時ノ治亂ナキニ非サルモ、大率光被ノ德、外蕃ニ及フ、保元以降乾綱紐ヲ解キ、武士權ヲ專ラニシ、法律以テ政ヲ爲シ、及鋸以テ下ヲ率キ、寛恕忠厚ノ風、遂ニ地ヲ拂フ、今ヤ大政更始宜ク

古ヲ稽ヘ今ヲ明ニシ、寛恕ノ政ニ從テ、忠厚ノ俗ニ復シ、萬民所ヲ得テ國威始テ振フヘシ、頃者刑部新律ヲ選定スル時、仍テ茲旨ヲ體シ、凡八虐、故殺、強盜、放火等ノ外、異常法ヲ犯スニ非サルニヨリハ、大抵寛恕以テ流以下ノ罰ニ處セシメントス。抑刑ハ無刑ニ歸スルニ在リ。宜シク商議シテ以テ上聞セヨ」と曰く

明治五年十一月二十九日大政官第三百七十八號監獄則緒言に曰く

獄トハ何ソ、罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ。獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者ニ非ス、人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス。刑ヲ用ルハ已ムヲ得サルニ出ツ、國古ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ。獄司欽テ此意ヲ體シ罪囚ヲ遇スヘシト

明治天皇は刑は無刑に期するに在ると給はれ、法律以て政を爲し及鋸以て下を率め、寛恕忠厚の風遂に地を拂ふ……寛恕の政に從つて忠厚の俗に復

の新たに採用せんとする「謹慎」刑は、人格者をして自制、反省悔悟、自重せしむることを目的とする刑罰にして下の二種にしたがいと思ふ。

(一) 單純謹慎

單純謹慎は一定の期間、他人と接見せずして謹慎の意を表するのである。判決本文に何日間謹慎を命ずる旨を宣告するのである。

(二) 複雜謹慎

複雜謹慎は種々の條件を附帶させるのであつて左の如きものである。

- 一 夜間の外出禁止
- 二 酒樓の出入禁止
- 三 一定の地域の居住禁止
- 四 特定の人との交際禁止

第二 公職及び業務禁止

一、公人——官吏、公吏、議員、委員にして罪を犯したるものに對しては、公職に就くことを禁斷するのは古の切腹を命ずること同一である。新律綱領に規定する自裁は士族に科するものにして、自ら居腹せしめ、世襲の俸祿は子孫に給するのである。現代に於て自裁を命ずることは種當でないから、一切の公職に

應報威嚇から教育懲罰へ

し、萬民所を得て國威始めて振ふべしと給はせられ監獄則に「獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐する者に非ず人を懲戒する所以にして人を痛苦する者に非ず」と宣明されたことを考察すれば、我邦の刑政の大綱を知ることが出来る。それから其の前後は竊盜三犯、十兩以上の竊盜は死刑と云ふやうな嚴刑酷罰の時代にして、其の頃士族に科した刑罰は大に参考の價値あると思ふ。

(二)

第一 謹慎

歐洲に於ては懲責と云ふ刑があり、我邦に於ては現今行政罰として之れを科するのである。明治初年に於て謹慎と名づけた刑があつた。即ち新律綱領に規定されたので、士族が答刑に該當したる刑を犯したる場合に十日、二十日、四十日、五十日の謹慎を命ぜられ、他人と接見することを禁ぜられたのである。夫れから閉門と稱する刑があつて、杖刑に該る罪を犯した士族に科したのである。

就くことを禁止——社會的死亡——公人として自裁させることにした方が良からうと思ふのである。

二、公人にあらざるも會社の重役、醫師、辯護士の如き業務に就くことを禁止するものにして或意味に於て社會的死亡、自裁である。

第三、追放

追放に二種ある。

- (一)は領土外の追放にしてこれは國際刑法の問題であるから論外とする。
- (二)は一地方から他地方に追放するのである。新律綱領に於ては士族が流刑に該る罪を犯したる場合に邊境に處する。邊境は北海道に派遣して邊疆の戍役に充て、其の役限を一年、一年半、二年の三等にしたのである。地方追放は一定の期間、犯罪地、被害者の居住地、加害者が從來居住せる場所を去ることにして、換言すれば古の「處拂」である。

第四、禁錮(自宅禁錮)

茲に禁錮と云ふのは監獄に於て執行する刑を指したものでない。家庭に於て行ふ禁錮にして一室内に鎖鎖して外人に接見するを聽さないこと云ふ刑である。即ち改定律令に採用したこのある禁錮と同一である。

第五、公示謝罪

謝罪を刑罰の内容とするものにして、犯罪地、被害者の住居地の新聞紙に受刑者が自己の費用を以て謝罪公告をすることを以て刑の執行とするのである。主として業務妨害、名譽毀損、虚偽申告の罪に對する刑として科すべきである。

第六、住居指定

一定の期間判決に指定された場所に住居し、他の場所に住居することを禁止する所の刑である。彼の博徒の繩張の如き、仕事師處の者の町内と稱するが如きは、其の場所と犯罪と特別關係あるを以て其の地を去らしむることが將來の犯行を禁斷する一方法と云はればならぬ。住居指定の刑は如此必要を充たすため、最も適當であらうと思ふ。

第七、禁錮

現行法に於ける禁錮は定役を科せざるこゝになつて居る。勞働思想の變遷は無爲徒食を一の罪惡として居るから、速に改正して定役即ち勞作を爲す刑罰に改めた方が真からうと思ふ。

第八、強制勞役

一、國立の勞役所を設立し、之れに收容して工業勞作農業勞作に就かしむるのである。晝間のみの收容にして夜間は自己の住居に鎖縛するのである。
二、強制勞役の職務を重きないか、又は逃走したものは監獄に

四 豫防拘禁中の犯人にして其民たるの生活を營むべき見込あるか、又は犯罪能力を失ひたるか、若くは其の他の事情に依り解放を適當なりと認めたるときは假出獄を許可すること。
五 假出獄は合議裁判所の裁判又は行刑調査委員會（新設）の決定に依ること。

新たに以上の如き保安處分法を立法して、犯行不能の状態に置きたいと思ふ。

(四)

現代刑罰の改善に關する要點は叙上の如くである而して之れを大別すれば監獄に於て執行する刑罰と監獄外に於て執行する刑罰とに分類し、

(一) 監獄に於て執行する刑罰

- (1) 死刑
- (2) 懲役刑
- (3) 禁錮刑
- (4) 特別の勞役

と云ふことになる。豫防拘禁は刑ではないが保安處分として監獄に於て執行せねばなるまいと思ふ。

於ける勞役場へ收容することにしたい。

三、個人又は法人の經營する工業勞作所、農業勞作所に於て監督的勞作に就くことを内容とする刑罰である。而して之れに違背するものあらば監獄に收容して勞役に就かしむるのである。

第九 刑罰宣告猶豫

刑罰宣告猶豫主義は改後の見込ある犯人に對し、一定の期間、體刑の言渡を猶豫して其の行狀を試験し、善行を續行したるときは之を赦免し、若し行狀不良なるときは體刑を言渡して之れを執行する制度である。現今の制度は條件付刑罰宣告主義なるが故、猶豫期間經過して刑の言渡の効力を失ふ迄は所謂「前科者」であるために生活上種々の差支を生ずるから英米の如く裁判の言渡を猶豫するに至當と思ふ。

第十、豫防拘禁

豫防拘禁は結局保安のための拘禁に外ならぬ。彼の英國のそれの如き制度である。

- 一 裁判所が懲役刑を言渡す場合なるとき。
- 二 本人又は裁判官が常習犯罪者たることを認めたるとき。
- 三 本人の犯罪習癖、生活方法から考察して公衆を保護するため、長期間、拘禁を適當と認めたるときは、滿期後五年以上の範圍内に於て、引續拘禁することを言渡すのである。

(二) 監獄外に於て執行する刑罰（善導刑、又は教育刑と名けたいと思ふ。）

- (1) 謹慎
- (2) 公職、業務禁止
- (3) 追放
- (4) 自宅禁錮
- (5) 公示謝罪
- (6) 住居指定
- (7) 罰金
- (8) 宣告猶豫

と云ふことになる。

刑罰を叙上の如く改正してさうして之を如何なる犯人に適用するのが適當であらうか、更に攻究を要する問題である。吾人は左の條件を具備する場合に適用するを妥當と思ふ。

- A 死刑、懲役刑、禁錮刑に該る罪にして犯情節量すべきものありと認めたること。茲に犯情節量と云ふのは(一)監獄に拘禁する必要のない場

合(二)監獄に拘禁することが少しく苛酷にして
そうして刑の執行猶豫も適當と認められざる場
合に適用するのが至當であらうと思ふ。

B 犯情の酌量すべきものなりや否や——如何なる
刑を選択すべきものなるや——宣告を猶豫し
て置くべきものなるやと云ふことを決するに
は、原告官も裁判官も協同研究をして相當の科
刑をしなければならぬことは勿論である。

(五)

吾人が上來論じ去り論じ來りたる處に依ると刑罰
の特別豫防、即ち犯人の感化改善の目的は或は達成
し得られるかも知れぬ、併しながら一般豫防即ち社
會を警戒することが出来るだらうかと云ふ非難があ
るかも知れない。一般豫防に就いては「フォン、リ
スト」の説を擧げて批判するのが一番便宜だらう思
ふ。氏は利益保護としての刑法を論ずるに當り
『刑法の固有の使命は犯罪者に關する苦痛たる刑罰

人に及ぼす效果の如何は苦痛の内容と範圍とに従
つて差異がある』

と論じて居る。

吾人は此の點に關して二大疑問を有するものであ
る。

其の一 は刑罰は痛苦を以て報いなければならぬ
かごうか。刑罰は惡に對して本質上の惡を以て報酬
しなければならぬかごうかである。元來應報は傳
統的思想である。歴史的思想である。即ち痛苦を與
へねばならぬ、痛い思ひをさせねばならぬと云ふ思
想であつて、何故に痛苦を與へるかと云ふと、改善
の爲めであると云ふことになる。併しながら痛苦を
與へれば必ず惡性を匡正し得ると云ふ保障は出來な
いのである。若し裁判官が責任を問ふべく公開の法
廷に於て犯人を問責し非難することを改めたならば
——司獄官が監獄に拘禁して痛苦を與ふることを改
めたならば、換言すれば問責や痛苦に代へて不法行
爲の價值批判者たる裁判官が犯罪行為者に對して其

を豫定し、及び之れが執行に依りて特に保護の價值
あり且つ特に保護の必要ある利益に對して他の法律
よりも一層強力なる保護を與ふる點に存するのであ
る。刑罰の豫定は警告的威嚇的に法律秩序の命令及
び禁止に附加されるもので法律に通せる人民には國
家が其の命令に對して如何に重きを置くかを最適切
なる形式に依つて悟らしめ、又之れを悟ることが出
來ないものには其の違法行為の結果たる苦痛の如何
に恐るべきものなるかを其の目前に標示し、之れに
因つて、自ら其の犯罪的性癖を制取するに至らしむ
る。刑罰執行の効果は

一 社會全體に對して生ずる。法律執行の威嚇力
に依つて犯罪的傾向を制取すると同時に、法律秩
序を保障することに依つて人民の法律思想を強固
ならしむる。

二 被害者に對して生ずる。自己の蒙つた不法の
侵害が看過されないと云ふことの満足である。

三 犯人其の者に對して生ずる。科刑の執行が犯
人の自覺に訴へ、反省を促し、悔悟を爲さしむべく、善
意なる忠告を加へ、穩當なる訓諭を爲すことに依つ
て反規範的傾向を除去し、反省改悛が確實になつた
ならば問責や非難、懲戒や痛苦の手段を執らずして
——個人論理として非難されて居る、惡に對して惡
を以て報ゆること、暴に對して暴を以て報ゆること
を罷めて平和な手段、即ち廣義の教育、善導に依つ
て反省、悔悟させる方が妥當である。吾人の刑罰改
造論の根柢は茲にあると同時に民族の刑事心理も亦
之れを否定しないだらうと思ふ。是れ即ち傳統的刑
事思想たる應報に逆行して善意の勸告、即ち廣い意
義の教育、善導を主張する所以である。

監獄に於て執行するものも亦同一の理論を以て説
明することが出来る。けれども改善不能とせらるゝ
ものに對しては彼れの破壊行為、不法行為を豫防す
るために社會から分離して犯行を不能ならしむる必
要がある。併しながら應報や復讐思想を除去して隔
離作用と廣義の教育、善導を並行させても敢て理論

上の矛盾はない。改善不能と認めらるゝものを教育すると云ふことは、それ自身、撞着の感があるけれども百人が百人迄絶対に改善不能なりと速断は出来ないことは勿論である。故に廣義の教育や善導することは不合理でない。

其二 一人を刑じて萬人を戒しめると云ふ威嚇思想は刑罰史上、長い來歴を有して居る。傳統的、歴史的意義があるけれども此の説に對しては種々非難がある。

第一は實際上の非難にして古、鈴ヶ森の刑場に於て死刑執行中巾着を切るものがあつたと云ふことである。現今に於ても裁判を傍聴して歸り途に竊盜を爲すものがある。此の點から考察して心理強制は特定の階級だけに効力あるもので一般的のものでなからうかと思ふ。夫れから社會民衆に法律を理解させ刑罰宣告を告知して諒解させる所謂傳達機關が設備されたなら心理強制は偉大なる効力を發揮するだろうが新聞を取らないもの、三面記事を刑罰規範とし

て注意を拂はないから心的威嚇は恐らく學者の豫期する程左様に大なる効果を顯はすものでなからうと思はれる。

第二は威嚇の思想は一人を犠牲にして萬人を警醒すると云ふ學說であるとすれば倫理道德からして反對が起るに相違ない。どうしても犯人其のものも救ひ、一般民衆をも救ふと云ふことにならなければならぬまい。雄々しき犠牲的精神の所有者であつたならば一般民衆のために従容として刑に就くであらう。然らざる以上は一般の犠牲とか一般人のために獄せられると云ふ理論は恐らく承認しないだらう、無理に承服させるだけである。

此の點に關し故獨外相「ワルター、ラテナウ」は【威嚇主義は明白なる胡魔化しである。一部少數の人々をして秩序維持のために其の非行を思ひ止まらせるため、多數の人々までが其々に威嚇されねばならぬことは誰れしも眞面目に信ずることは出来なからぬ。また此の主義の裏には無意識的に賭博類似の不

道徳な理論が隠れて居る、「汝が捕へられたときは汝の罪は云々に該る。そこで汝の得た満足がそれを償ふに足るや否やを考へて見よ。さうして汝は豫め警告を與へられた以上、其の結果に對しては驚くを要せぬ」と「ラ」氏の所論は少くとも一面の眞理を道破して居る。抑も威嚇を以て刑罰の目的とするは妥當でないやうである。故に威嚇を改めて廣義の教育、民衆に社會的規範を教うる一の善導であるとしたならばどうであらうか。若しも軍國主義の國家觀、權力主義の國家觀から考察したならば威嚇を以て刑の目的とするのも良からうけれど、文化主義の國家觀、若しくは道徳主義の國家觀からして刑罰を以て民衆に對して行爲の規範を教うるものと認めることは強ち不當であるまい。唯其の反射的作用として民衆が刑罰の意義を感じて恐れを抱き、不知不識、心理的強制を感受することは已むを得ないだらう。

である。被害者は犯人を罰することに依つて満足を得るかどうか。被害者の人格境遇等に依り一樣に決定することは出来ないが、犯人が罰せられて氣の毒に思ふものもあり、又罰せられざるため不快を感ずるものもあるだらう。被害者の要求を満足させることに重きを置けば恐らくは應報又は復讐となることが多いだらう。併しながら被害者如何に頑固なりと雖ども犯人を教育して善化するると云ふことや、將來反規範的性癖を取り去ると云ふことに反對して可罰を強要するものはないだらう。吾人は前に述べた如く民衆に對して刑事思想、殊に刑罰の意義、治罪の要諦、治獄の本旨を諒解させるため、文章宣傳、言語宣傳の必要があると思ふ。

(六)

第三 最後に論定して置きたいのは被害者の感情

吾人の管見を綜合すれば
一 刑罰理論を改造して其の根本義を闡明し、之れを國民に諒解させること。

- 二 刑罰の組織を改善して、犯人の個性に適應する刑罰を科するやうにすること。
- 三 刑罰組織の改造は自然刑罰の執行方法が改まることになるが、監獄に於て執行する刑罰も改善を加へること。

右の三大要綱である。吾人は其の多くを云はないが、刑事思想——傳統的、歴史的刑事思想に就いて今一度見直したり、考へ直さなければならぬものあると思ふ。

監獄教育論

(承前)

輔成會囑託
辯護士

大澤眞吉

第二章 教育の目的

生物學の見地よりすれば、教育は常に人類間の現象に止まらずして、他の動物間にも行はるるものなる事は、前章に於て説明せしが如し。而して其目的に就き丘理學博士の所説を援用せんに、博士は曰く「動物は何のために子を教育するかといふに、凡そ動物には命の長いものもあれば、短いものもあるが、如何なる種

類でも壽命には必ず一定の制限がある故、種族の斷絶せぬために常に生殖して、死亡の損失を補はなければならぬ。而して若し生れた子が皆必ず生存するものと定まつて居たならば、一對の親から一生涯の間に僅に二疋の子が生れただけでも、親の跡を繼いで行くことは出来る筈であるが、生存競争の劇烈な現在の世の中では、生れた子が残らず生長すると云ふ望は到底ない。魚類、昆蟲類を始め多くの下等動物では、初めから無数の卵を生む故、其の儘打捨て置いても其の中二疋や三疋は生長し終るまで生存する機会があるが、稍々少数な子を生む動物では、單に生んだだけでは未だ種族維持の見込が附いたとはいへぬ。必ず之を教育して、競争場裡に出しても容易に敗ける患はないと云ふまでには仕上げなければならぬ。されば教育といふことは生殖作用の追加とも見るべきもので、其の目的は生殖作用と同じく種族の維持繁榮にあることは少しも疑を容れぬ。

以上述べたことは生物學上明な事實であるが、之を人間の場合に當て嵌めて見ても其の通りで、教育書には教育の目的は完全なる人を造るにあるとか何とか種々高尚な議論を掲げてあるに拘らず、實際に於ては總て種族の維持繁榮を目的として居る。最もここに種族といふのは動物學上の種族ではない。人間の造つて居る種族の團體のことで、此の團體に幾つもの階段があるから、教育の目的も之を行ふ團體次第で多少異なるを得ない。例へば一家で其の子弟を教育するのは、現在の一家の主なる人人が死んでも後に一家を繼續するものを残すため、一藩で其の子弟を教育するのは、現在の藩主が死んでも後に之を繼續するための立派なものを残すためである。又一國が其の子弟を教育するのは、現在の國民が死んでも其の後に世界列國の競争場裡に立ち、立派に一國を維持し、且榮えて行くだけのものを残すためである。完全な人を造るとか人間未來の能力を發展せしめるとかいふ文句は、如何にも立派に聞へるが實は極めて漠然たる言ひ方で、完全

な人とは如何なるものか、人間本来の能力とは何かと押しして問へば、其の答は決して一定でなく、其の定義を定めるために又種々の議論が出て益々實際から遠ざかる様になる。實際に於ては議論の如何に拘らず、知らず識らず生物学上の規則に従ひ、ここに述べた如くに、皆種族の維持繁榮を目的とし居るのである」と

(進化論講和)

近世に至り生産交通の發達と生物学、心理学、社會學等の理論は個人と社會との有機的關係を了解し、社會は一の有機體の如く成長發達するものなることを證明せられしより、所謂社會的教育學の建設を見るに至り、米國人の如きは、教育の目的は體力を發達せしめ、經濟上の能率を昂進すべき人物を造るべきものとし、經濟的訓練と道徳的訓練とは互に相關聯し、兩者相俟つことに依つて始めて勤勞を愛し、生産力を有し社會的奉仕の任務を果たさしむるを得べしと思考す。アイオウア州立大學の教育學助教授キング氏著「教育と社會」は、右に述べたる米國教育の特色を理論上より精確に研究し、且實際的經營の方案を示したるものにして、其一節を引用せんに、曰く「原始社會でも文明社會でも、一切の教育的活動は多少純然たる社會の要求に應ずるものなることは疑ひなき事實である。特に原始社會に於ては若し其兒童教育が實際生活の要求と甚だしく背馳するならば、其種族は到底永續することは出来まい、故に原始民族は如何にして狩獵戰闘用具の使用法や、社會の安寧鞏固を保持すべき種族の風俗や宗教上の教訓を學ばねばならぬ。若し開社會の幼稚な技藝が何等かの方法で歴代保存されることなくなれば、該社會は忽ち野蠻社會の生活狀態に逆轉するであらふ。故に未開人に取つては如何に生硬粗雑でも、又意識的たることは無意識的たることを問はず、兎に角少くとも文化の現狀を維持する爲めに何等かの教育が必要である。

人間教育の起原は恐らく全然無意識的のものであらふ。激烈なる生活競争に打勝つて存続した社會乃至民

族は、徐々に其諸經驗の結果を保存し、之を後代に遺傳するの能力を獲得したる社會乃至民族であつた。而して此能力は恐らく自然陶汰に依つて培養助長されたものであらふ。それは兎に角何等かの方法で其文化を後代に遺傳することなき社會は、一として永續した例はない。

原始民族の教育は、恐らく下等動物の社會にも多少行はれる模倣の稍發達した形式に過ぎぬものであらふ動物が果して模倣を行ふや否やは疑問であるが、動物が其兒に本能を遺傳するには、或程度まで其兒の營む多少の模倣を仲介することは恐らく事實であらふ。人類としても最初は動物と比較してさまで大なる模倣性を有つていないから、兒童も特に社會の人々と漫然模倣的接觸を行つて行く間に、年長者の技能に習熟するに至るものと認めらる。

家庭及び隣保に行はれる日常の社交は、常に原始時代に於ける教育の起原なるのみならず、如何なる時代如何なる文化の程度に於ても最も、重要な教育の一手段である。種々系統的教育手段は、畢竟此の廣き社交を胚芽としてそれから發生したものに外ならない。而して此の廣き社交は系統的教育の基礎乃至、背景となり、且つ其社會關係を決定すると同時に、其缺陷を補足するの効がある。(中略)

斯く教育作用は最初から社會作用である。換言すれば社會の團結鞏固を保持し、其狀態を永續せしめんとする社會活動の一方面に外ならぬ。故に教育作用は程度の差こそあれ、兎に角純然不拔の社會的要求を反映するものである」と。(大日本文明協會發行教育と社會)

翻つて古代の文献に徴するに三大變遷あり。即ち一は希臘羅馬時代の社會主義にして、例へばスバルタ人は卓抜の身體剛健の氣象を備へ、國家の爲めには生命を犠牲に供するも尚且辭せざる武人を造るを目的としアテネ人は健全なる身體に高尚優美なる精神を藏せる市民の養成を以て理想と爲し、羅馬人は國家的精神を

養成し、十二銅表の法文を以て神聖犯すべからざるものとなし、幼少の時代より之を誦誦せしめたるが如き、悉く國家社會主義的教育觀より出發せしものなり。

中世紀に至ては所謂宗教時代と稱せられ、教育は僧侶教會等の手に依り存続せられ、其目的は主として僧族の養成にあるも、傍ら教會の維持繁榮を圖らんが爲め、忠實なる教會の信者を養成することに努力せり。近世に入るに及び、自然科学新哲學の勃興に伴ひ、思想界に激變を生じ、個人の自由、權利を高唱し、教育上にも亦個人主義を實現するに至る。而して教育上の個人主義なるものは、個人主義的哲學觀、人生觀に依據し、個人實在説即ち社會非實在説及び個人目的説即ち社會方便説等を内容とし、道德的品性を陶冶して個人を完成するを目的と爲すものを云ふ。

然るに其後十九世紀の始に至り、實際生活に於て國家的社會的思想勃興し、學術界に於ては社會學生物學等の研究進歩に伴ひ、社會國家の有機的關係が證明せられ茲に教育上にも亦社會主義を生ずるに至り、此の社會主義は個人的教育主義に反對し、社會と個人と有機的關係なることを認め、個人よりも寧ろ社會に重きを置き、教育の目的を社會の發達進歩にありと爲し、之に貢献するが如き人物を養成することを期するに至れり。是れ則ち現今文明各國に實現する教育主義なりとす。而して此の主義は有力なる根據を有するものにして、

(一) 生物學的根據 即ち人は社會的本能を有し、種族の維持繁榮を希圖するの思想。

(二) 倫理學的根據 即ち個人は社會に依らざれば自己を實現するを得ずとの思想。

(三) 國家的根據 即ち個人は國家に依らずんば自由權利を享有すること能はずとの思想に由るものなり。

之を要するに個人的教育主義は生物の通有性を無視し、進化の理法に背反するものなれば之を排斥せざるべからず。然るに教育的社會主義は個人と社會との有機的關係を基調とし、社會の進歩發達に資すべき個人的人格を完成すべきことを以て教育の目的と爲すものなるが故に、教育の理想は此の主義に依違せざるべからず。

コロンビア大學教授ウキリアム、ヘンリー、バイル博士は教育の目的を述べて曰く「青年をして恒により完全なる社會生活を營み得せしめんが爲めに陶冶し訓練する社會の意思的努力である。而して社會組織の理想が、個人をして斯くの如き社會生活を實現し享樂せしめんが爲めに、個人能力の能ふ限り偉大なる發展を可能ならしむる條件であらねばならぬことは言ふまでもないことである。社會は個人の爲めに存在し、個人は社會の爲めに存在して居るものである。而して教育は個人をして社會に於ける彼が生活に對する又より完全なる社會を構成せしむる爲めの順程である」と。(福富文學士譯教育心理學概論)

第三章 教育の效果

教育の效果如何の問題は教育學上極めて重要な研究問題にして、教育の可能と不可能に關し古來二個の相異りたる見解あり。カントは教育萬能論を高唱す。其説に曰く「人は唯た教育に依りてのみ人たることを得。人は教育が彼れに於て作造したるもの以外には無なり。而して自から教育せられたる者、獨り能く他人の教育者たり得るものなり。訓練を忽せにするは教導を忽にするよりも損害甚し、後者は後に之を補ふを得れども、粗野の性は後に之を除去する能はざるを以てなり、今後教育は常に改良せられ、各時代に人類の完成にまで一步を進むるを得ん、教育の背後には人性を完全にすることの秘密あり、教育により人性の益々善良に發展し、人類に適したる形を取るに至ることを考ふるは實に愉快の極みなり。これ吾人に未來の幸福なる人類

種族にまでの希望を開くものとす」と。(大瀨博士著歐洲教育史)
 之に反し、ショーペンハウエルは不可能論を唱へて曰く、「人の性格は不動である。全生活を通じて同一である。決して變化しない。故に人の性質上の缺陷を説諭訓戒等にて矯正せんことは不可能である。性格を改造しやうとするが如きことは恰も鉛を金となし、樅の木に杏をならせるやうなものである。何となれば個人的性格は天職的のもので、技術に由りて偶然の事情に由りて自以外の力では變せしめるものでなく、又大體に於て遺傳的のものである」と。(大瀨博士著改訂教育講義)

我國に於ても祖徠は宋儒が本然氣質の説を立て、盛んに氣質は性の教育に依りて變化せられ、又變化せられざる可らざるものたることを唱へしに對し、「學則」に於て「性可易者非也」と斷言し、更に「辨道」に於て「變化氣質、宋儒所造。淵源乎中庸。先生孔子之道所無也(中略)氣質者天之性也。欲以人力、勝天而反之之、必不能焉。強人以人之所不能。其究必至於怨天尤人、其父母之矣。聖人之道、必不爾矣」と溝淵進馬氏曰く、爰に教育の効果と云ふのは狹義の教育の効果と云ふ意味であるけれども、教育に依りて身體と精神の知的方面を發達せしめ得ると云ふことは誰も異論のなことで、唯だ問題となるは精神の情的方法と意的方面とを善良ならしむることが出来るか否かと云ふことである。而して此の議論は十九世紀に於て始めて提出されたもので、それ以前は教育の効果に就いて疑ひを抱く者は殆ど一人もなかつた。(中略)其の理由は啓蒙派の學者の支配してをつた啓蒙派の教育學者の如きは、其の全能を信じて居つた。(中略)其の理由は啓蒙派の學者の考によると、宇宙及びこれが派生たる人間の全體は理性で、此の理性には必然に服従するものであり、隨て是非善惡を知れば必然に善を爲し惡を避くることゝ爲り、此の意味に於て知識は根本で、性格の如きも此の知識より來り教育が可能となる譯だからである。

之に反して起つたものは、十九世紀のローマンチズムである。此の派の人々は啓蒙派の學者が理性を本として教育の殆ど萬能を唱へたに反して、感情、衝動、想像等の人間本質觀から出發して不可能論に到達した。それはどう云ふ次第かと云ふと、情意が本體で理性が本體でないことゝなること、從來教育に依りて理性を啓發すると云つた風なことは、本質に何等影響を與ふるものでなく、隨て教育と云ふものゝ効果も疑はれねばならぬことゝなるからである。ショーペンハウエルの教育不可能論は其の代表的なるものである。又これと殆ど同時にこれに向つて合槌を打つたのは生物學上の研究結果である。これに隨へば、動植物には稟性があつて、其の性質は既に種子又は卵子の中に素質として存して居る。而して此の素質は一定の法則に従て發達する。故に兒童將來の傾向と云ふが如きものは、一に此の稟性に依りて決定されるもので、教育の如きはこれを變更することを得ないものである。

夫れから尙これに助勢を與へたのは、進化論上の遺傳説である。之は人間の特質を啓蒙派などの如く、偶然的の物と見ないで祖先以來遺傳の結果だと見るのである。隨て身體上の特質は遺傳に依りて決定される、ばかりでなく、精神上の特質も遺傳によつて決定される。身體的缺陷、道德的缺陷、知的缺陷は皆な遺傳する。かうなるとこれらの特質と云ふものは、確固として變更す可らざるものとなり、教育の如きは其効果が疑はしくなつて來る。

矯正院教育に於ける自治制

Urban 矯正院長 Plass 牧師の報告

判事 藤井五一郎譯

生徒等殊に少く年長の生徒等が有する集合的の自動的行動の欲求を抑制して其自由なる發達を妨げるならば、それが何よりも矯正院教育に對して害となるのである。人間は社會的の動物であつて、利己的の自己保存及自己主張的の衝動のみならず、利他的の種族及社會的の衝動を有するものである。前者は、自覺、自制、自信に依つて教養せられ、後者は、社會的の行動に依つて社會的に教養せられて、共同心、社交性、同情、權威、感情、責任、公益精神を生せしむるのである。人生最高の満足を自己犠牲の行爲の内に見出さむとする衝動は從來各矯正

院で唱へられて居たよりも心理學及倫理學上の理由よりして更に一層教養するの必要がある。若しも、矯正院指導者にして此衝動の教養を忽せにすることあるときは、矯正教育の仕事を幻想的のものとして仕舞つて、殊に年長の少年少女等に對しては人格に依るのとは異つた他の方法で、反抗することの出來ない強制力を以て對向する様になるであらう。而しながら、假令、矯正院指導者側に於て其身を犠牲にして兒童の教養に努力するところがあつても、年若い者の自由を求むるの欲求を抑制するのは、少年少女團體の多くをして不愉快なる生活を送らしむる原因となつて、其結果は假に優れた効果のある矯正院

の教育組織があつても、生徒等をして遊蕩的な歌や不道徳な談話に其歡樂を求め、院の規則及其指導者の命令に従はない様になつて、新に犯罪を犯し院の訓練も段々と崩壊するに至るのである。ところが又誤れる自由行動の承認より生ずる弊害は自由行動の不自然なる制限より生ずる弊害と同様に其及ばす危害は大きく、遂には指導者の監督も及ばなくなる。種々の刊行物中に於て少年監護教育に關する内務省の統計が常に要求して居るが如く生徒等に對して正當なる程度の自由を與へるならば、右の弊害は除去せらるゝであらう。生徒等が矯正院に居るよりも廣い範圍の自由が認められて居るところの社會的生活を爲すに當り、社會的依頼心の爲めに難船の危に遭遇することなく、且つ矯正院教育に於ける貴重な熱心な努力の効果を喪失せしむることの無い爲めに、程なく矯正院を去つて社會的生活に入らむとする生徒等に對しては正當なる程度の自由を承認することは特に必要である。

斯る重要な教育上の任務の要求に促されて私の經營して居る矯正院では、次の如き自治制を有する少年團を段々と組織したのであるが、其教育上に及ぼす個々の効果は未だ充分に評價することが出來ない。

二

少年より成る體操團、消防隊、少年軍、衛生隊、音楽隊、動物愛護會、植物培養會等の團體、少女より成る兒童音楽會、聲樂會、舞蹈會、少女俱樂部、體操團等の團體之れ等の團體には少年、少女の夫々合同より成る集會所があつて、其處に於て各團體の宗教的、倫理的の素質が常に教養せられる、是等各團體の發展は上に立つ男女教官の熱心なる指導よりも寧ろ却つて、生徒等をして其特殊才能に基く自由なる共同作業、及其才能の自由なる發達を爲さしむる様に努力して、それが如何なる點まで成功するかといふことに懸るのである。斯る組織の下に在つては、教官側より云へば、兒童より生ずる思想を必要

なる程度に於て監督し指導し、之に協力することに
 缺くるところがあつてはいけなないので、若し其指導
 監督協力が其宜しきを得たならば害になる兒童の衝
 動は開展するの餘地が少しも無くなる。又一方では
 教官は兒童の發案を出来る丈け促がして兒童をして
 其制度、設備、及決議は其起原を彼等自身に發して
 居るものであると信せしめる様に教導することに心
 懸けねばならない。

體操團の目的とするところは、少年、少女の其身
 體の運動に依つて強健にし彼等の健康に及ぼす悪い
 作用に對する抵抗力を作り、彼等をして勇氣、決斷
 活潑、沈着、敏捷ならしむる様に養成するに在りて
 健全なる精神は健全なる身體に宿るものである。其
 他右團體は兒童の心理に眞實にして、愉快且爽快な
 社交性と連帶責任感を生せしめ、彼等團體の内外
 に對する名譽の紋章を清淨に保つことを其最高の義
 務と思はしむるのである。而して少年體操團は（シ
 エンゲンドルフ (Schenkendorf) クレンツ (Krenz)）

居る。體操團には獨特の行軍歌があつて、それは有
 名な Freshnitz の調子で歌はれる Aufschmückt die
 Hüfte (名譽を保持せよ) といふ歌である。又體操
 團員は體操靴を穿いて、短かいすばんと繁れる解葉
 と四つのFで飾られたる肌衣を着けて、同様の標を
 附いた帶締をして居る。此の輕快な體操服は、一つ
 の自由なる弾力性のある運動と筋肉機能の十分なる
 活動を爲すに適して居るのである。

三

體操團には主なる運動會が三つあつて、之れには
 兒童の親戚が招待を受け彼等は非常な興味を以て此
 催に出席するのである。此運動會では兒童等は例へ
 ば石蹴、槍投、射撃、走り幅飛及高飛、石彈投、ギリ
 シヤ、ローマ及獨逸式相撲等の國民的の競技を行ふ。
 第一等賞品は櫛の花環及兒童の起草に成る褒狀であ
 つて、其他の賞品は唯簡單な賞狀である。而して除
 り價の高くない賞品も屢々與へられる。團體體操の
 外に此團體では任意の體育運動共同遊戯も行はれる

エッツ (Eitz) 等の各種の部門に分かれて、獨逸體操
 操典に基進して多少の變更を加へて作成せられたる
 各自の操典を有して居る。體操團の最高指揮權は、
 矯正院の一人の教官の手に在つて、同人は同時に體
 操主任官の職を帯びて居る。其他の職例へは副議長
 正副書記、正副圖書掛、正副出納係、體操會議委員
 小隊長、大隊長の各職務は生徒が帯びて居て其生徒
 は、滿十二歳を越へて居て、其職務に就くの資格を
 備へ且試験を経た者である。生徒の職自選舉は、毎
 年少年少女の總會に於て多數決で行はれる。團員は
 體操を爲すに最も適當した小隊に分屬し、其小隊の
 人員は矯正院の收容人員に従ひ五人乃至十人の間で
 ある。此小隊が二つ又は三つ合して、更に一つの大
 隊を編成し、小隊には小隊長、大隊には大隊長があ
 る。其職務は體操技術、及操典上の知識の調査に在
 つて、其小隊又は大隊に於て訓練を爲し得る能力の
 あることを前提として居るのである。此の小隊長、
 及大隊長は毎週一度學科を授けらるゝことになつて

のである。此團體では月一回の會報を發行するが之
 れには體操團の生活狀況、並に體操會議の決議、運
 動會、演劇、旅行、團員の増減、團の收入支出、及貸
 借對照表に關する報告が載せてある。又紀念號を發
 行して紀念の爲めにする面白い繪畫及多くの論文、
 詩歌を掲載する、以上の會報及紀念號には尙ほ又體
 操團の生活及事業に關する興味ある論文をも亦記載
 する。之れ等自から編輯した雜誌を矯正院訪問者に
 賣却して團體の收入を計り、一部は正服の補充一部
 は運動會、遠足、褒賞の費用に流用する。又、全員
 の正當なる使用を計る爲めに、體操團は、豫算案を
 作成し、矯正院の管理課は支出が常に豫算の範圍内
 で行はれて居るか否やを嚴格に監視して居る。豫算
 が一度超過したるときは其缺損額は管理人會議で議
 長の指導に基いて償はれるが、而し同時に豫算超過
 の生じない様に體操團の會計を處理して行くことは
 其團體義務であるといふことを兒童の心に深く刻
 み込ませるのである。

四

各少年團の種々の表號で枠が取つてある。黒板が矯正院の廊下に備へてあつて、それは重大な事件及計畫、並に院長よりの論告を生徒等に報ずる爲めに使用せらるゝのである。少年裁判は特別な機會に組織せられて、院長の外に各團體の主なる代表者が参加する。團體員の偶然なる過失に付いても細大漏れなく記録に止め、其處置に付いては、眞實に合する公平なる審査を爲して正しい裁判を下し、其裁判は豫め院長が承諾又は修正を加へたる後に始めて右の黒板に掲示されるのである。各團體の適用する刑罰に付いて云へば例へば體操團員に對しては、或は名譽職及尊號を奪ひ、或は下級の組に下げ或は來るべき運動會に参加せしめず、或は其團體より排斥するが如き、其の主なるものであつて、總べての刑罰期間は永くとも四週間を出でずして、其期間が經過すると再び名譽を回復することとなる。體操團には特別に名譽の記號がある。例へば、帽章、飾帶、肩章、

腕又は襟章、及勳章の如きであつて、此の勳章は體操會議の決議に依つて古參の生徒、及教官の功績に對して授けらるゝのである。

五

消防隊は體操團の一分派であつて、其人員は二十人乃至二十五人位で、其訓練は體操並に消火救助の實習等である。其組織は體操團と同様に軍隊組織を爲して居つて、此消防隊には特有の信號があり、赤筋のはいつた羅紗製の「すばん」肩章の附いた羅紗の上衣、皮帶、帽子の正服を着け、手斧、提灯を持つて居る。消防隊の指導權は同時に體操教官の手に屬し、生徒の中より選ばした小隊長及大隊長の二人が右教官を補助して居るのである。院内に不時の出火のあつた場合には直に消防に従事する實際上の訓練の外に、課業及消防器具の檢閲が行はれる。一年に二度夜間演習があつて御祝の催(例へば演劇)のあるときなどには、消防隊は火の番に當り、火災安全の必要な處置を取る。消防隊員としては消火能率

の増進の爲めに、訓練されたる丈夫な體操團員が採用せられる。勤務の報告は毎日晝間に命令の形式で發布せられる。我々の小年消防隊は年功のあるツェーランドルフ(Zehlendorf)の消防隊の指導官より消防器の使用に付いて萬事の教を受け、公共物に對する愛惜風保持の爲めに、度々矯正院の建物内で消防實習を行つたが之れは一つの特記すべき獎勵となつたのである。

六

此等の團體の重要な補充を爲すものとして衛生隊がある。生徒には専門的の救護教育に依つて傷害の生じたる場合に於ける應急手當が教へられる。半年間に十人の少年が此の仕事に付いて教養せられ、院の醫者から試験せられ之に及第して衛生隊に入るのである。院の大檢閲に際して屢々即時試験が行はれ之れには實習が附屬して居て此の實習は殊に生徒を緊張させて其効果は著しいものがある。衛生隊は、其記事としては左の腕に赤の十字架を附け、旅行其

他の場合には繙帶袋のみならず不時の傷害の用意に重要な藥劑を持つて居る。事件が発生して其伎倆を實際に示すことに兒童が興味を覺えるといふことは云ふ迄でもないことである。

七

少年軍は三十人乃至三十六人位より成りて軍隊的組織を爲して居る。衛生隊のみならず此少年軍の發達にも力を盡したのは支那に出征したことのある矯正院の一人の教官である。武器を以てする軍隊教練が新しい演習操典の基本を爲して居る。少年軍は軍人の様な服装をして羅紗のズボン及赤い肩章の附いた上表を着て、彈藥裝のある胴縮及飾のある佩劍を帯びて居る。陸軍省の申請に依つて安い値段で若干の小銃を讓つて呉れた。而し其小銃は豫めスパンダウ(Spandau)にある兵器廠で射撃に使用することが出來ない様にされたものであるけれども、小銃教練の爲め用ひる引金は未だ使用の出來るものである。生徒に對し軍隊教練を爲すの機會を與へると云

ふことは左程重大の事では無いが併し教育場の立場より云へば、議論の存するところであつて、小銃體操は寧ろ普通體操の場合に行ふ亞鈴體操と比較する一つの體操に過ぎないのである。少年軍は常に體操團指導官の下に隸屬して居て、體操團の場合よりも少年軍に在りては勿論より多くの時間が特別の軍隊教練に費されることとなつて居る。其訓練は此の少年軍に於ても亦其一部は生徒自身の手にて委ねてあつて、下士官曹長副曹長は生徒の中より選ばれるのである。如斯にして生徒等は團體に對する健全なる共同的訓練の意義及矯正院に於ては或る程度の強制と規律は全人員の利益の爲めに缺くべからざるものであることを學び得るのである。實彈射撃は出来ないから鐵栓の附いた空氣銃が射撃に用ひられ之れで屢々射撃演習が催される。目標としては、射撃板が使用はれ半年に一回懸賞射撃が舉行せられて、優勝者には賞品が授與せられる。前記の體操團の運動會に於て、少年軍の優勝射撃が行はれて、最も良く射撃し

た人を優勝者と呼んで一年間少年軍の役員となる。自制心と意思力に缺けて居る生徒にして苦しい體操教練に適しないならば、此の軍隊教練に依つて強健なる自制心と實行力を獲得するのである。矯正院生活の特質を爲す團體精神は此の少年軍の間に於て最も盛んであつて彼等は自から訓練し自から指揮するのである。教練の鐘が鳴ると彼れ等兒童の眼の裡には其心からの満足と誇の光が輝いて居るのを認め



米國行刑事情 (續)

辻 生

第三 工業生産狀況續

扱現州刑務所内で施行中の工業の重なるものは大體左の通りである。

- オーバーン—木工場(一般家具及學校器具、鑄物工場、毛織工場、縫製工場、帯及パステット工場。
- シンシグ—靴工場、編物工場、印刷工場、アラシ工場
- クリントン—綿布製造工場、製絲工場、金属板工場、木工場。
- 而して是等工業の販賣高及利益は(一九一九年調)
- オーバーン—賣上、四十一萬七百十二弗六十四仙。 利益、二萬九百二十一弗九十三仙。
- シンシグ—賣上、四十六萬三千五百二十四弗六仙。 利益、九萬九千八百三十五弗六仙。
- クリントン—賣上、三十八萬二千四百七十六弗五十六仙。 利益、十一萬四千九百六十八弗八十九仙。

米國行刑事情

計—賣上、百二十六萬六千四百七十六弗五十六仙。 利益、二十三萬五千六百六十三弗八十八仙。

であつて實に御話にならぬ貧弱さである。吾々は是等工場に付て之が詳細なる批判を試み、工業改良の資料に供することにする。

A. 印刷工場—シンシグ

印刷工場は次の事を目的とせねばならぬ。一は即ち受刑者に職業を教へ且つ彼等に勞働の良習慣を賦與することであり、他は即ち州の爲に是大限度の奉仕を爲すことである。シンシグに於ける印刷工場は不幸にも是等の目的の實現に失敗してゐるが、之には四つの重なる原因がある。

1. 工場が管理が適切ならざること。
2. 印刷工訓練上必要な指導的方法を缺くこと。

3 勞働に對する刑罰及獎勵の缺乏せること。

4 販路の狭小なること。

印刷工場の受刑者をして印刷業に對する準備を爲し又一面作業の標準能率を維持せしめんとするならば、州は先づ一般の印刷業の能率を調査し、出来るだけ一般印刷業の實際に近接する様に努めなければならぬ。

現在の印刷工場の装置は大體一般の小印刷工場の夫れと略ぼ同一程度のものであるが、而かも是等の装置も亦完全に利用されて居らぬのである。例へばモノタイプの臺が一個あるが、職工長が其操縦方法を知らないで長いこと使用されずにある様な有様である。尙切斷機等も如何にも舊式なもので摩滅し切つて危険であるので、職工長は誰れにも手を觸れさせずに自分で遣つてゐる始末である。又製本装置も不充分で舊式なものであるから、僅かに自用の報告書類を製本する位が精々である。そんな具合であるから、年二回の報告書の如きも單に印刷する丈で

製本は製本業者に依頼することにしてゐる。

此に此職工長といふのは、曾て受刑したことのある人物で、彼は受刑によりて印刷業を習得したのであつて、一般工場の事情や標準能率であるとか、或は又工場管理法等に付ては全く知る所がないのである。元來行刑中に職業を教へ、一面又勞働能率の高き標準を支持する爲めには職工長として少くも次の如き資格を必要とする。即ち(一)印刷業に精通し一般工場の事情に通ずること。(二)一般教授法の原理を應用するの能力あること。(三)受刑者の尊敬を收め得る高き人格の所有者たること。(四)釋放後職業を紹介し同じく印刷業に就かしむる丈の熱心さと實力とを有すること等である。此工場の一九一九年度の生産は左の通りである。

書籍 五、八三九 各種用紙 七一三、〇八五 書翰紙
三〇三、二八四 封筒 二二二、三二〇 カード 七六、
四二〇 其他 一〇七、九〇〇
計費上 六、五〇六、三五 利益 一〇六、二六

而して此生産の爲めに一日平均二十人の就業者を要したのである。同一程度の装置を有する一般の印刷工場であれば、十人以内の職工を使用して六十日或は其れ以内で此仕事を成し遂げ、而かも尙上等品質のものを生産し得るのである。此程度の装置では先づ二人の印刷工三人の文選植字工、一人のリノタイプ操縦者二人の補助職工外に製本部に野線職工共二人都合十人の職工で充分である。

尙印刷室植字室内に於ける作業過程は國際活版組合、國際印刷職工組合及アメリカ聯合活版組合等によりて示されたる方法に準して定めらるべきであり、又一面一般印刷業者や勞働機關が印刷職工の實際的訓練に留意して居る様に實地の教練をば勞働時間の間合間合間に與ふべきである。又出來得べくんば補助的學科として數學、作文、綴方、講讀法等も教授し度いものである。

次に此工場内に於ける轉業率は非常に高い。爲めに眞に印刷に役立つものは僅かに二三人である。作

業の指定は工場の如何を問はず最も留意を要するのである。短期刑者の如きに對しては始めより印刷工を指定すべきでない。是等の提案にして採用せられんか、シンシングに於ける印刷工場は幾何ならずして面目を一新するに至るであらう。

B 製靴工場——シンシング

製靴工場が受刑者の職業訓練上最も有利適切であることは特に説明を要せぬであらう。一般社會の製靴職工は一週二十五弗から九十弗の收入を得て居る。其の仕事の或部分は特別な技巧を要するのであるが、高等なる教育の必要はないのである。現在一般に熟練せる製靴職工の缺乏を來たしてゐるから、此の職業を相當に習得したものは、釋放後に於て生活に困難を感じる様なことは決してない。

此工場の装置は舉げて聯合製靴會社の所有に屬し、一般の製靴工場に比し餘り遜色のないものである。又原料なども最上のものでないまでも比較的良質のもの云へる。然るに此工場で生産せられる靴

は監獄外で作らるゝものに比し餘程見劣りする様である。仕上が如何にも拙く一見職工の腕の悪いことが分かる。又生産高も適當な組織の下に於ける標準能率等に比すれば僅に其一部分に過ぎないのである。而して如此缺點の重なる原因としては矢張り轉業率の多いといふこと、及職業に興味を持たず所の刺激がないといふことを第一に挙げなければならぬ。

次に此工場の製品は第一マクケイ靴 (mckey) 全部の五割を占む(第二スタイル靴 (Steeve) 全部の二割五分) 第三グットイア靴 (Good year) 全部二割五分の三種類である。併し是等各種靴は更に夥だしく多くの型に分かれて居て、如何なる工場 (一般工場) と雖も如此雑多の製品を出す處はないであらう。此工場の前年度の生産高は左の如くである。

男子用靴	20,900	合 計 用 靴	968	小兒用靴	140
小兒用靴	3,270	男子用上靴	5,417		
婦人用靴	9,065	女子用上靴	1,500		

重きを置く労働者達の老練なる助力を利用して來たのである。ニューヨーク州労働聯盟は現に亞米利加聯合衣服工組合のイー、カウフマン氏及鑄型製造工國際組合のジョン、ヂエ、マンホランド氏に依て委員會に於て代表されて居る。

〔舊き請負制度〕 請負制度は傭主にとつても被傭人にとつても不都合な制度である。實際一般傭主は請負者と市場に競争することが出来ないで、被傭者の解僱を餘義なくせられ、又解僱せられたる男女は自分の選んだ職業を奪ふた制度を支持するが爲に州に依て課税せられて居る様な譯である。

〔受刑者の虐使〕 此請負制度は受刑者にとつても決して好都合な制度でない。極端にいへば特權ある請負者個人の利益の爲に是等不幸なる受刑者を虐使することが許されてゐるのである。受刑者を改善し様などの考は無論無いのである。請負者の利益の爲に用ゐられたる作業督勵の方法等は一般公衆の明るみへ出すに堪えないものがあるのである。釋放後の

此工場の受刑者が釋放後靴職として相當の地位を得る爲には此工場は一層事務的な作業組織に改め、就中受刑者分類制度の採用を急務とするであらう。給料制度の如きも亦大に考慮すべきである。一般の靴工場で採用しつゝある従量報酬の制度も是非採用し度いものである。目下此工場は七十五人の作業力を以てして一年平均僅に五萬足を生産するに過ぎないのであるが、吾々の提案にして採用せらるるならば現在生産種別と同じ比率に於て十八萬足を生産し得ることは決して困難でないと思へる。現に職工長は精密なる調査を基礎として優に十三萬五千足を生産し得べしと云ふて居るのである。(以下各種の製作工場に關する批評あるも略す)

第四 労働組合との關係

〔調査委員會と労働組合〕 委員會は其事業に着手以來常に労働聯盟と相提携して來て居るのである。即ち委員會は其主腦者の助言を求め且又聯盟會議に於

就職に便する爲にする職業訓練といふ様な考は業に就度も無かつた。事實上行刑を支配してゐる是等請負者は受刑者を教育する等と聞いては澁面を作つたのは當然のことである。本制度に於ては州は現に受刑者改善懲戒の責任は之を擧げて請負者に委ねてゐたのである。即ち州は其責任を金銭づくの請負者に轉貸してゐた譯である。斯くの如くにして受刑者は虐使され、殘忍化され且人間性を失ふに至るのである。州の行刑に於て斯かる制度の行はるゝ以上は受刑者が社會に對して僻見を有し、釋放に際しては受刑前よりも一層悪性なものになるといふことに何の不思議があらうぞ。

〔新時代〕 紐育州の行刑制度から此有害なる請負制度が除去せられ、其代りとして現今の州使用制度を採用するに至つたのは全く労働聯盟の努力の結果である。而して此舊制度を廢止する爲には、先づ憲法の改正が必要であつた。即ち一八九四年に於て之が規定の改正を見、一八九七年一月一日より施行せ

らるに至つたのであるが、本改正に關し亞米利加勞働聯盟の議長コンバー氏は左の如き演説を試みて改正運動を激勵したものである。「受刑者は總て勞働せざるべからず、併しながら其れは請負者個人の利益の爲ではなく又財政上の利益の爲でもなく、受刑者自身の改善及受刑者家族及社會の利益の爲でなくてはならない。」

「尚不充分の點」 紐育州に於ける州使用制度の管理は多くの賞讃すべき特質を備へては居るが、併し未だ紐育州勞働聯盟に依つて提唱されたる制度の諸原則を實行するには尚不充分の點がある。一八九七年州使用制度が始めて實施せられた當時には多くは古物の機械が購入されたのである。そして今尚使用せられてるものが多い。是等の機械は時代後れのものである。従て是等の舊式機械の操縦を習得した受刑者が釋放後新式の機械の設備ある新工場に職を求むることの不可能なるは當然のことである、現在の行刑工業は其生産を若干の商品に限り而かも其の

標準さへ定まつてゐない。従て又品質も善くないので州官署の多くは州使用の法律あるに不拘、是等の物品の購入を欲しないのである。紐育州勞働聯盟會は一九一七年の會議に於て行刑制度改良に關する意見を決議案として發表し、滿場一致を以て可決して居る。此意見に依るに此聯盟は久しく行刑制度改良の必要を望んで居たことが明かに分かるのである。此決議案は都合十箇條であるが調査委員會の報告と大體に於て歩を同うしてゐるから茲に之を略することにする。

第五 農場及其他の州所有地の利用

農場及他の州所有地の利用は次の三種の明かなる利益を供することが出来る。

『三目的』

一、經濟上の利益 經濟上の利益は或る立脚地より見れば考慮するに足らざる一些事ではあるが、併しながら最も顯著な事

實である。刑務所及病院は食料品として多量のバター、乾酪、鶏卵、ミルク、家禽類、罐詰類果物、干製果物、馬蹄薯其他の野菜等を使用するのである。現に州の諸刑務所は前年度に於て殆ど三十萬弗の食料品を消費して居る、又州立の各種の救濟機關のみにて五十萬弗のバター、乾酪、鶏卵、ミルク野菜等を消費し、州立諸病院も亦五十萬弗の農産物を購入して居るのである。其他は等類似の機關に消費せらるる物などを集計するならば、全額少くとも二百五十萬弗に達するであらう。尤も是等の數字は單に貯蔵され運搬され得る農産物に付てのみの計算である。

二、健康上の利益

従前にありては受刑者の食料品に付て注意を拂ふことは遺憾にも不可能であつた。受刑者と雖も他の人々と同様に新鮮なる野菜を好むのみならず又之を必要とするのである。受刑者の食料品を出來得る限り美味にすべきは當然のことである。是等の新鮮な野菜は買ふに高價であるのみならず、手に入る迄には屢々其の質を悪くすることがある。若し今日よりもり多く食料品を生産するならば受刑者は新鮮なる農産物を得るといふ健康上の利益は蓋し鮮少でないのである。而かもみならず受刑者の見地より見ると農場に働くといふことは彼等の健康にまつて明かに有利なものである農業は廣い範圍の肉體上の活動を要するからである。

三、教養上の利益

其れに又一面生長しつゝある穀物及動

物との接觸であるとか或は又耕作等に附隨する所の責任觀念の必要等が彼等の精神を健康ならしむるに好都合である。就中之れば園藝家禽の飼養及び果物の培養に従事するものに於て其然るを見るのである。植物の培養及動物の飼育に付て受刑者が個人的に責任を持つて持つ丈多くの興味が生じ、又慰安的な性質をさへ帶ぶるに至るのである。農業よりする受刑者の肉體上並に其れに基因す精神上の反應、相互間の關係は決して輕視されるべきものでない。雑踏や誘惑の充ち満ちてゐる都會生活に適しない多くの人々がある。又他人からの指導や訓練を非常に厭うものもある。若し農場生活の方法に關する知識が一度斯かる人々に與へられるならば彼等は古き厭はしき環境から逃がれて新しい獨立に到達し新しき興味及新しき生活を享受することを得るに至るであらう。

要之に監獄農業の教育上の價值は次の二つの見地より見らるべきである即ち(イ)農業を營まんとする受刑者に對する價值(ロ)土地と動物とを背景として働くといふ道德上精神上肉體上の價值の二つである。前者は直接的のものであり且又容易く了解されることである。後者は前者に比して不定的なものであるからして容易に證明し難いのである。尙此種の事業の肉體上及精神の價值は精神病者及低能者に

對して特別の價值ある微妙な利益を有することは近時著しく論證されて來たのである。

「現在の農場及行刑」現在の州の諸行務所に於ては是等の經濟上、健康上及教育上の目的が殆ど達されて居らないのである。殊に農業教育といふことに就ては何等の考へを拂つて居らぬのである、從て入監前に既に農業の經驗を有するものも自分の經驗以外には何等農業に關する科學的知識を加へずに釋放せらるゝことになり、農業に何等經驗なき者は單に勞働の價值といふことを知るの外何物をも學び得ないことになるのである。

「委員會の提案」州の各典獄に依て推舉せられてゐる様に適當なる農場を購入することは第一に實現せらるべきことである。尙總ての行務所は豚の飼養を爲し家禽の飼養装置を設け又酪農場をも設備することにし度いのである。併し總ての場所が羊肉や牛肉をも生産するといふことは當然不可能のことである。次に各行務所には一人の農場管理者を置くべき

である。農場の管理は工場の管理と同じく極めて困難なものである。農場管理の困難は工場の管理に勝るものがあるのである。此外多數の農業従事者を有する所にては是等の受刑者に對し工業方面の作業をも準備するの要があるのである。尤も養鶏専門とか酪農専門の場合には年中四季を通じて是等農業に就業することが出来るのであるが若し夏期の間丈夫先きの農場勞働を爲す場合には冬期間は是非とも相當な工業的の價值ある作業を修得すべきである。尙農業に心から興味を持つ受刑者に對しては、冬の間農業機械學其他農業原理をも教授すべきである。

「殖林事業」アデイロンダック及キャットスキル山中に州は百九十萬エーカーの山林を所有して居る。是所に行刑局と山林保存局との間の協力に對する好機會がある譯である。卽ち是等の山中の荒涼たる樹木を伐採し盡したる地域の殖林を目的として殖林所を設くることである。此目的に従へば治水事業に關して州が困難せる重大問題を解決し又同時に此

廣大なる州所有地に偉大なる潛勢的の價を賦與することになるのである。尤も是等の事業は既に幾分は實行されて居るが兩者の協力の不充分なる爲にや餘り多くの効果を收める所まで實現されて居らぬのである、依て將來に於ては一層の協同に依つて、より以上の効果を收むることに努力しなければならぬ。尙此事業の實際に徴して受刑者の服裝としてゴム靴と特別な衣服の必要なきことが明かとなつた。從來此點に氣付ざりし爲、受刑者の勞働能率は其最大率を擧げることが出来なかつたのである。

一般市場に材木の次第に缺乏し來れるの事實は殖林に關する考察の如何に重大視すべきかを語るものである。吾々は此報告中に推舉せる受刑者分類法の速かに採用せられ、此基礎の下に適當なる種類の受刑者が選抜せられ此重大なる殖林計劃に當ることの一日も早からんことを期待するものである。

第六 給 養

受刑生活中に於て勞働と休養の兩問題を除いては食物問題程受刑者に直接的な問題は恐らくないであらう。行務所の食物は不味いものであるといふ批難は屢々委員會の調査に示されてゐる。此原因は主として、調理掛が材料の準備とか調理といふことに全く無經驗であり且又興味を持つてゐないといふことにある様である。此食物問題を改良し然かも經費の懸らない様にするには一方に於て官吏の一層の監督と他方に於て調理自用夫等の一層の注意及考慮を必要とするのである。行刑法第百五十二條には「受刑者には下等なりとも健康に適する充分なる食物を供給すべし」といふて居るのである。

食事の改良に關しては左の五つの觀察點に付て考慮を加へるの必要がある。

一、一時的購入 調査委員會は州行刑局に中央購買事務所を新設せんことを提案してゐる。此提案を採用せば從來に比し遙かに安價に食物原料を供給することが出来るのである。

二、一人一日に對する食料の割當 受刑者一日の食料に付ては合衆國陸軍の制度が採用されるべきである。即ち行刑局長官は在所者一人に給さるべき食料費を財政供給及會計の長官の助言に基き毎月豫め之を報告し、此定食料の範圍に於て節約し得たる額は隨時特別食として上等食料を購入するの資に當ることが出来るといふ制度である。

三、食事準備の改良 先づ第一にシンシング監獄に調理人及パン焼職人の養成所を設け卒業者を各所に配置し、調理掛り(専門家を監獄職員として隨時若くは常時に雇備すること)の下働きを爲さしむべきである。熟練した調理人や熟練せる受刑者を使用すれば、同じ材料からでも遙に勝つた料理を作ることが出来るのである。次に從來空腹な者の食慾と然らざる者の食慾との間に配食上何等の區別がなされなかつた。又食事が餘り早く食卓に上ばさるゝ爲受刑者は常に冷え切つたものを食べなければならなかつた。此二つの事實は月々無益に多量の廢物を殘

こさしめて居るのである。依て此際調理に關してはカフテリア式を採用し、計算板により受刑者は自ら自分の食物を自分の席に持ち來ることなし、尙食器には蓋を付さるべきである。

四、適當なる監督 購入掛に對しても調理掛に對しても適當な監督が必要である。若しも經費を増加せずして良好なる食物の調理に於て何等かの効果を擧げんとするならば注意周到なる食事の計劃が必要であり又一面献立表其他の記録を作成し之に依りて食物の變化を考慮し且過去に溯つて参考に資し得る様にしなければならぬ。彼の醫學說の或ものに倣つて月曜日は「スチュー」日とか或は又火曜日は「ハヤシ日」とか献立を固定するが如きことは最も愚な遣り方である。次に又一定の滋養ある食物が給せらるゝ爲には調理さるべき食料品の量が定められなければならぬ。勿論陸軍の兵士と同様の食料を與ふべしとは要求しないのであるが、併し陸軍に於ける献立中の肉の代りに其れと同量の類似蛋白質を含む何

物かを代用し其他の食品に付ても其々適當な代用品を考慮したならば現在の食料よりは遙に滋養に富むだ平均した食物が得られるであらう。左に合衆國陸軍條例中「守備兵一人一日の食料」標準表を掲げて參考に供することにす。

守備兵一人一日の食料表 (合衆國陸軍)

食料品及其ノ分量

代用的食料品及其ノ分量

羊肉(生)	20.0オンス	羊(生)	20.0オンス
燻製豚肉	12.0オンス	燻製豚肉(生肉供給不)	12.0オンス
罐詰肉(可能ノ時)	16.0オンス	罐詰肉(可能ノ時)	16.0オンス
魚(乾物)	14.0オンス	魚(乾物)	14.0オンス
魚(罐詰)	18.0オンス	魚(罐詰)	18.0オンス
七面鳥(羽ノアルモノ)	16.0オンス	七面鳥(羽ノアルモノ)	16.0オンス
七面鳥(出來得バク)	16.0オンス	七面鳥(出來得バク)	16.0オンス
祭及グリスマン(日)	16.0オンス	祭及グリスマン(日)	16.0オンス
麥粉	18.0オンス	麥粉	18.0オンス
小麦粉	0.08オンス	小麦粉	0.08オンス
豆	24オンス	豆	24オンス

馬鈴薯	20.0オンス	馬鈴薯(罐詰)	14.0オンス
干梅子	1.25オンス	干梅子	1.25オンス
咖啡(炒製又は)	1.2オンス	咖啡(炒製、粉味製ニ非)	1.2オンス
砂糖	3.2オンス	砂糖	3.2オンス
乳(水分チ脱イタモノ)	0.16オンス	乳(水分チ脱イタモノ)	0.16オンス
酸酢	0.16オンス	酸酢	0.16オンス
胡椒(黒)	0.04オンス	胡椒(黒)	0.04オンス
桂皮	0.014オンス	桂皮	0.014オンス
豚脂	0.64オンス	豚脂	0.64オンス
バター	0.05オンス	バター	0.05オンス
精密	0.32オンス	精密	0.32オンス
香料	0.014オンス	香料	0.014オンス



米國に於ける

囚人感化用活動寫眞の内容

勝岡 廓善

米國に於ける囚人感化用活動寫眞の内容

活動寫眞の有害論が盛んに唱へられたのは遂昨日のこのやうに思はれたが、今日では「如何にこれを善用すべきか」、「如何にこれを應用すべきか」といふやうな問題の方が盛んになつて來た。

活動寫眞の社會的勢力が、消極的な有害論位ひで排滅し得られない大きな根強いものであることが漸やく一般的に認められて來たのである。

今日各國の映畫界をのぞいて見ても、單に劇的映畫の外に、所謂學術映畫、宣傳映畫等のやうな、實寫物の製作が可成りに盛んになつて來て、或る方面からは活字以上に重要視されてゐるやうである。此

寫眞の社會的存在の理由、その本質的使命も實に此處迄來れば徹底したものであると思ふ。

活動寫眞を監獄の囚人感化の爲めに應用するといふ企ては、既に最近米國コロラド集治監で試みられ、爲めにその後平均在監者数が四百人減少したといふことが外誌に依て報せられてある。

日本では、新聞等によると昨年冬あたりからボツ／＼そんな噂があつたが、去る九月からいよいよその實行に着手したといふ。最初は準備の都合で北海道の全監獄と、東京小菅監獄だけで十月から全國一般に亘らせるのだ相であるが、器械等は一監獄に一個所備へても全國五十六で足りるし、フィルム等も順次に巡回させればさう大した巻數も入らぬことになるが、扱てそのフィルムの内容そのものはどんなものにするかといふと、此に就いては特に日本當局の是非一考を煩はさねばならぬことである。

從來官廳その他の公共團體で作製した所謂宣傳映畫、實寫映畫なるものを見ると、殆んど極り切つた

の傾向が近來著しく日本にも現はれて來て、諸官省自治團體初め、各種の公共團體や社會事業に携はつてゐる組合等で種々此の應用法を試みるやうになつた。

特に最近特筆大書すべきは、宮内省が省内に特別撮映班を設け、國民と宮中との接觸を圖る爲め、攝政宮殿下初め各宮殿下の御日常生活を活動寫眞に謹寫し奉り、此を一般民衆に公開する——といふ前代未曾有の企てを發表したこと、司法省の山岡行刑局長によつて、全國五十六の監獄に各映寫器を備へつけて、囚人の訓誨に活動寫眞を應用し九月より愈々此の實施に着手する——といふ企てがある。活動

やうな狭い倫理道德の説教の中へ丸めこんでしまつて、無味乾燥な少しも生々した感情、日々の生活意識に反應のないものばかりを作り出し、其をさも理想的だらうといつた考へ方で發表してゐる。單なる實寫物にしても、寫眞の美的價值といふ方面には少しも心を用ひないで、只その物さへ映せばそれでいゝのだといふ風に、何等の印象も何等の感興も與へない灰色な平凡な實寫物を製作して、「これ活動寫眞の應用なり」と得々としてゐる。それでは折角の企ても何等意義ある使命はなく、反つて「ア、お役所寫眞か」と一般に悪い概念を持たせてしまふ結果になつてしまふのである。

時に監獄内の囚人感化の爲に此を應用するとなると、殊に此のストーリーに就いては周到な注意が必要である。此の意味に於て米國官憲の態度を一應觀察して見たい。

○ つい此の間の雜誌に、米國コロラド州デンヴァー

市の有名な裁判所に居る世界的名判事ベン、リンゼー氏は、同國のリアルアート社といふ活動寫眞會社で「The Soul of youth」[「若者の心」]大正十一年十月十三日淺草電氣館封切)といふ映畫を撮映するに就き、その内容を聴き喜んで自身判事役に扮し出演せられた、といふ記事がある。今その映畫の梗概はどんなであるかと見ると。

幼ない頃親の手から他人の手へ、それから孤兒院へと移されて、慈愛の片影も見出せぬ冷たい孤兒院で育てられた、エドワード、シンブスンといふ少年がその主人公である。彼は遂に放從に憧れて或日自分が救つた愛犬と共に孤兒院を脱走した。がその後様々な窮困の結果同年位な新聞賣子のマイクに助けられ、その粗末な住家に連れ歸られてそこで始めて人情の暖か味を覚えさせられた。けれどもマイクと雖も貧しいので、彼等は或日激しい食欲に驅られた結果菓子盗まんとして捕へられてしまつた。少年裁判所の判事は爰に彼等を感

化院に送らんとしたが、丁度そこに傍聴してゐた富豪ハミルトン一家の者に引き取られて、同家の家族の一員として養はれることになつた。その後フトしたことから同家に思はぬ災厄が及ばされやうとした時、シンブスンはマイクと共に協力してその危急を救ひ再生の恩を報じた。彼は其後正當に同家の養子となり温かい慈愛に育てられて美しい道へと歩んだ。

次に、昨年の初めに米國のフォックス會社から發表された「丘を越えて」"Over the Hill"といふのがある。これが米國の監獄で買上られ、ミシガン州集治監で二千三百名の男囚に映寫された時のこと、及その翻譯が松竹の手で「母いづこ」となつてあらはれたことについては「監獄協會誌」第三十五卷第七號六十八頁「在監囚と映畫」(虚無塔生の中に詳細に紹介されてゐるからそれに譲ることにする。

また此の外に昨年十月に發賣された「紐育の眞夜中」"Villie New York Nights"が犯罪者の爲めにいふといつて、カンサス市警察で激賞したといふのがあるが、プロットを書くに長くなるからこれも省くことにするが要するに、大體こんな風な、直接犯

罪防止だとか囚人訓誨だとかの意味を露骨に現はさず、殆んど興味本位の中に、人々の心にギョツと衝動と緊張とを興へる實感的なものを選んだ方が有効であると思ひ特に當局者に對して、理解ある選擇を希望して止まない。(O. H. N.)

時事たよ

甲 突 生

□行 刑 規則の改正が行はれて、現代的新しい思想のひらめきが、大に此に窺はれることになつた。文化の進歩今日の如く思想の變化亦現在の如きに於ては、此度の改正も止むを得ざるに出でたるもの、向に當然の沙汰と云はねばならぬ。尙ほ今日の勢ひを以てせば、時代思想に伴つて、行刑の各般の事急速度を以て進歩して行くに違ひない。今や字内の思

潮は電波の相傳ふるが如く、尤も鋭敏に世界の隅々に迄感電するのであつて、此點から考へても眞理に國境なく、國境なき眞理は世界を指導する權威を有することが解かる。それにしても時代に醒めて能く其思潮を善導し、時務に錯誤なからしむるには、餘程の卓見と手腕を要するは勿論であつて、幸に當局に其人あり、着々として時代順應の改革を、斷行せ

らるゝを見るは事ろ驚歎に堪へない。
 □良民に復讐せしむるを行刑の目的とするの聲明は、敢て異とするに足らないけれ共、之を具體化する施設を明々地に指示せられたるは、是れ實に破天荒と云ふべく其勇と斷とに至つては何人も驚かざるを得ない所であらう。事項の詳細に就ては、一々之を言ふ暇もないが、健康保全と精神修養と作業訓練の三つに亘りて、新たな方策を建て、舊套を脱するの改正を加へられたるは、要するに人格を認め、人間愛を基調とせる、人道主義に遵由すべきを明白に宣明せられたものである。形體の上からいへば、是等の改正左程のこともないやに見へるが、但し其實質から云へば、此度の改正が齎らす結果は、頗る重大と謂はなければならぬ。何となれば人格を尊重するに於て意義尤も、鮮明なるものあればである。我國の文化上の品位も之が爲めに一段の向上を加ふると云ふも決して過大の言ではない。

□疲勞の恢復の爲めに休憩時間を延長せられ

たるは、彼等に取り、一大福音であり而して其結果は、有形無形に案外の良成績を見るに至るは、疑ひのない所である。總て能率の擧るは十分に休息した後の事である。然るに働かさへすれば能率は擧ると爲すが、近眼者流の常であつて、大局眼の無いことは氣の毒のものであるが、併し休息の善用すると害用するとの別があるので、若し之を害用すれば近眼者流の杞憂必ずしも杞憂でないことになる。此點に於て受刑者に對し大に考慮の必要あるは論を俟たない。それ故に世間のそれとは多少斟酌の要ある所であらうが、然かも事情の許す限りは大局眼に由るべきが當然である。

□休息の善用に就ては餘程注意せねばならず若し之を善用することが能きんだならば、寧ろ休息なきの優れるに若かざることになる。故に此度の改正の意義を徹底せしむるには、指導監督の任にある者の責任として、之が善用法を誤まらぬことを專一とせねばなるまい。

兎に角休息の事は學理上からも實驗上からも、吾人に尤も大切な生活保障の一大要件となつて來た。之に就ては當局も苦心せらるゝこと尠からざるを見るので、勤務法なご絶へず懸按となつて考究中の

やうである、だが何れにせよ我々は徒らに安慰を外面のみに求るは善くない。宜しく内面即ち精神的慰安を心に得ることを務め、以て奮勵努力するが積極生活法たるを忘れてなるまい。



予は看守諸君と語る

小菅刑務所長 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

天高く氣清く心澄むの候、勤勞多き諸君の心身自ら緊肅を加へ、執務の上に一段の眞面目を發揮せらるゝは、慶賀に堪へざる所也。

今や刑政の事日々に進み、之に對する一般思想の變遷、實に驚くべきものあるは、諸君の熟知の事とす。従つて行刑の形式自ら變革を來す素より其所に

して、今日の勢ひを以てせば、名實共に舊體を改め殆んど其條をも留めざるに至るは、蓋し遠き將來に非らざるべし、今同監獄を刑務所と改稱し、就業者休憩時間を延長し、食糧米麥歩合を改正し、賞與金給與法を改正し、又は國歌の和唱、服色の特定、外間人との對話等の如き、單に其形式上より云ふも、非常なる改革なるは勿論なれ共、此等の改正が齎らす精神的方面、即ち意義を闡明し思想を開發するに

子は看守諸君と語る

至つては、更に其効果の及ぶ所甚だ大なるものなく
んは非ざる也。

刑務行政の改良は尙ほ今日に止まらず、時勢と共に
將來大に行はるべきは勿論と雖、而かも積年の古
例慣行を一掃的に打破せし觀を呈せし今回の如き改
正は、未曾で其類を見ざりし所也、恰かも停滞せる汚
水が閘門を破つて、一時に流過せる如き痛快さを感
せずんば非ず。兎も角も空前の猛斷果決たりしは何
人も否む能はざる所にして、吾人は當局の熱誠と其
骨折りの尋常ならざりしに對し、滿腔の感謝と敬意
を表せざる能はず、同時に典獄の俸給令を改正せら
れ、比例稀なる昇格の議を遂行せられたる如き、縦
し是れ積年の希望事たりしとはいへ、斯くも急速に
實現せんとは恐らく何人も期待せざりし所、多くは
皆四圍の事情未だ許さざるものあるを慮りたれば
也、然るに今日の時節柄にも拘はらず斯くも容易に
此難事の實現を見るに至りしは、頗る驚歎に價ひす

須らく少壯有爲の諸君は此時機を遂せずして、競ひ
勵むべきに非ずや。然れ共吳々も注意を乞ひたきは
時代に醒めると共に、其改良進歩を達成すべき、主
義精神を體得する事也。即ち舊き固陋の思想を捨て
新しき世界共通の思想に移るを要務と心得、之が爲
めには宜しく新刊書籍を繙き、且つ名士や學者の説
に耳傾くるを努むべし。斯くして兎に角時代に覺め
ざれば、吾人は落伍者として自然淘汰の運命に甘ん
する外は非らざる也。

終りに予をして一言せしめよ、今日の一般思潮は
博大なる人類愛に引付けられ、之に向つて總ての歸
趣を求めんとし、且つ之に由つて活きんとするの傾
向を有す、行刑の事亦此潮流の外に逸する能はず段
々進んで人道主義に遵由せざるべからざるに至るも
即ち之が爲め也とす。然れば教育を離れて刑罰なし
と云ふも、之れ自然の歸結にして怪むに足らず、洵に
當然の論理と云ふべき也、故に今後教育主義の行刑

子は看守諸君と語る

る所、蓋し何人も當局の熱誠と其手腕に服せざるは
なかるべし。

曩きには現業員勤務手當の制定あり、是等は曾て
先人の思付かざりし所のもの、而かも議會の難關を
控ゆる案件たりしにも拘はらず、遂に第四十五議會
も難なく通過して、今日の實施を見るに至りたり、
是れ諸君に取り一大福音たらずして何ぞ、然り而し
て事小也と雖下級者に對する斯かる同情的制度は、
猶ほ是れ斯業發展の基礎的培養法の一たるを失はず
此一事が將來に及ぼす直接間接の行刑上の効果は、
實に測知るべからざるものなしとせざる也。

吾人は當局の盛意ある畫策の下に斯業に當る。是
れ何たる光榮ぞ、又た何たる愉快ぞ、之を是れ顧み
ず空々無自覺の中に勤務する如きは、我が敬愛する
看守諸君の決して爲さざる所たるを信す當さに今日
は斯業の爲めに身を挺して進むべき絶好の機會也。
は必ず成功し、之に反するものは必ず失敗に歸すべ
きや、逆賭するに難からざる也。

成り手が多い

少年裁判所の係官

來春一月から愈々開設される

少年裁判所と矯正院は愈々來年一月一日から開設するので、
其家屋は殆んど竣工に近づいたが、之れに入れる高等官二十二
人、警官二人、判任官四十人の選定がまだ出来て居ない、之か
ら開設準備と云ふので司法省では議會を控へて眼の纏るよう
に忙殺されて居る、吏員の任命は試験さか資格さか小六かしう酌
子定規によらず多少法律の心得があつて常識に富んで居る人格
者を得よう云ふので一人に暫一人に暫一人希望者が出て
來たので司法省でも怒が出て、成るべく適任者を得よう云ふ
して居る、證衡に證衡を重ねた末十二月中旬には確定するらし
い、少年裁判所で全然手に了へぬものは矯正院に送るのである
が、其處までせんでもよいものは感化院保護團體に送り込む、
感化院はチヨイチヨイあるが保護團體なるものがなかつた、同
省でも特志家の手で保護團體の成立を希望して居る。千葉縣香
取郡多古町曹洞宗の巨剎福泉寺之に應じ、愈々財團法人星華
學校なる立派な保護團體を作り上げ司法省に設立認可申請中
であつたが、同省でも少年裁判を補助する資格の機關として九日
之が認可を與へた



「監獄官吏と囚人との感情問題」を讀みて

千葉縣木更津 東方政雄

監獄官吏と囚人との感情問題を讀みて

前號に於ける藤木教師さんの標記の如く論は、吾々看守に對する教訓であると同時に職務上緊切な御問題であるが、私は是等の問題につき、日頃考へて居る所もあるもので、卑見を述べさせて頂きませう。

囚人が看守を蔑視し看守が囚人を恰も動物視して居ないかと思はるゝ云々との、藤木さんの御言葉は或る程度まで事實である、亦たそれが爲め行刑の眞旨趣が達成せられぬこの御説も至極御尤の大次第であるが、併し中には随分囚人が看守を尊敬し、看守が囚人を可なり尊敬して居る事例もあるので、囚人の人格を無視し、威嚇や喝喝を唯一の武器とした舊監獄時代の思想は、最早過去の夢で、今日の看守は其點に關し相當に理解して居るのである。只慥むらくは囚人尊敬の標的たるべき良看守に乏しむ事であるが、それは看守の官署地位の低さが爲めであるが、その主なる

原因は看守自身の修養鍛練の不足に歸せられぬ。詰まり看守其人の人格の反映に外ならぬのである。看守が囚人に對し謹慎なるべし服従行爲を強要するが如くそれ自身も亦た極めて格別なる儀表的勤務振を示さねばならぬのである。彼等の炯眼なる看守を視察することは實に明察且つ深刻である、新しく彼等は看守の缺點を挙げ其汚度を敷へてチャンと腹の底へ疊んで置く、是が看守の威嚴失墜の最大原因である。

次に看守囚人間の感情問題に就めて 藤木さんの云はれる何號さんと呼ぶさんづけ問題なるが、現下の監獄及び世間一般に於ける階級的觀念が尙ほ濃厚なる事情の下に於けるは、未だ適に發成し能はざるも、藤木さんの云はるゝ「ナイコラ」まか「貴様は馬鹿だ」まか極端なる劣等語は絕對的に禁止すべきは勿論なるが、私は夫れよりも同僚諸君に希望した

いのは、今少し彼等に對する言語を簡明且つ莊重にして欲しむのである。即ち擧げ置かば、挑發的の言語を發せざることである。是等の言語は著しく彼等の癪に障はり自尊心を傷くるもの甚しきものである。

最近に囚人の感情を害するは、彼等に對する親切心、哀憐心、の缺如する一事である、兇暴嗜殺、虎狼に等しき特殊の囚人を除くの外は、同情と親切さに屈服せざる者は稀である。

苟も人情、親切を以て之に臨めば、遂には猫の如く従順なるに至るものである併しそれも表面だけの同情や、人氣取りの親切では駄目である所謂真正な仁慈、愛情の發露たる人道的慈愛であらねばならぬ、人或は云はん「食糞糞」事を知らざる彼等に對し斯の如き親切を盡すことは到底不可能である」と、併し開は所謂自から制限するもので、斯の如き人は結局良司獄官なること能はざるものである。囚人曰く「親切な看守殿には感づられても抵抗は可能ぬが何を頼つても返事許りて仕ても矣れぬ辭に犯則許かり報告する看守殿に使はれては逆も改心などは出来ませぬ」と實際彼等の身に取つてはそんなものであらう。要するに囚人看守間の感情問題は這般の情實關係に胚胎するので結局は看守の人格問題に歸著する一さんづけ問題の如きは枝葉の問題に過ぎぬ。(完)



海外時報

イリノイズ進級制度

行刑管理論 野尻生

イリノイズ

「進級制度」とは受刑者を善良なる市民に仕上げ且つかかる訓練を容易ならしめんが爲めに新しい構造の一形式を準備する「イリノイズ案」を謂ふのであつて、サヨリエツト監の建築に代るべく今や新たに地にステートビルに於て建築の歩を進めて居るのである。

イリノイズ州は行刑なるものは犯罪人の安全なる戒護を目的に止まらず、彼等が社會に對する脅威としての犯罪人ではなく健全な社會の一員として釋放せらるゝことを可能ならしむべく處遇と訓練とを施すべきものな

ることを主張するのである。

法律は收監せられた人々の大部分が數年後には社會に送還せられなければならないと規定してゐるのである。故に先づ次の事實が確認せられなければならない。それは行刑中に費する、時間は彼等を善くも悪くもするに及ぶ、及び其管理を委ねられた人々が彼等に對するの習慣を教ふるばかりでなく、信頼すべく且善良なる市民たるの資格ある人物たらしむべく彼等を訓練するの機會を持つにあらざれば、彼等の交友及周圍は益彼等を惡化せしむるさいふことである。

これは適當にして完全なる建築の助けを

りて初めて成し遂げらるゝのである。故に今や建築せられつゝあるステートビルは安全なる戒護を與ふるのみならず、漸を追ひ秩序的に鞏固なる性格を發達せしむる「進級制度」の運用に備ふるものである。

監獄の凡ての監房をば最凶暴なる受刑者の逃走を阻ぐに足るが如き堅固なるものとなすのは最早や必要でもなく賢い仕方でもないこと考へらるゝのである。最も論理的にして且つ有効と考へらるゝものは受刑者の鞏固な性格が發達するに従つて、漸次次序を追ふて彼等をして己の責に任せしめ、漸に全く自製の可能なることを表明し得らるゝやうにするために、等級を異にする拘禁に適應せる設備を有する建物設計することである。その時にのみ初めて受刑者が受刑以前よりも善き市民となり且つ法律の規程に従つて釋放せられても安全であること期待し得るのである。

イリノイズ進級制度

仔細に観察者の状況を観察せば假令假釋放にしても、普通の房から、即ち最悪悪な或自暴自棄な階級のものを支配すべき規則から直ちに釋放するのは決して好結果を來たすものでないといふ結論の全く正當であることが明かになるのである何等の準備なくして普通人間といふものは不意に變化した状態に適應して行くことは事實不可能なことであるから善良な市民となることは最も困難なことである。實際受刑者は受刑當時よりも道徳上善くは成つてゐないので受刑者の経験は更に彼等を悪化して、以前よりも一層大なる社會の脅威たらしむるやも知れないのである。

彼等の大部分は未だ曾つて社會の暗黒面以外の何物をも知らなかつたのである。而して受刑中薫陶も受けず思想も矯正されなかつた爲めに、釋放せられた場合には再び法律に違背すまいと心から願つてゐてさへも、彼等は又もや犯罪を企てる外に不意に獲得した自由を利用して術を知らないのである僻んだ見地を無經驗の爲めに彼等は期待されたように正當な生活に身を入れることが出来ず彼等が懷いた正しい希望も晚れ早かれ單に再び捕へられまいといふ決心も變じ勝ちなのである。一般に彼等は再び捕へられる然しその時には

待つて直ちに第一區の獨房に送られる。そして茲から「遊戯制」が働き初めるのである。各受刑者の精神上並に肉體上の條件がよく考察せられた後、職員幹部が彼の精神及身體の眞の發達に最も効果ありと認むる作業の順序が定めらるゝのである。

新しいイノイズ建築は他の凡ての近代的な建築との根本的の差異は普通セキと稱せらるゝ房装置の設計に存するのである。一般設計並に意匠構造の細部に至りては素より多くの差異を有するのであるが普通の設計と截然たる區別をなすべきは收容房の造作設備の性質とそれから生ずる氣圍氣にある。

普通の房の型では堅固といふこと健康な周圍といふこととの結合が巧く成功してゐないやうに見ゆるのである。例へばシン、シンやザヨリエットの古い内側房 (Inside cell) の房廓の如きは堅牢といふことには多大の努力が費されてゐるけれども房其者は到底健康に適するものでなく、房内の設備は甚しく不健康であるのである。

窓のある外側房 (outside cell) を使用しては光と大氣を供給する場合には常時の巡警の實行不能といふことが、ある有益な建築形式を不用心なものと呼ばしむるに至るのであ

既に一層深い損傷を受けてゐるのである。ザヨリエットに收容されたもの、九十パーセントは未だ當つて刑を受けたことのないものである。然し犯人に先立つて數年といふものを向ふ見すな放埒な生活を送つて善い傾向を總て消磨し盡したつたのが普通である。實際これが事實だつたが受刑者も激勵して社會に對する己の責任を自覺せしむることは極めて重要である。これが新しい制度により管理の目的であつて、かかる管理を容易ならしめ、且つつかかる訓練を容易ならしむる爲めに、新しい建築がステートビルに施行せられつゝあるのである。

この新しい建築は殆んど三千二百エーカー二百六十八萬四千坪に當るの廣さを有する土地の中心に位してゐる。六十四エーカーの地面が三十七フートの高さの處々に見張所 (observation tower) のある外圍塙によつて取り圍まれてゐる。此外圍内の地域が種々の建物を結びつける廊下に依つて四區に分たれてゐるのである。

外圍内の西端に屬する可成の地域は工業區として別に取り離されてゐる。出入口は管理部の建物に在る主たる入口と工業區に通する荷馬車門と鐵道門とである。

其結果一般外側房は採用せられざるに至つたのである。

イノイズの特色は堅牢といふこと、健康を同時に供給するにある。建物は圓形であつて外側の壁即圓周に於ける各房の内部はすつかり圓の中心に當る見張所にある看守によつて不斷見通すことができるのである。此設計が完全にして有効なる監視を容易ならしむるといふことは各房の外側に大きな窓を備へるについて凡ての危険を除くことができるのである。

外側の窓によつて空氣の供給と流通とが自由になつた以上は普通の房内に用ひらるゝ鐵柵が不必要になるのは當然な事である。房の前面は主として硝子にすることが出来るのである。そしてこの設備があつて始めて一室の個性を保つことが出来るのである。

建物が圓形を成し、凡ての房が圓の中心に面しその放射線上に在るのであるから、この方向に逃げ出すのはとりもなほさず自分を看守にさらけ出すことになるので受刑者は此方面に逃走を企つるが如きは決してないのである。之が爲めに普通房前における柵は全然不必要になるのである。従つて新しい建築では房前は丈夫な然し不體裁ならざる硝子（硝子）

廣場を四部に分つてその東北の一部を調査部（受付部）に割り當ててある。其處には病院用並に精神醫學研究用の建物があり、尙快方に向へる患者の運動の爲め及び精神検査員の監視中に在る人々の動作試験の爲めに甚だ廣闊な地面が用意されてゐる。

構内の殘部の地域は更に第一區第二區に分たれ即ち收容房建築用地である。前面收容房敷地の外外圍の外約十五エーカーの地は第三區として一群の宿舍設備の爲めに供せられるのである。此等の建物は適當な垣を以て取り圍まれるのであり。

農場は第四區として敷地の外に大きな地域に占めてゐる。

かくして受刑者は順次に第一區より第四區に逐する機會が與へられるので、第四區に遊戯した時が假釋放に適合した時と見らるゝのである。

受刑者が管理部の建物に收容せられた時に寫眞を取り身長及體量を量り、然る後直ちに病院に行つて醫師及精神検査員の検査を受けらるのである。

受刑者の或者は尙引續き調査を要する場合があるが、結局、彼等の心身の狀態が作業をわけてつても差支ないといふ報告があるのを

外に就て使用するドアが用ゐられてゐる。故に受刑者は鐵の代りに部屋を有つてゐるといふてよいのであつて、彼の周圍は彼の個性を發揮するに適してゐるのである。

各房は又充分日光を受けることができる。太陽は圓周の東西南の側の凡ての窓に直射するのである。建物の北側に屬する凡ての房は特に建物の屋根から取り入れる日光で直接に正面の硝子を照らされるのである。

是等の極めて堅牢にして同時に健康的な設備は第一區に於ける各二百四十八房を有つた二棟の概略である。後に述ぶる第二區の部分にも同じ型の構造が使用されてゐる。唯受刑者の遊戯に適應して拘禁の度合を異ならしむる爲めに房は幾分變更が加へられたのである。各房が有効に監視し得ることが此全設計の特色であり、且つ従前は堅牢安全の爲めに必要なりとせられた不健康な押壓的な状態を取り除いたといふことが遊戯制の作用をして成功せしむるについて多大の貢獻をなす所のものである。

第一區に在る間は受刑者は嚴密なる監視の下に置かれて何等の責任を持たせられない。此區に於ける房は「要案」(Watchdog) と稱せらるゝもので、並に行はるゝ監視の下に受

刑者の本然の即ち邪僻なる傾向が顕はるのであつて、之に由て官吏は勤勉の習慣を養ひ且受刑者の性格を改善せしむるに最も適した處遇方法即ち訓練の方法を定むることができるとある。

受刑者が幾分でも責任を持つ能力があるといふことが明かになつた場合或は將來此制度に從つて進級して行く見込があり、且漸次信頼すべきものとなるべき確たる保護のついた場合には第二區に進むのである。

受刑者が全然進歩改善に不可能なることを示した場合に限り、彼は長期間恐らくは引續き永久に第一區に留まるのである。

拘禁に階級を設くることは受刑者をして社會に再歸せしむる資格を準備する爲めに最重要な因子をなすものである。故にその階級の差異は他の處遇並に訓練の場合に於けるが如く受刑者の周囲の状況に明白に示されなければならぬ。此理由によつて第二區の房は性質に於て區々である。構造の性質は第一區と異なる所がないが、設備は雜居房としての設備であつて、集團生活に適したもの、並に入居の特權を有つ事ができるのである。室の大きさは色々あつて三人より六人までを收容することができ、スリズンといふ空氣は全く一掃さ

れてゐる。

受刑者の大部分は殊て一年勤めた上は法律に依つて特赦及假出獄局の審問を請求する權利がある。此審問に由つて各在監者の服すべき刑期が定められるのである。比較的少数者が假出獄を許される。その少数者は進級制の與ふる機會を利用して速かに眞生活に立歸る準備を整へ得た人々である。特赦及假出獄局に依つて尙引續き服役を命ぜられた人々は訓練を續けて最後に第三區に進むのである。時には洋から第四區に入るものがある。是等の人々は大多數の場合に社會の利益の爲めにも彼等自身の將來の幸福の爲めにも、以前の悪行の結果に打勝つべく長き訓練を要する人々である。この悪行こそは生活の或時代に本當の訓練を缺き爲めに有用なる生活を爲すべき手段を知らなかつた結果なのである。

特赦及假出獄局は進級制の運用の結果に關する記録を利用することができ、且つステートビルの構造法は必要と能力とに從つて受刑者を類別するの便があるので、以前よりは一層聰明な判断を下すことが出来るのである。上述の第三區の建築は多くの點に於て密宿宮の制 (Celle and dormitory system) に似てゐる。一般の空氣と此時期に於ける監視の性

得るの準備として次に掲ぐる段階を通過せしむるのである。

- 第一段 房内の拘禁。あらゆる管理規則に服従し、若有りとするも其た僅少なる責に任す。
- 第二段 作業に勉勵し且つ管理規則を守つて、職員に信用を博するの機會を増す。
- 第三段 從來の信任因 (Trust) の地位に相當す。
- 第四段 外圍外に於けるコッチーシの生活。但、職員に監視を受く。
- 第五段 農場に於ける勞役。但し看守なき勞役。
- 第六段 假出獄。
- 第七段 自由。

質は獄境最ではあるが、之と共に頗る公平の精神を伴つてゐる。宿舎 (Cottage) 其者が同じ割合で寢室と居室とを有つてゐる。各コッチーシは十五人を容れ、必須程度の風呂湯、化粧室、衣服戸を備へ付け、別に白費用の室即ち居間がある。此等のコッチーシの十二と中央に在る二箇の食堂用のビルディングを合せて第三區界 (ward three group) を形作つてゐる。

此區に於ける生活は彼等が尙監視と訓練の下に在りながらも、一層多大の責任を負ふに足ることを示す好機會を提供するのである。茲に彼等が如何に彼等自身を社會生活に適應せしめ且つ如何にして禮節ありて能く法に服する個人としての權利を享受すと同時に他人の權利を尊重すべきを學び得るのである。或者は此點に達するに數年を要するかもしれない。然しながら一旦茲に達した以上は彼等は社會の脅威である階級より脱せしめる訓練を體得したのであつて、受刑といふことは大に役立つたことになる。

第四段 農場 (The farm) 此はステートビルの今一の重要なセクションである。此區は尙何處かに何かの缺點が残つてゐると受刑者自身が感じ、或は他でそう感じた場合

以前の歴史、精神状態、及び向上記録を審議し、而して準備の過程を完了するに要する刑期の長短を決定するものである。州の各所に行にはるべき進級制の主義及設備は典獄、典獄補、監獄醫、精神病學者、心理學者及少くも二人の下級吏員より成る幹部職員によつて實行せらるゝのである。下級吏員は常に受刑者と親しく接觸してゐる爲めに、彼等の性向及習慣を熟知してゐるのである。幹部は日々會議を開く。その討議と決議とは一々書記に依りて記録せらる。幹部は新事件を考察し、且つ進歩の有無を知る爲めに一定の期間を置いて受刑者を接見する者である。斯くすれば受刑者と幹部との間の誤解が除かれるのである。受刑者は各自爲しに、且つ爲し得る限り、其の正直に訓しへられるのである。而して自由の與へらるる以前に學ばねばならないものは各自に應用される假出獄規則の運用によつて知ることができるのである。

法律は少くも一年を終へた後でなければ如何なる場合にも假出獄を許さないけれども、幹部は其一年實際に當つて價値ある報告を蒐集し記録して、受刑者を個人として研究し

に、一層多大なる進歩を爲す機會を受刑者に與へるのである。並に行はるる作業は農場主が大農場で作業を指揮する通りに監督せられるのである。唯異なる處は彼等は釋放せられた場合に州の法律に從うことが期待さるゝ通りに、其場所の規則に服従すべき義務があるだけである。其他の點については自己の責任で凡てを行ふのである。

記憶せねばならないのは收監された人々は長きにせよ短いにせよ或年數の刑期に服した後は法令に從つて、凡て釋放せられねばならないこと、及び、其結果として受刑者を善良なる市民として社會に返還することの可能であるように多大の思慮と努力とが費されねばならないことである。

進級制度

此制度は單に理論でなく全く受刑者の眼に見える一箇の事實であるから、訓練を維持し勤勉の風を奨勵し、且つ受刑者が將來幸多き生活を營むことのできるやうにするのに役立つのである。進級制度は受刑者をして自由な

此イリノイズ案中重きを置かれてゐる點は性格養成といふことであつて、早に受刑といふことではない。此案は實に假釋放及最後の自由への準備の過程であつて、善良な市民たるに必要な資格を發達せしむる爲めに設計せられてゐるのである。

特赦及假釋放局が假釋放を爲すべき時期を定むるについては此制度の下になされた進級の記録を指針とする。然る後犯罪の性質犯行

つゝあるのである。此報告は放免及假出獄局に供給せられ、其職員は之に依つて聰明な判断を下すことを得、且つ相當の確信を以て假出獄を許可するの資格の有無及び資格の有る場合には、其者に與へらるべき訓練の期間の長短を決定することが出来るのである。

受刑者の收容さるゝ場合には幹部の一員たる醫師、精神病學者及び心理學者は夫れ々々嚴密に當該男子或女子を検査して、各自報告書を作製して之を幹部に提出するのである。幹部は此報告書之手に於てのや否やを遲滞なく受刑者を呼び出して之と對面するのである。此場合は幹部は進級制の性質を説明し、且つ其者の職業並に伎倆を考察するのである。精神上並に肉體上の種々の資格が考慮せられたる後幹部の認め以て彼の精神改造の一助なりさす所の作業のプログラムが決定せらるゝのである。尙收束後幹部が受刑者に與ふる個別的の注意は受刑者をして以前よりも一層正しい人生觀を懐かしめ、或少くも懐かしむるの手段となるであらう。

受刑者はA B C D及びEの五級に分たれる收容の際には各個人はC級に指定せられ、而して三ヶ月の後にB級は進級することができ、尙A級に進級するには進級前三ヶ月毎に五日の得を得、A級に上つた場合には十日の得を得るのである。

加之、何級より降級するとしても、彼等は落ちた各級の代りに落とされた級に於て三ヶ月勤めなければならぬ。

再びB級に上つた時には彼等は善行により一月毎に五日の得を得、A級に上つた場合には十日の得を得るのである。

進級制が運用其宜を得る時には受刑者を鼓舞して受刑中與へられた訓練を利用し、終には克く法に服する市民たんとする希望を懐かしむることを得る。

若此希望にして實現された場合には或恒久な福利が刑罰行政から獲られた譯である。之に反して、普通の房に拘禁して、彼等の思想を正當な方向に導き且つ彼等を鼓舞して稱揚するに足る希望を抱かしむべく何等の努力も費されぬ場合には、彼等が寂寞たる房の中で深く復讐心を蓄へ、釋放された後には、自ら假定した想像上の難苦の爲めに社會に報復せむとするに至るの有り勝ちと云ふよりも寧ろ自然ではあるまいか。

法律の精神は收容された人々が收容によつて改善せられ、然る後再び社會に送還さるゝことを考慮してゐるのである。

「保安局 Colerain」

月間B級に於て不斷の進歩を示さなければならぬ。而して更に三ヶ月間進歩の繼續せられたる後、初めて彼等は放免及假出獄局の審問を請求することが出来るのである。

作業の評點の標準は生産に對する眞面目な努力と作業の分量及性質とである。

行狀の評點の標準は看守 (Keep) の爲せる等級別のみでなく、受刑者一般の態度及誠意等を併せて彼の精神上並に肉體上の能力を考慮したる後、幹部の下す判断によつて定まるのである。

受刑者の不成就が平均評點に依つて示さる場合には進級を差控へ、若くは降級されるのである。各級に定められた期間の伸縮によつて彼の賞罰は明かにされるのである。

幹部の職務上の規則に従つて、B, Aの各級を通過して進級せる場合に非されば、たゞ彼の犯罪に科せられた短期に服したとして、特赦又假出獄間の審問を請求することはできないのである。併しなほ此進級制に在つては受刑者は大部分は法定の最短期たる十ヶ月の経過に依り特赦及假出獄局の審問を要求する資格ある級に進級せしめらるゝ利益を有つてゐるのである。

然れども特赦及假出獄局の審問が十一ヶ月 out of the Public welfare) の義務は該局の戒嚴に委られたる犯罪人及未成年者をして再び犯行に近付かざらしめ、極力彼等の自立自活を保證し、而して彼等の改善を完ふするの規則を採用するにあり」と。

▲米國シユリゲホートのパプナスト教會に近頃強力なる無線装置が設置された、此の地方は非常に邊鄙な所で、附近の住民が定時に寺院に集會することが困難なので、無線を利用して此等の人々に日々の説教や祈禱を分たうといふのである。教會が無線を利用することは敢て珍らしくないが、日々の説教や祈禱を無線で傳へることは此の教會を以て嚆矢とする

▲又シユリゲホートの教會が無線説教を初めると共に、ジャクソン監獄では之れによつて囚人に説教を聽聞させることとし、本館さ、煙草工場とに受信装置を設けた、シユリゲホートから同監獄までの距離は約八百哩であるが、之れが成功するに於ては、外部の世界と交通を遮断された豪邁たる囚人生活にとつて多大の慰安を齎すことだらうと期待されてゐる

▲以上とは何等の關係もないことであるが、無線利用の新領域として興味あるのは、フイデアロフアの或種煙屋が配達車に無線を装置してゐることである、即ち配達車の屋上に四本のアンテナを取り付け、疾走の際に倒れないやうに四隅を丈夫な鋪で止め、中央無線所と連絡を取り、店の命令に従つて出發後に依頼された届け先に配達し廻るのである、配達車には道々顧客を喜ばすために高聲の喇叭が備へてある

で行はるゝか若しくは尙後に行はるゝか何れにせよ、該局は精神病學者、心理學者及び其他の監獄職員が各方面より行つた比較研究の成果たる受刑者の記録を有つてゐるのである。結局上記の人々の意見は、進級制を運用する幹部の記録と相合して一箇の判断となるのである。而して此幹部は受刑者の犯罪に科せらるべき刑罰は之を考慮中に置かない。幹部は受刑者を單に個人として研究するのである。而して其研究からして受刑者の將來の行爲に關して期待し得らるべきものを斷定するのである。

特赦及假出獄局は重きを犯罪及び犯行以前の犯罪歴史即記録、並に犯罪人の時に或は數年に亘つて施さなければならぬ處遇方法を指示する幹部の報告書に置くのである。斯くして假出獄の時期が(長期の範圍内に於て)特赦及假出獄問に依つて定めらるゝのである。但し此刑罰間は善良なる市民たらしむとする受刑者の努力の有無に従つて加減せらるゝものである。

若し受刑者が努力を關き不其の行爲ありたる時はD級に降級せしめられ、一月毎に五日の割合で損失を受くるのである。級に降級せしめられた場合には其損失は一月毎に十日

イリノイズはステートビルに於ける建築法

の科學的な一方式の助けを借り進級制の運用によりて法文に規定せられたる此職分を盡くしつゝあるのである。

▲米國シユリゲホートのパプナスト教會に近頃強力なる無線装置が設置された、此の地方は非常に邊鄙な所で、附近の住民が定時に寺院に集會することが困難なので、無線を利用して此等の人々に日々の説教や祈禱を分たうといふのである。教會が無線を利用することは敢て珍らしくないが、日々の説教や祈禱を無線で傳へることは此の教會を以て嚆矢とする

▲又シユリゲホートの教會が無線説教を初めると共に、ジャクソン監獄では之れによつて囚人に説教を聽聞させることとし、本館さ、煙草工場とに受信装置を設けた、シユリゲホートから同監獄までの距離は約八百哩であるが、之れが成功するに於ては、外部の世界と交通を遮断された豪邁たる囚人生活にとつて多大の慰安を齎すことだらうと期待されてゐる

▲以上とは何等の關係もないことであるが、無線利用の新領域として興味あるのは、フイデアロフアの或種煙屋が配達車に無線を装置してゐることである、即ち配達車の屋上に四本のアンテナを取り付け、疾走の際に倒れないやうに四隅を丈夫な鋪で止め、中央無線所と連絡を取り、店の命令に従つて出發後に依頼された届け先に配達し廻るのである、配達車には道々顧客を喜ばすために高聲の喇叭が備へてある

雜 感

門 外 漢

看守と囚人

私は今京都に住んで居る。先日醫師へ行つた歸途、偶柳馬場竹屋町の角を通つたら、二名の看守の監視の下に、三名の柿色衣の男が煉瓦をいぢつてゐた。私は俚上で色、思ひめぐらしたのである。

一方の人は他人の自由を束縛してゐる人である。他方の人は他人に自由を束縛されてゐる人である。同じく人間でありながら、何ぞ云ふ相違であらう。他人の自由を束縛すると云ふ事は、不愉快な事に相違ないが、國民多數の安寧、幸福を保障する爲めだと観する時、看守の仕事は犠牲的色彩が濃厚になつてくる。勿論凡そ善良なる仕事には多少とも犠牲的色彩がある。強ち看守の仕事に限つたわけではないが、看守の仕事が他の仕事に比べて、危険性を帯び且つ無味乾燥であるだけ、一層犠牲的色彩が多いわけである。自分は國民多數の代理となつて惡漢無頼の徒を狭小なる範圍に閉ち籠めて置くのだと思ふと、其責任の重大なるを感じ、自分の仕事の尊敬すべき事が自覺されるに違ひない。悪人の手を拘束して悪事をなさせぬ事事は、其れ丈け消極的ながら善事を多からしむる事であるのである。

又悪事を現したる必然の結果も承知してゐるのである。知つてゐながら一時の誘惑に打勝てず自ら求めて自由を束縛され、而して後に、自由を束縛されずに出來得る仕事を、自由を束縛されて強制になさしめられつゝ、貴重なる其日其日を送つて居る。可哀い相と云へば可哀い相であるが、愚かである云へば愚かである。監獄には教誨師と云ふものがあつて、色々囚人に教訓を與ふる由であるが、囚人の種類にもよるが、餘り高遠なる理屈を述べた處が仕方が、あるまいと思ふ。囚人中多少文字も讀め才覚ある者があつた處で、結局囚人として苦役をせねばならぬ處を考ふるも、小詰大痴である。

俚耳に入らざる大聲を口にするよりも、監獄生活と監獄外の生活と孰れが畢竟利益であるか、と、卑近なる損得問題から説き始めて、善事は結局悪事より利益があると言及するが可からうと思ふ。一孟子が梁の悪王に見えた時に、王は、何を以て吾が國を利する考か、孟子に尋ねたら、孟子は王何ぞ必しも利を曰はん亦仁義あるのみと對へた。利益を説かず仁義を説く方が理想的であるは云ふ迄もないが、王者と雖も尙仁義を忘れて利益を先きにしてゐたのである。色慾孰れが罪の原因であつたか知らぬが、囚へた生活を送つて居る者に向つて、初より高遠なる理想を説くのは徒勞である。

先づ彼等の利慾の念を善用する方面から健撃せねばならぬ。宗教家は神佛の考に偏するが爲め、往々非常識の談話をなす事があり、常人と雖も失笑せねばならぬ事がある。私は所謂教誨師と云ふ人々

私は看守諸君が其使命の容易ならざるを充分了解して、忠實に勤務せられん事を希望するものである。平素危険に面接して居る諸君は危険を危険とせざる一種の信念を得て置く必要がある。武術の練武器の携帯も、或る意味の安心法に違ひなからうが、最も大切な事は、禪に依りて膽を練り置く事である、禪の修業が積めば積むほど囚人は其徳になづいて来る、囚人の心底は掌を指すが如く明かにめてもくる、諸君の一舉一動に請ふべからざる落付きが出來て、囚人が假りに反抗の考を起しても、諸君の上に反抗の腕を加ふる事が出來なくなる、曲馬師が猛獸を制御するが如く、諸君の身には、囚人制御の力が具はつてくるのである、欺かれたと思つて、非善の時

に相國寺へでも通つてみられるが可い。

他の一方囚人を見ると、可哀い相でもあるが、其愚劣さに呆れざるを得ない。囚人となつて天賦の自由を束縛されてゐながらも、懐手をして遊んでゐるわけにはゆかないのである。

日々一定の時間だけは一定の仕事に従事しなければならぬ、煙草を喫みたくなつたからとて、勝手に煙草をのむわけにもゆかぬ、暑くなつたからとて、自由に樹陰に憩むわけにもゆかぬ、同じく日々働かねばならぬものならば、自由を束縛されずして、日々働いた方が優つては居らぬではないか、三尺の兒童にも解かつてゐる事が、大の男に實行出來ぬのだから驚く、監獄に働いてゐる囚人中、百人が九十九人迄、皆自分の所行の悪事である事は知つてゐるのである。

がより以上に常識的説法を試みられん事を希望するものである。

ハンガーストライク 絶食同盟

ハンガーストライクは、英國の婦人參政論者(婦人)が入牢せしめられた時、獄中で断食する事を申合はせて、放逐される事を謀つた事から起つた言葉である、最近愛蘭の「コーク」市でも有聲男子が相謀つて絶食同盟を行ひ、一時英國民間に問題を惹起したやうである。我國には幸にして此種の事は無いが、社會主義者の一派が何時英人の故智を學ぶか知れたものではない。多數の人が同盟して絶食しない迄も、一人の男が單獨に絶食を決心し、之を強行する事は出來べき事柄である、人道上絶食を無視するは忍び難き事であるが、しかも絶食を決心せる者に、食を攝らしむる事も又困難である、此場合看守諸君は如何なる處置を執つたものであらうか、滋養灌腸なこも一種の方法であらうが、毎食時に滋養灌腸を行ふわけにゆくものでもないから、他に何か良法を考えて置かねばならぬ、英國が印度に統治する以前、The Black holeとして有名なる一事がある。

此一事から考えてみるに、湿度の高き土地に於て渴を耐ゆるは非常の難事であるやうである、私は萬一絶食同盟を強行せんとする不逞の徒が現はれた場合、監房の温度を人為的に高めて、囚人をして渴に耐へ得ざらしめ、一杯の水すら之を得るに哀願するに至らしめ、水を與ふる代りに滋養ある流動物を以てするが可からうと思ふ。方

法は少しく極端ではあるが、目的は人道的である、囚人にして非常手段を以て放逐を謀る以上、我も又非常手段を以て之に應じなければならぬ。

固より高温度監房を作るに當つては、醫學者或は科學者の意見を徴する必要があるが、卑見の方法は、事柄小説に類すも雖も、架空的手段として全く捨てたものではあるまいと思ふ。

囚人と教育

監獄（刑務所より言ひ慣れてゐるから暫く此語を用ゆ）と警察とは密接の關係がある。而して犯罪と教育とは又密接の關係がある。英國で小學兒童が百四十萬人の時は、毎年平均二萬八千人の囚人があつたが小學兒童が數五百萬人になつた時は、囚人の數が一萬三千人に減じた由である。固より此場合全國の人口が、増加してゐた事は云ふ迄もないが、人口の増加に拘らず囚人の數の減少した事は教育の隆盛と云はればならぬ。教育の普及につれて少年の犯罪者の減少したる事は顯著なる事實で、一千八百五十六年に一萬四千人あつたものが一千八百六十六年には一萬人になり一千八百七十六年には七千人に減じ、更に一千八百八十一年には六千人になつてゐると云ふ風である。こう云ふ風に教育の普及と同時に人口の激増に關係なく囚人特に少年の犯罪者の數が減少してゐる。藪野掠十の「日本見物」の中に、「自分の國で立派な建物は監獄ばかりだ」と云ふ意味の

の統計に照らしてみれば、社會を害する犯罪者の八割は閑暇の時間に遂行されてゐる由である。

右は英書の或一部分を極めて大意をこりて譯したものであるが、小人閑居して不善をなすの諺に洩れず、仕事をなさざる時間には悪事をなし易いものと思はれる。而して少年には適當なる運動娯樂の場所を提供して、其遊戲的本能を善用せしむるやうにせねばならぬ。

都市計畫を實行せる歐米の都市に於ては、少年の爲に運動遊戯の場處が設けられて居るのである、監獄維持費に莫大の金を投ずるが是か、犯罪者の出現を防止する爲の設備をなすが爲に莫大の金を投ずるが是か、私は一日も早く合理的都市計畫が實施せられて、社會の好景氣に逆比例し、監獄の不景氣の觀來せん事を希望するものである。

記事があつたが、監獄の隆盛や裁判所の繁昌は決して國家の慶事ではない、私は理想として監獄と病院の不景氣だけは歓迎するものである。

都市計畫と少年犯罪者

大都市の少年犯罪の多くは、適當なる遊戯機關の缺乏せるが爲めに起るのだと云はれて居る、元來少年は健全なる運動に對する嗜好を有してゐるものであるが、其れが街路に於て満足されない場合罪を犯すに至るのである、微罪の爲に拘引せられて警察の空氣に觸接する事が度重なるにつれ、少年は自分の名の賣れたる経験が積みたるを誇るに至り、又警察に慣るゝが爲めに其性狀が惡化するものである。

紐育市の少年裁判所に現はるゝ兒童の二割五分は禁止の運動又は遊戯を街路でなすが爲めである由である、微罪から重罪に移るのは其だ容易である、少年犯罪の大部分は無差別に微罪を檢察するとか警察にて幾多の罪惡に觸接するとか原因となりて行はるゝ由である、少年の遊戯の本能を正しく指導する機關が存在すれば、少年の犯罪は充分に防止する事が出来るのである。千九百十年ハザリントン氏が米國教育會に報告したる統計によれば、少年感化院八百四十名中の七割半乃至八割は、規則正しき遊戯をなさしむる事が出来なかつた結果入院するに至つたものであると云ふ、運動並に娯樂協會

官吏に指紋を強制

米國政府の新計畫
先づ郵便局員から

米國では從來郵便貯金局員に限り採用の當初に指紋を撮る規定があつたが、近來郵便局の紛失を初めとして、郵便係員の罪が激増したので之れを取除く一方法として、一般郵便係員の指紋を撮ること、更に進んで之れを官吏全般に及ぼすことに決定した、指紋が犯罪捜査上最も有効な手段の一つであることは何人も認める所で、既に英國政府では強制的に印度人全部の指紋撮影を了へ、引續き他の領土民にも強制的に印度人佛蘭西及び白耳善も亦同様の計畫を有し、獨逸では既に實行に着手してゐると傳へられる。

米國の今回の計畫も、實は英吉利の先例に倣つたものであるが、米國に於ける郵便事務員は現在三十二萬人に及び、官吏の數は五十萬を越えるので、この容易に人員に就て、一指紋を撮り、之れを組織的に整理するの事は容易のことでない、現に實行中の郵便局の分は悉く華盛頓の中央郵便局に保有し、別に之れを寫眞に複製して本人の勤務する各地の郵便局に送達する方法を取つてゐるが、汽車汽船の郵便係員の指紋は、中央郵便局にのみ保存することに於てゐる、一旦撮つた指紋は退職の際に雖も絶対に本人に返附しない方針である。

指紋の撮影に要する時間は僅かに五分間に過ぎない、其の方法は四角のガラス板に特殊のインキを塗抹しローラーで十分にこなし上で、之れに指を押しあて、紙に撮影するのであるが郵便局員の指紋紙に兩手一本宛のもの十枚と、母指を除いた四指を一緒に押したものを左右各一枚宛と、兩手の母指を除いたもの一枚と、合計十三枚で、最初の十枚即ち各指を一本宛寫したものは他の三枚に比して一層正確に寫される、この制度は今後二三年間に完成される筈で、然る時は郵便局員を初め官吏の犯罪が著しく減するだらうと期待されてゐる、尙ほ郵便局員は今回の政府の計畫を一般に好感を以て迎へてゐるさうだ



○巢鴨より

北斗生

富久町よりと云ふ一文が前號に顯はれた、其向ふを張て巢鴨を思ひついた譯ではない。病院が府下松澤村へ移轉するまでは、巢鴨行と云ふと大抵精神の異狀者で所謂巢鴨病院の厄介者ばかりであつた本篇は現在の巢鴨であるから氣違ひ染みた點はない筈であるが、若

し、脱線の點ありとすれば、并は「土地は行爲を支配す」と云ふ格言の適用を受けたものと御認めを願ひたい。

二

豫算の縮少や、行政の整理さては官制の改正等世は中々に多忙と相成つた。國勢院が廢止となつた

が爲めに國勢に消長を及ぼす次第ではないが、官廳の廢止は秋の暮をしてナントなく淋しみを感せしむる、千代の句に「思ふことなき顔しても秋の暮」と云ふのがある。

官廳の廢止や制度の變更は常に吏員の轉免を誘ふことになるが、昔は高材迄足の士と云ふて、所謂游泳術に長じた者がドサクサ粉れに好運を贏ち得たことがあつたが世の中が秩序立つて來ると所謂奇利を博することは困難になり、先づ俊才が採用され、其次が平才の任用となり、最後に鈍才の配置になる、勿論俊才にも自分免許の俊才があり、平々凡々たる所謂平才又は凡才の内にも思の外、有爲の才を包藏して居る者がある、鈍才に至つては、「寺子屋」に於ける武部源藏の文句の如く、「何れを見ても山家育ち」で、纏て首實驗の間

題となるのである。

三

秋色漸く深くして、東都は氷水屋の變じて甘酒屋となり、汁粉屋となり、麴は焼芋屋と落付くもの多し、數年前の調査に於て、焼芋屋は實に東都に於て千二百九十軒の多きを數ふ。焼芋は下層社會の同情者なり、學生家婢の慰安者なり、これ此營業者の本所、深川、淺草に尤も多く、神田、本郷、牛込、小石川の山の手の之れに次ぎ、麴町區か纒に二十軒前後を算するに於て明かにして、其如何に勞働者學生間に愛翫せらるゝやを想見するに難からず、蓋竈烟蒸々焦香芬々九里より甘き十三里の味遂に忘るべからざるものあり。若し夫れ其沿革に遡り起源を討尋するの時、吾人は彼の甘藷先生青木昆陽翁を

追想せずんばあらず、東京芋問屋が例年先生の忌日に總代を選びて甘藷先生之墓に展せしむと聞く、誠に美德なり美風なり、茲に於てか貴婦人同情し、令嬢共鳴し、「御薩」の聲縉紳の家庭に及ぶ、焼芋も亦冥すべきなり、今や生活の安定に關する問案吾人の耳朵を襲ふこと屢なるの時、此低廉にして滋養に富み美味にして、衛生的なるポテトを捨て、將又何をか求めんや。

四

予東湖藤田先生の書を藏す、其眞偽を知らずと雖も、水戸の某氏の介するところなるが故に、稍信を措くに足るものあり、東湖名は彪字は斌卿誠之進と稱し、東湖は其號なり、血誠の男子として舊友の間に重きを爲す、正義の念厚く、學は實用を尊み曲學阿世を厭ひ、

條理を重んじ、常に楠父子及び文天祥の人と爲りを慕ふ、其不遇にして幽囚の身となるも尙奉公の念を絶たず、死爲忠義鬼。極天護皇基の句あり、彼又道子昂の書を受し之を學ぶ、然れども、未だ嘗て法帖を其机上に置かず人怪みで其故を問ふ東湖答へて曰く、子昂書は誠に妙なり、我が學ぶ所以なり然れども、其の人物は實に無耻の陋男子なり、彼れ宋末に仕へて翰林院學士に累遷し頗る宋帝の眷遇を蒙りながら、一朝宋亡べば、身を隳へて元に仕ふ、是我が書を受して其人を卻くる所以なり、既に其人を卻く、何ぞ其法帖を我が机上に置くべけんやと、忠孝節義を重んずる東湖の如きは稀なり、今や人道日に衰へて正義の念薄く、徳義地を拂ひ、世は全く輕跳浮薄の極に達せんとす此時に當り東湖の如き、偉人傑士の高風を追想し以て自省の念を厚ふするは洵に緊要のことなるべし。

大正十一年九月中入出監並月末在監人員

△ハ減

受刑者	越員入		出		監見員		現	在	前月現在	前月比較	前年比較	増減
	刑	刑	刑	刑	刑	刑						
受刑者	四三、二三	二、六六六	三〇七四	四一、八〇五	四二、二三	四四、九三	△	四〇八	△	三、二七		
刑事被告人	二、五四九	二、七九	二、六三五	二、六九三	二、五四九	二、八九	△	一四四	△	一四六		
勞役場留置者	一六二	一九七	一九一	一六八	一六二	一八五	△	六	△	一七		
乳兒	一六	一〇	七	一九	一六	一四	△	三	△	五		
男	四三、五〇	五三、七五	五、六四	四三、二七一	四三、五〇	四六、四〇〇	△	三三九	△	三、三九		
女	一、四三〇	二七七	二九三	一、四一四	一、四三〇	一、五〇	△	二六	△	一四六		
總計	四四、九四〇	五、六五二	五、九〇七	四四、六八五	四四、九四〇	四七、九〇	△	二五五	△	三、二七五		

備考

内朝鮮人受刑者男二一三人、刑事被告人男一九人、支那人受刑者男三六人、刑事被告人九人、露人受刑者男二人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人、刑事被告人一人

工業文明社會に於ける社會事業

社會事業協會に於てせる東京市政調査會顧問ヒアト博士の講演大要

米國に於きましては社會事業といふものを單に貧民救濟とか救恤といふが如き範圍に限つて居りませぬ、米國の社會事業者等は後にも述べます様に結果よりも、寧ろ原因を取扱ふ事に努力して居ります、従つて先づ社會事業者等の活動舞臺であるべき社會狀態、即ち社會的背景を考察するはこの事業に於ける第一要件であるを認られて居るのであります、私はこの見解に全然同意致します、日米兩國の社會的經濟的狀態は多くの點に於て同様であり、殊にそれは都市に於て然りでありませぬ、吾單に日米兩國のみならず、すべての大國家の現状は工業的であり、而して工業文明は例處に於ても、或同一特質を有するが如くであります、舊日本や歐洲中世紀にあつた封建制度が或る共通せる根本的特質を有して居つたと同様に、近世の工業經濟制度は、それ

自身に特有する社會狀態を何處に於ても産み出すのであります、同一なる經濟的過程の行はるゝ處には同一なる社會生活と社會思想が生ずる傾向がある、人間の性質といふものには世界何處に於てもあまり變りがないものと見えます、これ等の理由により社會事業はいづれの國に於きましても根本的に同一なる諸問題に面しなければならぬのであります、工業的近代社會の第二の特質は多くの労働者の失業でありませぬ、封建的農業時代に於きましては、すべての農民は失業するといふ事はなかつた、しかるに工業にありては常に或る程度の失業が隨伴して居るのであります、この失業期には或る種の社會的結果を生ずる多數の男女労働者が職を失ひ路頭に於いてパンを探さればならぬ時には必ず犯罪數が増加致します、斯様な譯でありますから我等はずべての工業的社會には不景氣が屢々起る、而して實業界の不景氣は必然的に重大なる事を知らなければならませぬ、實に眞の社會事業は工業的社會の根柢に觸れる事業でありますから、近世工業の種々なるプロセスや市政の大事業に關して充分なる了解を持たなければ社會事業の教師には勿論であるが、社會事業の従業者にもなれるものではありませぬ、米國

に於きましては、社會事業の觀念は大變化を來しました、昔時にありては貧民救濟は私人の慈善に任された、しかるに先年來新しい觀念が社會事業に入つて參りました、社會問題は工業の發達のために必然的に發生したものである事が、人々に知られてからといふものは、慈善といふ言葉は昔時の高尚さを失つて來ました、多くの原因がこの變化を惹き起したのであります、其の第一に擧ぐべきは社會その研究に關する科學的研究、社會の組織、職能、病患等に關する研究が大いなる進歩を遂げた事でありませぬ、社會は闘争を事とする各個人の場合にあらずして一の有機體であるといふ思想が、西洋人の頭腦を支配する様になつてまゐりました、第二に擧ぐべきは社會主義の發達であります、社會主義者等は工業的社會の缺陷を猛烈に指摘し、若し有階級がこの欠陥を除去しなければ、現存社會制度を置滅するぞと脅かしたのであります、第三の原因は自然科學殊に病氣に打ち勝つ事を教へて人類を刺戟した、醫學の力でありませぬ、第四は社會事業者等が自分の経験より貧困や不幸事に關する社會的諸原因を學んだ事でありませぬ、即ちこの人々は個々の事件を取扱つて居る内に、自然と社會的原因に面する様に

なつたのであります。社会事業各等皆貧困、疾病、無智、殘忍及び浪費といふこの人類の五大疾患の原因を戦闘をする任務にたつたのであります。社会事業等の職業は最早貧民を憐れむといふ事ではなくて、全くこれ等人類の五大敵であるところのものを不可能にする事にあるのであります。

工業經濟上注目すべき 製品單一化の事業

米國では實行を始めた

◇米商務顧問フーグア氏が昨秋その管内に工業製品單一課なるものを新設し、標準局及び米國規格統一委員会を提携して、製品の單一化及標準統一に努力して居るは、工業政策上注目すべき事項である。

◇工業製品の單一化とは、製品の形状、寸法、式制等を限定した大量生産によりて生産費の低減、品位の向上を圖り以て現在の商工業のその苦境から救済せんとするものであるが、現在生産せらるる諸工業製品の種類、形状、寸法等は極めて多種多様に亘り、實際使用上の必要を越えたるものが多いので、其必要以外のもので除去し、製品の種類を減少する事は

一面最も緊要な事業である。
◇製品單一化の利益として、ウイリアム、エドワードン課長の擧ぐる所は左の如くである
(一)製品單一化によりて減少し得べきものは在庫品の總數量、生産費、販賣費用、製品用途の誤解、販賣價格
(二)製品單一化によりて増加し得べきものは賣上高、職工位置の安定、製品發送の潤澤、海外販路、製品の品位、製造者販賣者及用人の利益

◇今工業製品單一化に関する實例を擧ぐればフワイエツト、プラム氏は其管理せる工場の製品に對し戦時及び戦後において従前の型録から千三百種を削除したが、一日の生産高を一ヶ月間に實拂ひ得ないものは、これを削除する事に標準を置き、需要多からずその生産が經濟的でないもの及び他の品種の生産を著しく妨ぐるものは全く削除したのである。

◇かくて六ボンド及び八ボンドの向楯は保存されたが、六ボンド牛及び七ボンド牛の楯は削除され、又同社が六十五年の永きに滯り最も賞美された諸工具の光澤磨き仕上げも廢止し、又工具の磨き仕上げもマホガニー色の着色塗仕上げに合せる事にした、一般に廉價な製品常に多量の生産があるので、その生産に減少統一せんとするのであるが、これ等も目を經るに従つて自然製品の單一化を實現實際の必要に應じ、その種類を減少されるであらう事疑ひない。

◇兎も角製品の單一化は、工業規格統一事業と相俟つて生産費の節減を緊要とする現時の工業界において、相當注目すべき問題である。

牛の鼻紋

人間の指紋は犯罪捜査上に重要な役目を努めてゐるが、大分縣では牛を牛登錄個別鑑査の爲に牛の鼻紋をとる試驗を始め、既畜牛業者の飼育牛全部の鼻紋をとつて見たところ同一のものは一つもなく、皆違つた形をして居る、ことが判つた、これまで毛色に現れた斑紋や又は特徴等の似て居るのを利用して、隨分惡辣な手段が弄せられて居たが、この鼻紋を嚴重に調べれば種牛の登錄買賣等の場合替玉を助ぐに非常に有利である。

不良劣等児は醫學的に矯正

瀧の川學園の新しい試み

府下田端瀧の川學園は創立以來數多くの犯罪傾向を帯びた不良兒や精神の缺陷ある劣等兒の矯正教育に従事して来たが、從來のやうに心理學の立場からのみでは完全に目的を達する事が出来ない、今度種々同園で新しい試み始めるこの事である學園では語る「不良兒、劣等兒は精神的に缺陷のあるのは勿論だ、肉體の缺陷、つまり不具者が多い、不具を矯正した爲め、頭腦が非常に明晰になり劣等兒が忽ち優等兒になつた」と云ふ例は西洋にはよくある例で、本園でも此の新しい試みでさうした成績をあげて見たいと思つてゐる。

驚くべき大顯微鏡

犯罪の検査が目的
種々の特長を有す

▲米國の一犯罪學者は近頃指紋、血痕、毛髮纖維、彈丸、手蹟其他犯人の手掛になる證據物件を精密に検査する目的で龐大な顯微鏡をこしらへた、高さ六尺四寸、筒の長さ三十四寸、周圍五十四吋で、接眼レンズは十吋の直径を有し、五人が同時に覗き得べく、異常なる距離と擴大度とによつて數個の標本を同時に正確に検査することが出来る、標本臺の高さは十八吋四方で、測微器によつて三方に動かされるやうになつて、接眼レンズには微細に透明な目盛がしてあつて、容易に標本の大きさを知り得べく、調節装置を十分の一回轉せしめると、標本が〇、〇〇〇一吋移動しそれが二分の一吋に擴大されて眼に映する。



叙任

依願免官 七級俸看守長 熊谷兼次郎(盛岡) 叙高等官三等 典獄 渡邊 武直(前橋) 依願免官四級俸 監獄警 山川 宗治(集鴨) 依願免官六級俸 看守長小川新右衛門(廣島) 内田勇三郎、

免惡心身狀態ノ調査ニ關スル事務ヲ囑託ス 看守長 河地 幸作(澤太) 任典獄補補澤太刑務所長 叙高等官七等八級俸下賜 命盛岡刑務所勤務 岡部清四郎(福島) 給月俸六十三圓 保衛技師 小野豊三郎(盛岡) 命盛岡少年刑務所業務 保衛技師 西野 泰辰(京郡)

任保衛技師九級俸下賜 福井 徳應 任保衛技師命新登刑務所勤務 十級俸下賜 命山形刑務所勤務 看守長 佐久間勝治(秋田) 同 神俊 三(青森) 命福島刑務所勤務給月俸六十三圓 看守 及川 勇(福島)

任看守長命青森刑務所勤務給九級俸 看守 及川 勇(福島) 出獄人保護事業の 原氏に御下賜金 兩陛下より金三千圓を賜ふ 聖恩の有難さに感激

彙報

原胤昭氏の東京出獄人保護所に對し、本日陛下から左の御沙汰書と共に金三千圓御下賜になつた、原氏は午前十時宮内省に出頭して有難く拜受して歸つた 其事業を經營する事多年成績顯著の趣聞食され 天皇皇后兩陛下

より金三千圓下し賜り候事 原氏は光榮に感激して語ゆ「私は明治十六年から此方面に努めまして、始めは自分の宅で仕事をしておりましたが、明治三十年から東京出獄人保護所を設けて今日に及んで居ります、創立以來今日迄及ばずながら保護してやつた出獄人は七千四百三人に及んで何れも一定の職に就き、又故郷に歸つて、眞面目な生活に復活して居ります、近來では前科の多い者、是れは監獄でも乃至社會からも最も激斥されて居るものですが、多くたよつて來るので、將來更に努力したい考へです、眞には先帝陛下から御下賜金を頂いたので、重んじ重んじの聖旨の有難さに感激して居ります」

訓令 質疑 通牒 回答 司法省 行刑局長 山岡之助殿 大正十一年十月九日

受刑者身上考察ニ關スル件通牒 爾今受刑者ノ身上ヲ考察スルニ當リ受刑者ノ陳述其他各般ノ事情ニ依リ該受刑者ニ對スル科刑及刑ノ量定ニ注意シ行刑上通否ノ疑ヲ生

シヤルトキハ詳細ニ其事情ヲ具シ報告相成度 行丙第一六六二號 秋田刑務所長岡部安憲 大正十一年十月十二日監發第一、〇三七號上 申獨居拘禁者ニ對シ股引ニ代へ出立貸與之件 認可ス 大正十一年十月二十日 司法大臣 岡野敬次郎

監發第一〇三七號(大正十一年十月十二日) 秋田監獄典獄 岡部 安憲 司法大臣岡野敬次郎殿 在監者衣類品目増加ノ義ニ付上申 當地方冬期寒氣劇烈強ニシテ氷點下五、四ヲ示シ在監者ノ防寒方法ニ就キ工場ニハ相應施設俟得共監房ニハ之レナク分房拘禁者ニ對シ日中二回監房外ニ出シ小時間手風呂ニ依リ凍傷預防ヲ策メ探暖セシメ尙ホ肢引ヲ増加貸與セルモ長時間坐身業體下部ノ冷却甚敷膝蓋部及足部リ凍傷ヲ起スモノ多ク爲メニ往々健康ヲ害スル者有之候ニ付極寒ノ時期(約十二月一月、二月中)ニ限リ長衣ヲ着用股引ニ代へ當地方人一般冬期勞作者ノ使用スル出立(別



出立 備設個拾貳百壹

略圖)ヲ畫記獨居作業者ニ給與致度殊ニ本年ヨリ兇惡不真囚拘禁ニ依リ分房拘禁者倍加シ且ツ從來ノ如ク監房外ニ時々出シテ探暖セシムルハ危險ナリ又夜間就業服ト通常服ト着替セシムル爲メ監房ノ開閉等取捨ト支障少カラス調査スルニ股引製作費ト大差ナク其間就業服ハ貸與ヲ要セズ經濟上ニ於テモ影響ノ無之候條御認可相成度

材料對照

給股引小幅木綿 貳丈 貳丈五尺 給出立同 貳丈五尺 裏ハ古物ヲ以テ補綴使用ノ見込 行甲第一五九五號(大正十一年十月十八日) 熊本刑務所長 作業休憩時間ニ關スル件ニ付 回答

標記ノ件ニ關シ十月十八日監發第一七九五號ヲ以テ御開合之次第モ有之候處右ノ專ラ疲勞恢復ニ因ル能率者進ミ他食後休憩等衛生上ノ關係ヲ顧慮シ改正セラレタル次第ニ付右御了知可然御處理相成度 監發第一七九五號(大正十一年十月十八日) 熊本刑務所長 山本 鐵吉 司法省行刑局長 山岡之助殿 作業休憩時間ニ關スル件 本月十三日行甲第一五二六號ヲ以テ標記ノ件御通牒相成候處從來當所ニ於テハ御通牒ニ基キ午後一回十五分間休憩セシメ居候モ作業熱中ノ結果實際ハ右時間内モ就業セシメ居候ナカラザル次第ニ付股引ニ付強制セルモ現況ニ有之就テハ此以上工場内休憩ヲ與フルヨリハ寧ろ還房後休憩セシムル方一面職員ノ休養其ノ他便宜ト思科致候條自今午午前午後ノ内適宜二回十分宛休憩ヲ與へ殘餘ノ二十分間ハ四罷業時ヲ繰上ケ還房ノ上居房ニ於テ休憩セシメ度右支障無之候裁何分御指示相仰度

司法省 行刑局長 山岡之助殿 大正十一年十月九日 行刑局行丙第一六九〇號(十月廿五日) 大阪刑務所長 行刑局長

訓令通牒質疑回答

訓令通譯質疑回答

作業二關スル諸帳簿並用紙二
關スル件回答

標記ノ件ニ關シ十月二十日刑甲發第一五〇五
號ヲ以テ御照會趣コト了承右修正シテ使用シ
得モノハ貴見ニ通取計差支無ミ候

刑甲發第一五〇五(大正十一年十月廿日)
大阪刑務所長杉野喜祐

司法省行刑局長岡萬之助殿

作業二關スル諸帳簿並用紙二
關スル件照會

今回作業章程發令相成候結果來十一月ヨリ標
記諸帳簿並用紙ハ該章程ニ據リ作成スヘキハ
勿論ニ候得共當所ニ於テ既ニ印刷済ノ舊用紙
尙比較的多數現存致居候ニ付本年度内ニ限リ
該用紙ノ使用致度差支之候哉至急何分ノ御回
答相成度

司法省
行刑局行甲第一五九二號(大正十一年十月三
十日司法大臣訓令)

刑務所現業員勤務手當給與規
程中改正ノ件

大正十一年七月司法省訓令行甲第一一〇五號
中左ノ通改正ス

「監獄」ヲ「刑務所」ニ改ム
第二條各號ヲ左ノ如ク改ム

一 作業技手

二 看守

三 女監取締

四 備入

刑務所現業員勤勉手當給與規程(改正規程)
第一條 刑務所ニ於ケル現業員ニシテ八時間
ヲ超ユル勤務ニ服シ職務上特ニ勤勉ナル者

ニハ本規程ニ依リ勤勉手當ヲ給與ス
第二條 本規程ニ於テ現業員ト稱スルハ左ニ
掲タル者ニシテ作業ニ從事スル者ヲ謂フ

一 作業技手

二 看守

三 女監取締

四 備入

司法省行甲第一五九三號(大正十一年十月三
十日司法大臣訓令)

行刑局行甲第一五九三號(大正十一年十月三
十日司法大臣訓令)

明治三十四年十月司法省訓令監甲第三一九號

看守以下給與品支給細則中左ノ通改正ス

第二條中「其期間二十八日(二月、十二月ハ

二十六日)ヲ(其期間俸給支給ノ當日)ニ改

メ但書ヲ削ル

看守以下給與品支給細則(改正規程)

第二條 前條ノ給與品ニシテ代料ヲ以テ支給

スルトキハ其期月二十八日(二月、十二月二

十六日)ニ之ヲ支給ス但休日ニ當ルトキハ

繰上トス

代料支給ニシテ其借用期限二ヶ月以上ニ涉

ル日額ニ分割シテ支給スルコトヲ得

司法省人補第六六四號
(大正十一年十月二十六日)

刑務所長少年刑務所所長宛
訓令書式改定ノ件奉覽

今般監獄官制中改正相成候ニ付テハ爾今各廳
職員ニ對シ發スヘキ辭令書式別紙之通改定相
成候條此段及通譯候也

辭令書式

(職)氏 名

某刑務所(某少年刑務所)看守同保健技手、同
教誨師、同教師、同作業技手、同女監取締ヲ
命ス

何級俸(月俸何圓)給與

年 月 日

某刑務所(少年刑務所)

某刑務所(某少年刑務所)看守氏名

部長ヲ命ス

年 月 日

某刑務所(少年刑務所)

司法省行甲第一六三九號(大正十一年十一月
四日行刑局長通譯)

刑務所所長御中
活動寫眞ヲ數海ニ利用スル件ニ通譯

受刑者ニ活動寫眞ヲ數海ニ利用スル件ニ關シテ
ハ五月十三日監甲第六六八號及十月十三日行
甲第一五二六號ヲ以テ及通譯置候處之カ實施
ニ關スル調査漸次進捗致候ニ付先以テ左記方
法ニ依リ施行スルコトニ決定致候而シテ當初
ハ戒護檢束上ノ關係ヲ顧慮シ可成畫問ニ於テ
白晝映寫機ヲ使用致度種々考究スル所アリタ
ルモ該機ヲ使用スルトキハ畫面狹少ニ過キ多
衆ニ觀覽セシムルニハ不便ニシテ效果ヲ收ム
ルニ遺憾ノ點有之旁々映寫機ニ相當施設ヲ爲
シ普通映寫機ヲ使用スルコトニ致候ニ付御了
知相成度候

追テ映寫ニハ光源トシテ電燈ヲ要シ候處
(普通室内用電燈ノ電壓ヲ要スルモ)ナル
ヲ以テ動力ニ電氣ヲ使用シ居ル向モ該電氣
ヲ直チニ點燈用ニ供シ難シ而シテ電燈ヲ點
シ得ルニ至レハ映寫機附屬ノ接續器ニ依リ
映寫機ニ電流ヲ通スルモノトス)之カ施設
エ付テハ相當工事ヲ要スル次第ニ有之候間
映寫ノ場所若クハ其附近ニ電燈ヲ點シ得ル
機盤處方御取計相成度而テ其施設完了ノ上

訓令通譯質疑回答

作業二關スル諸帳簿並用紙二
關スル件回答

標記ノ件ニ關シ十月二十日刑甲發第一五〇五
號ヲ以テ御照會趣コト了承右修正シテ使用シ
得モノハ貴見ニ通取計差支無ミ候

刑甲發第一五〇五(大正十一年十月廿日)
大阪刑務所長杉野喜祐

司法省行刑局長岡萬之助殿

作業二關スル諸帳簿並用紙二
關スル件照會

今回作業章程發令相成候結果來十一月ヨリ標
記諸帳簿並用紙ハ該章程ニ據リ作成スヘキハ
勿論ニ候得共當所ニ於テ既ニ印刷済ノ舊用紙
尙比較的多數現存致居候ニ付本年度内ニ限リ
該用紙ノ使用致度差支之候哉至急何分ノ御回
答相成度

司法省
行刑局行甲第一五九二號(大正十一年十月三
十日司法大臣訓令)

刑務所現業員勤務手當給與規
程中改正ノ件

大正十一年七月司法省訓令行甲第一一〇五號
中左ノ通改正ス

「監獄」ヲ「刑務所」ニ改ム
第二條各號ヲ左ノ如ク改ム

某刑務所(少年刑務所)看守
同保健技手同教誨師等ヲ免ス

依願免某刑務所(少年刑務所)看守同保健技手
等

年 月 日

某刑務所(少年刑務所)

(職)氏 名

某刑務所看守ヲ命ス

月俸何圓給與

年 月 日

某刑務所

(職)氏 名

某刑務所看守ヲ囑託ス

月手當シテ一個月金何圓給與ス

年 月 日

某刑務所(少年刑務所)

氏 名

某刑務所看守ヲ囑託ス

月手當シテ一個月金何圓給與ス

年 月 日

某刑務所(少年刑務所)

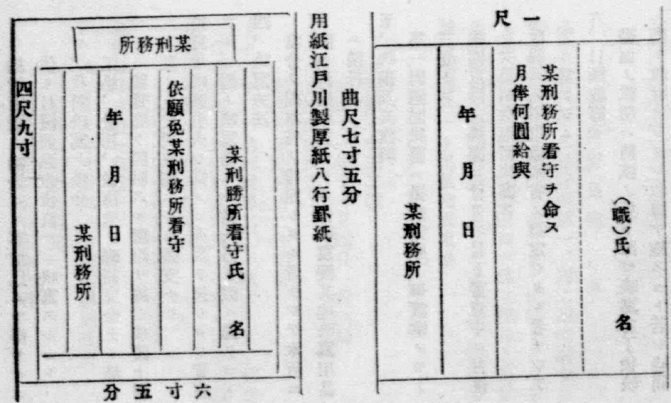
氏 名

事務囑託 氏 名

囑託ヲ解ク

年 月 日

訓令通譯質疑回答



訓令通牒實際回答

ハ速ニ報告相成度候又點燈施設ニハ可成配賦豫算ノ範圍内ニ於テ施行相成候様御配慮有之度候

左記

- 一、活動寫真ヲ觀覽セシムル範圍
入監シタル翌月ヨリ五月ヲ經過セサル者、行狀不真ノ者、獨居拘禁中ノ者ヲ除ク以外ノ受刑者ニ觀覽セシムルコト但シ階級處遇ヲ施行シ居ルトキハ低級ノ者ニハ觀覽セシメサルヲ可トス
- 二、映畫ノ場所
教誨堂但シ已ムテ得サル場合ハ工場ヲ使用スルコトヲ得
- 三、映寫場ノ施設
イ、白晝映寫ノ場合
映寫幕附近ノ窓ハ黑色ノ幕又ハ其他適當ノモノ（黑色幕ハ木綿類ナレハ二枚乃至三枚合ニ爲スヲ要ス幕ノ代リニ淺藍色蒲團皮ヲ使用スルハ至便ナリ）ヲ以テ覆ヒ觀覽席附近ノ窓ハ戒護上ノ關係ヲ考慮シ單ニ日光ノ直射ヲ遮グル程度ノ設備ヲ爲スニ止ムルコト若シ觀覽席ヲ照明スル電燈施設ヲ爲スニ於テハ映寫場ヲ暗黒ニスルモ差支ナシ

白晝點燈施設ニ比較的多額ノ費用ヲ要シ
木竹ヲ拂下クル場合、公共用財産又ハ公用財産タル土地ノ上ニ存スル立木竹ヲ特ニ整理ノ目的ヲ以テ處分スル場合等國有財産ノ整理處分ニ依ル收入ヲ整理スルノ必要ニ出テタルモノニシテ公共用財産又ハ公用財産タル土地ノ上ニ存スル輕微ナル枯損木竹又ハ障害木竹ノ拂下代ハ從來通一般會計物品拂下代ノ目ニ整理スル儀ニ候條御了知相成度爲念此段及通知候也

訓令通牒實際回答

款	項	目
一、國有財産		
整理資金收入		

大藏省所管歳入徵收官
大正十一年度當省所管國有財産整理資金特別會計歳入科目中船橋拂下代ノ末位ニ左ノ科目ヲ追加ス
大正十一年十月二十四日
大藏大臣 市 來 乙 彦
大正十一年度大藏省所管國有財産整理資金特別會計歳入科目表

施設困難ノ場合ニハ事情已ムテ得サルニ依リ日没前點燈後直チニ映寫スルコト
口、夜間映寫ノ場合
工場、監房、教誨堂ノ聯絡完全ナル場合ハ觀覽ヲ照明スル電燈ヲ施シ戒護上留意ノ上夜間映寫スルモ差支ナシ
映寫中映畫引火シ爲メニ火災ヲ起シタル實例アルニ鑑ミ映寫場ニハ消火器ヲ備ヘ置クコト

- 四、映寫方法
當分ノ間本省ノ指定シタル者ヲシテ本所ニ限リ巡回映寫セシム但映寫機其他映寫用品ハ携行ス
- 五、映畫及其說明
第一巡回映畫ハ攝政宮殿下御渡歐ノモノニ限リ巡回映寫セシム

次回以降ノ映畫ニ付テハ目下審査中ニ付決
定次第順次巡回映寫ス
說明ニハ不取敢本省ノ指定シタル者ヲシテ之ニ當ラシム
六、口頭教誨
畫面ノ說明ハ前號ノ如ク雖モ映寫終了後映寫ノ教材トシタル教誨ヲ施スコト若シ時間ノ關係上之ヲ許サ、且場合ニ在テハ簡單ニ其要領ヲ說キ置キ直近ノ教誨日ニ於テ詳細ニ教誨ヲ施スコト

國有財産賣	立木竹拂下代
代	

行刑局行甲第一六一一號
(行刑局長通牒)
利務所長宛
本年九月二十八日行甲第一、四二四號訓令ニ依リ警察視察ヲ要スル者ニシテ通報シタル者ニ付テハ其行刑ノ成績通知ヲ爲ス際其ト參考事項關ニ「警察視察ヲ要スル者ト認メ警察官署へ通報ス」ト記載相成度候

行丙第一七三二號
大正十一年十一月四日 行刑局
名古屋刑務所宛
辭令用紙配給方之件回答

辭令用紙配給方請求之件
大正十一年十月廿八日名古屋刑務所
司法省行刑局長宛
辭令用紙配給方請求之件
十月二十八日名刑發第二〇一八號ヲ以テ標記之件申出相成候處桐澤込島之子紙ハ従前ノ通直接印刷局ヨリ購入相成度

七、其他
觀覽セシムヘキ者多數ノ場合戒護上必要アリト認ムルトキハ數回ニ別テ觀覽セシムルヲ可トス
司法省會甲第三七四五號
(大正十一年十一月六日)

裁判所
利務所 宛
供託局
國有財産整理資金歳入科目ト一般會計歳入科目トノ編入區分ニ付別紙藏第一、七九〇號ノ通牒時國有財産整理部長ヨリ通知有之候條了知相成度
(別紙)
藏第一、七九〇號
大正十一年十月二十四日

臨時國有財産整理部長 鈴木 繁
國有財産整理資金特別會計歳入徵收官
司法大臣官房會計課長殿
今般十月二十四日訓令第三一號ヲ以テ國有財産整理資金收入ニ立木竹拂下代ノ目設置相成候處右ハ整理スヘキ土地ノ處分ト分離シテ立
一、辭令用紙
但桐澤込島ノ子紙ノ分
標記ノ用紙在庫品拂底ノタメ差支候間至急御配給相成度及請求候也
司法大臣官房 保第三八四號
保第三八四號
(大正十一年十月五日)
司法大臣官房保課課長通牒

典獄 宛
釋放者保護ノ警勵指導ニ關スル件
通牒
今般總理大臣ヨリ各宗管長ニ對シ別紙ノ通牒示相成候處一般保護會ニ於テハ右訓示ノ趣旨ニ副フ様致度候間此際貴官ヨリ管下各保護會ニ對シ其ノ意ノ存スル所ヲ宣明スルト共ニ之ヲ警勵指導シテ其ノ改善ト發達トヲ圖リ荷モ保護ノ欠缺ニ因リ再犯ニ陷ルモノヲ生スルカ如キコトナキ様特ニ御盡瘁相成度候
(總理大臣訓示)

茲ニ各位ノ御來訪ヲ機トシ一貫御挨拶申上ケ且ツ希望ヲ申上ケタイト存ハマス
一、倍々社會的各般ノ施設經營ニ關シ宗教家諸子ノ御盡瘁ニ對シテハ深ク之ヲ多トスル所テアリマス
二、殊ニ釋放者ノ保護事業ニ關シテハ諸氏ノ

御盡力ニヨリ漸時發達ヲ見、今々全國ニ於ケル是等保護團體ノ數六百五十有餘ヲ算スルニ至リ斯業ニ對スル世間ノ諒解ト同情トハ日ニ倍々加ハルニ及ヘリ去リ乍ラ近時經濟界ノ影響ハ延イテ釋放者ノ就職難チ困難ナラシメテ斯業ノ遂行ニ支障チ來タスノ事例アリト聞ク之ニ關シテハ尙ホ一層各位ノ御努力ヲ希フ所デアリマス

三、又新ニ制定セラレタル少年保護ニ關スル

法規ヲ實施スル晚ニ於テハ寺院及保護團體ハ少年審判及委託ヲ受ケテ少年ノ保護ニ任スヘキ事ト爲レルヲ以テ深ク此點ニ留意セラレ法ヲ運用ヲ完フスルニ於テ充分ノ御配慮ヲ望ム

四、今又文運ノ進展ト世態ノ變遷ト二件ニヒ社

會事業ノ普及及整備ヲ要スルコト益々切ナルモノアリ政府ハ銳意之レガ企畫經營ニ勉ムヘシト雖モ是等ノ事業ハ民間ノ施設ト相待テ其効果ヲ擧グヘキハ亦察説スルヲ要セズ

社會事業ハ固トヨリ精神及物質界ノ兩方面ニ關聯スルハ勿論デアリマスガ殊ニ其精神界ニ就テハ之レガ教化指導ニ任セラレ各處ノ御苦心御努力ニ倍々御禮ヲ可ク

忌彈なき内地刑務所視察談があつた。今その講演の梗概をのすならば、

○細走刑務所は三十町歩の農場を有し、毎日四人は野天に愉快に働いてゐる。農業の收益及び農業より及ぼす好感化の點よりして來年は農場を殖して四百町歩とする豫定である。

○札幌刑務所では作業の獎勵の爲めに作業の成績の良い工場に優勝旗が與へられて居る。従つて一人の勤惰はやがて其工場の仲間の名譽に名譽に關することとなるから彼等は出來るだけ奮勵して能く働くのである。

○北海道の刑務官は轉任を望まないで、中には昔の武士が藩主から子孫代々孫を食んで仕へて來たように、父も子も又其孫も同じ刑務所に勤務する者もある。此は北海道の生活が、地方の生活よりも樂な爲ではあるまいか。然しこゝに傾向は刑務所の事務改良を遅からしむるものである。一面刑務官は北海道に轉勤でもして貯金することである。

○福島刑務所も立寄つたが建築が古くて、清潔でなかつた事だけを感じたのみで他に見るべきものはなかつた。

○秋田刑務所には一四二人の兇悪囚が各務所より移集されて居る。然し兇惡囚と呼ぶこ

ス而シテ戦後思想界ノ潮流單純ナラザルノ今日此方面ニ對シ深ク意ヲ注カレ一層ノ御努力ヲ以テ教化善導ノ實績ヲ期セラレニコトヲ切望ス

司法大臣官房保護課 保第四三二號

(大正十一年十月二十日)

刑務所長宛

釋放者保護會ノ指導奮勵ニ關スル件依命通達

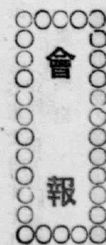
九月二十八日行甲第一、四二四號ヲ以テ受刑者釋放通知其他ニ關シ訓令並ニ通牒有之候處右ハ釋放者ヲ二大別シ改悛ノ狀ナキ者適當ナル保護者ナキ者等特ニ嚴重ナル警察視察ヲ爲スヘキ者ハ之ヲ前科者トシテ警察署ノ特別視察ニ附シ、改悛ノ狀アリテ再ヒ罪ヲ犯スノ虞ナキ者ハ社會同化ノ爲メ保護會ニ於テ保護監督ヲ加フルコトナシタルモノ有之如斯ハ畢竟保護會カ多年ノ苦心努力ニ因リ擧ケ得タル功績ヲ世ノ認容信賴セラレタルモノニシテ斯業ノ爲メ洵ニ慶賀ニ堪ヘサルモノアルト同時ニ又一層其義務ニ重キチ加ヘタルモノトシテ大ニ自覚奮勵ヲ要スルニキモノト被思科候所シテ

は出來ないほどに彼等は温順であつた。これは此刑務所に移送されない前の刑務所の看守に對してはある一種の感情の衝突から恨みを懷いてゐたものだから兇惡に見られたかもしれないか、此新しき刑務所に移送されては恨むべき看守がないからではあるまいか、若しそなたがすれば兇惡囚を出すことは刑務官吏の責任であると言ふことが出来る。

○其他何れの刑務所に於いても感ぜられた入浴時間の餘りに短かいこと、保健技師の冷淡なこと、例へば腹が痛いといつたら脈も取らずに、苦味チンキ重曹と云つた風、又接見室で面會人との互ひに接見する窓が餘りに小さいこと等を指摘し暢々一時間に餘る有益なる講演であつた。尙ほ當日の出席者を擧ぐれば刑務官練習生一同の外に

- 「牛場羽市、梶岡權次郎、尾原祥榮、野々部精三、岸川萬太郎、飯島淺藏、中村一郎、橋本音藏、永田芳雄、仁科正次、太田卯八、田中秀實、伯水正英、菊池信之丞、大會根岩吉、大木真治、島崎健、野尻一、藤井嘉照、福田綾吉、双木文四郎、輕部松太郎、大岡純雄、和田岩雄、志村靜、小笠原覺雄、加藤教榮、中島利吉、高森源一、上坂忠三郎、山崎孫一、藤澤登英、徳水繁淳、四夷教應、村田巖彦、

彼等罪囚ノ釋放ニ際シクは是等兩者ヲ識別シテ誤ナキチ期スルニハ刑行當面者ノ慎重ナル觀察ト正確ナル判斷トニ俟ツヘキハ勿論ナリト雖モ一度改悛ノ狀アリテ再ヒ罪ヲ犯スノ虞ナキモノト認定セラレタル者ニ對シテハ所管保護會ハ全力ヲ傾注シテ之レガ保護監督ノ任ニ當リ苟クモ保護ノ缺陷ニ因ル再犯ナキチ期スルノ覺悟アラシムル様致度就テハ貴官ニ於テモ此ノ意ヲ體シ管下各保護會ノ指導奮勵ニハ特段ナル熱誠ヲ眞摯トシ以テ之ニ當リ一面資金ノ充實ヲ計ルル共ニ他面保護從事員ヲ教養淘汰シ組織又ハ經營方法ヲ改善セシムル等斯業ノ向上ヲ展ニ盡瘁シ世ノ期待ニ適應シテ再犯防遏ノ實績ヲ確保セラレル様致度候



茶話會

例月の茶話會の講演は去る十月二十一日(土曜)午後二時半より協會の樓上で開かれ、築れて北海道及び東北地方の刑務所を視察された東京區裁判所檢察長法士藤野孝氏其の

羽柴瑞之助、長谷川鐵太郎、戸田作造、廣瀬藁藏、寺澤政郎、鈴木隆、藤島源治、友好正法、小柳信吉、榎本寧、平田雄雄、行定形治、今井洪、澤田幸太郎、杉浦大七、吉永榮次郎、榎本高義、田口梅藏、渡部誠一郎、小原綱五郎、扇谷與三、根本顯太郎、高橋久喜、藤井藤藏、大木三郎、大草東三郎、竹内重雄、卜部基、矢作留藏、前川徳太郎、安原實、齋藤敏二、大月義平二、山川一郎、有馬四郎助、寺崎勝治、野口謹造、松本一次、渡部武直、佐々木英夫、藤井五一郎、垂水克己、正木亮芥川信、秋山高三郎、辻敬助、宮城長五郎、山岡萬之助、北島良吉、伊藤忠次郎、の諸氏

刑務所の活動寫

眞映寫

刑務所の囚人に活動寫眞を見せようといふ司法當局の意見は既に早くから決定されて居たが愈々實行といふ事になるにフィイルムの種類の選擇、映寫機の真否其等の點を考慮せねばならぬので容易でなかつたが、此程漸く實行の歩進み、攝政宮殿下の御外遊のフィイルムを見せることとなり、十月二十九日(日曜日)午後一時より豊多摩刑務所に於て講寫し、更に

三十日午後三時より横浜刑務所、三十一日、天皇節、午後五時より市ヶ谷刑務所、十一月四日浦和刑務所、十一月十一日水戸刑務所に於て護衛した。映寫に先立ちて所長より映寫の趣旨を述べ、映寫後教師よりフィルム觀覽に付いての感話があつた。フィルムは攝政宮殿下の英國少年義勇團の御檢閲の場面から初まつて英國のマンチエスター和蘭のヘーグ市、白耳義のアムステルダムリユーゼ、佛蘭西の巴里、巡遊熱誠なる御歡迎を受けさせられる處から伊太利のローマの御巡遊に終つてゐる。巻数は三巻で映寫時間は一時間である。「フィルム映寫の爲めに司法省よりは給井廉が打合せの爲め又協會よりは岡本、禿兩書記が映寫機操従者となり、説明者となりて其等の刑務所に出張した。受刑者のフィルム觀覽に就ての感話録は協會に送附される事に依頼してある。

□監獄協會の名稱變更

監獄の名稱を刑務所と改められた已上は當協會もいつまでも監獄協會と稱してゐるこゝが出来ず、刑務協會と改稱又監獄官練習所を刑務官練習所と改められた。又機關雜誌は刑政と改められた。

□刑務官練習所の近況

練習所の練習期間もはや半ばを過ぎた。練習生は懸命に勉強してゐる。閉所式は十二月二十日頃の豫定である。千葉刑務所入所生看守土橋竹次郎氏は病氣の爲めに十月三十一日限り退所された。

□贈與

會則第十一條第一項第五號により宮崎刑務所授業手八十島乙助氏以下四十九名に對し七

圓以下三圓を又同條第四條により名古屋刑務所看守河内正二氏外一名に對し七圓以下六圓を、同條第三號により高松刑務所原谷本嘉平氏に對し十一圓を贈與す。

負傷巡査に金蘭贈呈の件

山梨縣巡査小林貞通氏は小菅刑務所逃走囚角田龍吉を本年九月二十九日山梨縣下に於て逮捕の際身に數箇所の重傷を負ひたるも屈せず勇敢格闘し遂ひに逮捕せらるるその献身的行動を表彰慰勞する爲め本會寄附行爲第五條第二項により理事會の決議を経て金壹百圓を山梨縣日下部警察署長を経て贈呈す。因に同氏及署長より謝狀到着せり。

◆教化用書籍審査部新設

行刑の適實を計る資に供する爲教化用看護書籍審査部を協會内に設け委員長には行刑局長を仰ぎ、委員及幹事を夫れ々々囑託するゝこととなつた。

□寄附金額及刑務所名

(當協會の事業進興の爲めに各刑務所に御依頼して募集した寄附金)

小菅	四三五	九二	市ヶ谷	四四七	一六五	豊多摩	三六三	三七
栗	六二七	九〇	横濱	四五一	九九	浦和	三八六	三二
前橋	三三四	六二	千葉	三〇八	五四	△小田原	三四	五八
宇都宮	三八五	二二	長野	四五五	〇四	水戸	三八二	三九
静岡	三七七	〇六	名古屋	六二六	四八	甲府	二三〇	二八
滋賀	二七四	四五	岐阜	三一〇	五二	三重	三五四	四八
金澤	二六五	八五	△高山	三一	四六	福井	一二九	—
福島	四〇〇	八二	富山	一五七	三五	新潟	三七七	九四
青森	二九七	七三	宮城	四一八	三六	盛岡	二六一	九〇
京都	五五四	八二	山形	三七一	六一	秋田	二九九	五三
和歌山	二四八	八二	大阪	一〇七二	八〇	奈良	一九七	二四
△田邊	五五	—	神戶	四五六	六九	岡山	四二一	九八
廣島	六二四	三八	△州本	一一	三五	△津山	七二	三五
松江	三〇四	六七	△姫路	二一三	一一	鳥取	二〇二	四七
松山	三三一	五六	△豊岡	四五	六九	高松	二七九	八八
長崎	五八七	二九	山口	四九八	五三	三池	五四一	二九
大分	二〇〇	五四	徳島	一八六	九二	小倉	一八九	一七
佐賀	二二八	七五	高知	二六〇	三二	熊本	三三六	六八
福岡	六五一	五四	宮崎	三〇〇	七七	旭川	一八三	一四
鹿兒島	二〇四	八四	十勝	一九八	三九	沖繩	二〇〇	三七
網走	四一〇	七七	函館	一九三	五一	札幌	四九〇	九六

合計二、一七六 五七〇

司法省及其他よりの同上寄附金額
三二五 八五〇
其他

二五〇〇〇

集鳴だより

集鳴だより

集鳴 中島 利吉

濁った様な春の自然とは違つて清く澄める碧空の下に和やかな秋の気分がふさふさい燃ゆるやうな紅葉が樹間を綴つて居るさまは曠慢と咲き亂れた櫻花のそれよりも一層清くそして奇麗な感じを興へる、時は去る十月三十一日天長祝日の佳節集鳴刑務所に於て、こうした景色を背景として例年の如く拜賀式を擧げ續いて職員二十一年勤績表彰式を行はれた。

この日午前九時を合圖に所員一同集集し大月所長は大禮殿般めしく出場され滞りなく拜賀式了了へ表彰式に移つた、此時今日の佳節に表彰さるべき

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 三十四年 | 丹山 長清 | 三十三年 | 鎌田 龍空 |
| 三十一年 | 市村致次郎 | 二十八年 | 松井宗三郎 |
| 二十七年 | 山田 順藏 | 二十二年 | 米川巳之助 |
| 二十二年 | 上野 真藏 | 二十一年 | 塩澤 常吉 |
| 二十一年 | 岡崎完示郎 | 二十一年 | 河原又四郎 |
- の十名は包み切れぬ喜びの色を堪へ第一列に整列し、總所長は集鳴刑務所職員俱樂部々長の名に於て一々表彰状を讀上げ大銀盃各一個を添へ贈られたのである。

受くるもの贈るもの共に偉大な名誉ではあるまいか、所長曰く清廉潔白且勤務を厭はず永年勤続されたる事は寔に賞讃の辭なき諸氏の榮譽は曳ひて當所の誇りである、どうか健康を保持されて益々職務に盡せらるる期望する旨の挨拶があつた、式了つて表彰者一同

に後の了校

何でも議論は實際に先つもので或る學説が吐かれ又思潮が生れても其が實際の制度や施設となつて現はれてくるのは其思潮が強く意識されて來てからの事である。今回監獄の名稱が刑務所となり監獄協會が刑務協會に監獄協會雜誌が刑政に改稱されたのは刑罰の目的主義が強く意識されて來た爲めて行刑の一制限を開きたるものと云はればならぬ。名稱は内容を表現してゐるものであつて名稱の改新は即ち内容の改新を意味するものであつて益内容の充實が計られる事であらう。

監獄協會雜誌の改題の事に付いては久しき以前から論議されて居たが今年度目ぼしき改正とともに難なく改題されて刑政と改稱され

ることになつた。改題とともに内容の充實した新しき気分のものにして行き度い。

改題としては杜撰な通稱扱であつたけれども、突然の改題でもあつたし、又時間の餘裕もなかつたので一層不味いものになつてしまひました。追ひ／＼細査と研究とを積んで一入の努力をいたしませう。

▲ 行刑法規が改正されたので之を別に印刷に附して會員各位に配布致しましたのと本月號の頁数が餘程増加してゐる爲めに豫算の關係もあり勢ひ來月號は頁数を減じなければなりませんから其邊御含みを願ひます。尚頁数の關係上御送り下さつた原稿を掲載されなかつたものもありますがなるべく載せさせていただきます。

(丑生)

は演武場に於ける所長の祝賀招待會に臨んだ

「犯罪社會學」(東洋大學教授勝水淳行氏著)

犯罪問題は社會問題の中で可なり重大な地位を占めた部内であるにも拘はず、この問題が特殊的に扱はれ従つてこれに對する學者の少ないのは斯界のために遺憾であつた。この意味に於て先に惜むべき逝去を見た寺田精一學士の犯罪心理學の研究や我が勝水教授の犯罪社會學の専攻は犯罪學界のために吾人は二氏に對して大いに多しなればならぬと思ふ。

勝水教授は嘗て教師として少なからざる年月を實際的體驗に費され、又本會の囑託として犯罪社會學の研究のために絶えざる努力を盡したことはすでに周知の事であらう。氏は今書肆の乞ふまゝにそのノートを整理して一書に纏められたのが本書である。

元來「犯罪社會學」なるシステムは外國の犯罪學の中にも確立したと云へるもの少く、云はゞ我等は勝水教授によつて、吾等の眼前にこの得難き犯罪社會學のシステムを見せて貰ふことが出来たと云つて過言ではなからう。

試に本書に盛られたシステムの内容を概略して見るならば、

第一章 犯罪研究の對象 第二章 犯罪社會學の概念 第三章 犯罪社會學の研究法 第四章 社會生活及び其の目的 第五章 犯罪觀察の諸方面 第六章 犯罪の性質 第七章 犯罪の目的 第八章 犯罪發生の條件 第九章 犯罪の原因 第十章 犯罪に對する反動としての刑罰 第十一章 犯罪の防遏

と云つた風に十一章に大分し更に節及び項に小分して初學者にも解し得るやうに親切平易に説明してある、兎も角犯罪問題の研究書として殊に我國にこゝない犯罪社會學の參考書として特に推奨に價するものと信ずる。尙本書には此項社會の耳目を聳動してゐる不良少年少女問題の研究を附録としてある。(附録二百五十頁 定價二圓五十)

定價表	冊(稅共)		廣 告 料
	六冊	十二冊	
金 壹 圓 貳 拾 錢	金 貳 圓 四 拾 錢	五 圓 活 字 半 段 一 行	一 頁 金 壹 圓 貳 拾 錢
金 貳 圓 貳 拾 錢	金 貳 圓 四 拾 錢	二 頁 金 壹 圓 五 拾 錢	二 頁 金 貳 圓 四 拾 錢
金 貳 圓 貳 拾 錢	金 貳 圓 四 拾 錢	三 頁 金 壹 圓 五 拾 錢	三 頁 金 貳 圓 四 拾 錢
金 貳 圓 貳 拾 錢	金 貳 圓 四 拾 錢	四 頁 金 壹 圓 五 拾 錢	四 頁 金 貳 圓 四 拾 錢
金 貳 圓 貳 拾 錢	金 貳 圓 四 拾 錢	五 頁 金 壹 圓 五 拾 錢	五 頁 金 貳 圓 四 拾 錢

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十一年十一月十九日印刷納本
大正十一年十一月二十日發行

發行所 東京市牛込區市谷富久町六〇番地
編輯人 北島 良吉
印刷所 東京市北區左門町七十二番地
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
發行所 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地

日本大學機關雜誌

日本法政新誌

第十九卷 第十號

—(第二百一拾號)—

論說

支那の文字を現代的に理解せんには(三).....

名譽侵害を論ず..... 文學士 後藤朝太郎

中世教會史要領(二)..... 文學士 入江眞太郎

本邦労働運動の趨勢(完)..... 文學士 佐々木英夫

現行出版物法の研究(完)..... 文學士 安井 英二

カントの法理論(三)..... 文學士 宇野 慎三

獨逸選舉法の三特色(二)..... 文學士 船田 亨二

清算所制度(二)..... 文學士 坂 千秋

大自然論..... 文學士 太刀川英雄

寄書..... 木村 毅

三大ユトオピアンの生涯と思想概説(二)..... 社會科學生 淺野 研眞

○海外近況..... ○漫錄..... ○雜纂..... ○日本大學記事 ○大學融金並寄附金
領收報告 ○會費領取報告

日本法政大學發行
日本法政大學會社發行
定價一圓(金) 郵稅貳錢